

平成15年度
包括外部監査の結果報告書
(補助金の事務執行)

平成16年3月8日

岐阜県包括外部監査人
公認会計士 市川 武雄

目 次

【要約】

	頁
第1 外部監査の概要	3
I 外部監査の種類	3
II 選定した特定の事件(監査のテーマ).....	3
III 事件を選定した理由.....	3
IV 外部監査の方法	4
V 外部監査の対象とした補助事業.....	6
第2 外部監査の結果及び意見の要約	8
I 各補助事業の監査の結果及び意見.....	8
II 県に対する意見	16

【本文】

第1 外部監査の概要	21
I 外部監査の種類	21
II 選定した特定の事件(監査のテーマ).....	21
III 事件を選定した理由.....	21
IV 外部監査の対象とした部署.....	22
V 外部監査の方法	25
VI 外部監査の実施期間.....	26
VII 補助者	26
VIII 利害関係	26
第2 監査の対象	27
I 岐阜県における補助事業の概要.....	27
II 岐阜県の補助金の見直しシステム.....	31
III 岐阜県の行政評価システム.....	36

	頁
第3 監査の結果及び意見	41
I 施策体系との関係において検討した補助事業	41
『1』円滑な労働移動支援	41
[1] 岐阜県シルバー人材センター連合会補助金	43
(シルバー人材センター業務開拓支援事業費補助金を含む)	
『2』就業能力の向上支援	49
[2] 岐阜県労働福祉事業費補助金	51
『3』商品企画力・デザイン力の強化、販売力の強化	55
[3] 中小企業団体中央会中小企業振興対策事業補助金	57
(中小企業団体中央会補助金を含む)	
『4』「日本まんなか楽園ぎふー飛騨・美濃」構想の推進	65
[4] 岐阜県観光連盟運営費等補助金	68
(ニューリゾート基地ぎふ情報事業補助・観光事業振興助成交付金を含む)	
『5』農産物の生産振興	72
[5-1] 園芸特産振興団体育成対策費	75
[5-2] 岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策費補助金	80
(県野菜生産出荷安定対策事業補助金を含む)	
[5-3] 農協有等家畜導入事業費補助金	86
[5-4] 農事改良組合活動促進事業費補助金	90
『6』県内農産物の消費拡大	94
[6] 錦鯉振興会活動費補助金	96
『7』安全・安心・健康な農林水産物の生産・販売	99
[7] 安全・安心・健康野菜等支援事業補助金	101
『8』県産材の需要拡大、県産材の利用拡大	107
[8-1] 木材産業高次加工化等促進事業費補助金	110
[8-2] 産直住宅建設支援事業費補助金	115
『9』農林業の情報化の推進	119
[9] 農業共済組合連合会事業活動促進費補助金	121
『10』農林業を担う多様な担い手育成	126
[10-1] 林業退職金共済加入促進事業費補助金	129
[10-2] 岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金	133
[10-3] 畜産協会等事業推進費補助金	140
[10-4] 農業会議補助金	149
[10-5] 農業農村活性化協会補助金	155

	頁
『11』 健康意識の高揚、健康法実践・機会提供……………	160
[11] 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金……………	163
(岐阜県公衆衛生協議会運営事業)	
『12』 民間住宅のバリアフリー化の推進……………	166
[12] 岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金……………	168
『13』 多様な学習機会の充実……………	172
[13] 岐阜県国際ネットワーク大学留学補助金……………	174
『14』 乳幼児期の心の教育の推進、青少年期の心の教育の推進……………	176
[14] ほほえみ相談員設置推進事業補助金……………	178
『15』 文化・スポーツイベントの推進、文化・スポーツ交流の推進……………	181
[15] 全国スポーツ・レクリエーション祭派遣事業費補助金……………	183
II 県庁内に事務局がある補助事業……………	188
[20] 岐阜県ふるさとづくり協議会補助金……………	188
[21] 岐阜県食生活改善連絡協議会補助金……………	189
[22] 岐阜県保健体育等振興補助金(学校保健会運営事業補助金)……………	190
[23] 岐阜県青年団協議会運営費補助金……………	192
[24] 岐阜県女性防火クラブ運営協議会補助金……………	193
[25] 岐阜県青少年育成非行防止推進事業費補助金……………	194
III 少額な補助事業……………	197
[30] 岐阜県内たばこ販売促進等事業補助金……………	197
[31] 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金(無医地区施術事業)……………	199
[32] 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金(健康増進広報活動事業)……………	201
[33] 岐阜県国民健康保険保健事業費補助金……………	202
[34] 浄化槽適正化推進費補助金……………	204
[35] 県内産緑化木利用促進事業費補助金……………	205
[36] 樹苗生産委託資金利子補給金……………	206
IV その他個別に検討した補助事業……………	207
[40] 出会い・ふれあい・いきいき事業費補助金……………	207
[41] 岐阜県看護職員定着化推進事業補助金……………	208
[42] 食品衛生指導員活動費補助金……………	209
[43] 岐阜県環境推進協会補助金……………	210

	頁
[44] 献血推進協議会事業費補助金……………	211
[45] 生活衛生関係営業活性化対策事業費補助金……………	212
第4 県に対する意見……………	214

(別添：平成15年度施策評価システムの概要)

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合があります。

【要約】

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件(監査のテーマ)

1. 外部監査の対象

補助金に関する事務執行状況について

2. 外部監査対象期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成15年度予算額も参考とした。)

III 事件を選定した理由

今日、地方自治体の財政悪化が危惧されており、歳出について適正かつ効率的な執行がますます期待されているところである。

地方自治法232条の2によると「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」とされており、公益性がある場合において、岐阜県も補助事業を実施している。近年、この補助金は、種類や形態が広範囲に及び交付額は非常に多額となってきた。そこで補助金の交付事務についての手続き、補助基準及び補助効果等について監査を実施し、今後の事務の適正な執行に資することとしたものである。

IV 外部監査の方法

1. 監査の要点

従来、補助金の外部監査は、やや「木を見て森を見ず」になりがちなため、施策体系全体を把握しながら、個々の補助事業の検証を行うこととした。また、監査対象とする補助事業の選定に際しては、長期間継続して交付されている補助金などを中心に選定した。

- (1) 県の行政評価システムのデータを利用し、施策体系の中での当該補助金の位置づけを明確にし、何のために実施する補助事業なのかを考慮し、当該補助事業は施策目標を達成するための手段としてふさわしいか検討した。また、可能な限り数値目標—結果の傾向を見て補助効果を検討するようにした。
- (2) 主に以下の観点に留意しつつ総合的に判断して監査対象とする補助事業を選定した。
 - ① 長期間継続して交付されている補助金
 - ② 補助効果が低いと見られる補助金（1件当たりの補助金額が少なく定額など）
 - ③ 補助対象団体の総収入に占める割合が低い補助金
 - ④ 積算根拠が不明確な補助金
 - ⑤ 県庁内に事務局がある団体への補助金
 - ⑥ 少額な補助金

2. 主な監査手続

- ① 補助金に関する交付要綱の内容を分析し、補助金の交付目的、補助対象事業の内容、補助対象経費が明確になっているか検証する。
- ② 予算策定時に補助金の積算が、妥当な根拠に基づいているか検証する。
- ③ 事業実績報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が、適切か検証する。
- ④ 所轄部署に対して、補助金の申請及び交付に関する審査、確認、補助金交付先への指導等を適切に実施しているのかヒアリングを行う。
- ⑤ 主な補助金の交付先について、団体の決算内容、総勘定元帳、証憑類の提出を求め、さらに、団体の担当者にも出向いてもらい補助金の使途を具体的に検証する。
- ⑥ 補助金の使途について、所轄部署へのヒアリング及び関係書類の検証で不十分な場合は、直接補助金の交付先団体へ往査を実施する。
- ⑦ 補助事業の効果、評価方法について検証するとともに行政評価システムに照らし、その補助事業内容が政策及び施策の趣旨に合致しているのか検討する。

V 外部監査の対象とした補助事業

番号	補助事業名	結果記載	意見記載	要約に記載
1 施策体系との関係において検討した補助事業				
[1]	岐阜県シルバー人材センター連合会補助金 (シルバー人材センター業務開拓支援事業費補助金を含む)	○	○	○
[2]	岐阜県労働福祉事業費補助金	○	○	○
[3]	中小企業団体中央会中小企業振興対策事業補助金 (中小企業団体中央会補助金を含む)	○	○	○
[4]	岐阜県観光連盟運営費等補助金 (ニューリゾート基地ぎふ情報事業補助・観光事業振興助 成交付金を含む)	○	○	○
[5-1]	園芸特産振興団体育成対策費	○	○	○
[5-2]	岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策費補助金	○		○
[5-3]	農協有等家畜導入事業費補助金	○		○
[5-4]	農事改良組合活動促進事業費補助金	○	○	○
[6]	錦鯉振興会活動費補助金	○	○	○
[7]	安全・安心・健康野菜等支援事業補助金	○	○	○
[8-1]	木材産業高次加工化等促進事業費補助金	○	○	○
[8-2]	産直住宅建設支援事業費補助金	○	○	○
[9]	農業共済組合連合会事業活動促進費補助金	○		○
[10-1]	林業退職金共済加入促進事業費補助金	○	○	○
[10-2]	岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金	○	○	○
[10-3]	畜産協会等事業推進費補助金	○	○	○
[10-4]	農業会議補助金	○	○	○
[10-5]	農業農村活性化協会補助金	○	○	○
[11]	岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金 (岐阜県公衆衛生協議会運営事業)		○	○
[12]	岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金		○	○
[13]	岐阜県国際ネットワーク大学留学補助金	○		○
[14]	ほほえみ相談員設置推進事業補助金		○	
[15]	全国スポーツ・レクリエーション祭派遣事業費補助金		○	

番号	補助事業名	結果記載	意見記載	要約に記載
2 県庁内に事務局がある補助事業				
[20]	岐阜県ふるさとづくり協議会補助金		○	
[21]	岐阜県食生活改善連絡協議会補助金		○	
[22]	岐阜県保健体育等振興補助金 (学校保健会運営事業補助金)	○	○	
[23]	岐阜県青年団協議会運営費補助金	○		○
[24]	岐阜県女性防火クラブ運営協議会補助金	○	○	
[25]	岐阜県青少年育成非行防止推進事業費補助金	○	○	○
3 少額な補助事業				
[30]	岐阜県内たばこ販売促進等事業補助金		○	○
[31]	岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金 (無医地区施術事業)		○	
[32]	岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金 (健康増進広報活動事業)		○	
[33]	岐阜県国民健康保険保健事業費補助金	○		○
[34]	浄化槽適正化推進費補助金		○	
[35]	県内産緑化木利用促進事業費補助金	○	○	○
[36]	樹苗生産委託資金利子補給金	○		○
4 その他個別に検討した補助事業				
[40]	出会い・ふれあい・いきいき事業費補助金		○	
[41]	岐阜県看護職員定着化推進事業補助金		○	
[42]	食品衛生指導員活動費補助金		○	
[43]	岐阜県環境推進協会補助金		○	
[44]	献血推進協議会事業費補助金		○	
[45]	生活衛生関係営業活性化対策事業費補助金		○	

監査対象補助事業数	42 件
監査の結果を記載した補助事業数	26 件
監査の意見を記載した補助事業数	35 件

第2 外部監査の結果及び意見の要約

I 各補助事業の監査の結果及び意見

番号	補助事業名	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
1. 施策体系との関係において検討した補助事業				
[1]	岐阜県シルバー人材センター連合会補助金	意見	シルバー人材センター業務開拓支援事業補助金は、少額であり、国の補助金に上乗せして交付しても、実効性があるのか疑問に思われる。	47
		意見	事業実績報告書に、全般的にどのような成果があったのか記載されていない。補助効果の測定を可能にするため、報告内容を充実させることを検討すべきである。	48
[2]	岐阜県労働福祉事業費補助金	結果	県からの補助率がほぼ10/10となっている勤労者球技大会(スポーツ大会)、働く者の県展、及び勤労者文化活動事業の3事業への補助の必要性を再度検討し、補助率の削減を行うべき時期にある。	53
[3]	中小企業団体中央会 中小企業振興対策事業補助金	結果	事業が広く小規模に分散されており、その事業を実施することの効率と効果について再検討が必要である。また、重点分野を明確にする必要がある。	61
		意見	経済が成熟化した現状において組合設立のニーズは減少しており、中央会の対応力が問われるところであるが、施策目標に合った人材を登用するか、短期間でこれらの目標に対応可能な職員を育成していかなければ、中央会自体の存在意義が問われるべき時期にあると判断される。	62
			中央会の事業費は、毎年削減されており事業の縮小が続いている。組合及び企業などの指導先から指導料を徴収することを検討し、自主財源の確保を図っていくことを検討すべきである。	63

番号	補助事業名	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
[4]	岐阜県観光連盟運営費等補助金	結果	財団法人岐阜県産業文化振興事業団の一事業であったニューリゾート基地ぎふ情報事業を統合したことにより、当該事業に交付されていた運営費補助金も引き継いでいる。統合後のニューリゾート事業は、観光連盟の誘致宣伝事業と一体化しており、当該補助を別建てすることなく、観光連盟の運営費補助として予算措置し、一体化を図る必要がある。	69
			海外観光客誘致事業は、規模が中途半端であり、廃止するか、他の事業と統合し、効果が期待できる事業内容へ変更するよう検討する必要がある。	70
		意見	観光連盟のプロパー職員は、ほとんどが嘱託又は日々雇用職員への切り替えがなされている。観光誘致事業は、景気に左右されやすいことから、長期の固定職員の雇用は望ましくなく、この対応は適切であったと判断される。	71
[5-1]	園芸特産振興団体育成対策費	結果	補助金は前年度の補助額を勘案しながら、長期間ほぼ定額で予算措置されており、また、積算資料は十分とはいえないことから、今後は実態に合わせて積算すべきである。	77
		意見	補助金の継続理由において、補助事業内容の定性的説明に重点をおくのではなく、補助事業の内容の変化に応じた具体的な成果を測定し、補助金の有効性を検証していくことを検討すべきである。	78
[5-2]	岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策費補助金	結果	本来ならば、3年に一度見直すべき保証基準額の算定基礎となる平均価格の改定を見送っており、販売価格が低価格化している現状では、平均価格の見直しをしない限り、ほとんどの場合、販売価格が保証基準額を下回り、その差額は補填される結果となっている。今後は基準の内容を見直し、県の負担を軽減するよう改善が求められる。	85

番号	補助事業名	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
[5-3]	農協有等家畜導入事業費補助金	結果	昭和47年度からの補助制度であり、補助規模の拡大が図られているが、農家戸数は減少している。このような変化に対して、農家戸数の増加及び高齢化していく農家の新陳代謝が促進される事業への補助金を優先させるべき時期にあると判断される。	89
[5-4]	農事改良組合活動促進事業費補助金	結果	予算策定資料につき、それぞれの活動費の内容に具体性がなく、積算根拠が明確でない。事業内容を再度検討し、具体的な積算に改善する必要がある。	92
			補助金の使途について、集落活動の推進に直接使用されているとは考えにくいものが含まれていた。補助目的に沿った活動に直接必要な支出のみに使用されるよう改善する必要がある。	92
[6]	錦鯉振興会活動費補助金	意見	事務処理などの運営ができないほど振興会の当事者能力が欠如しているのが実態であり、振興会を補助する意義は見出せなくなっていると考えられる。現在、補助金はほとんどが農業フェスティバルと同時に開催される錦鯉の品評会開催費用に充てられており、補助金を廃止して、県直轄の錦鯉品評会開催事業として予算措置するなどの検討が求められる。	98
[7]	安全・安心・健康野菜等支援事業補助金	結果	野菜等の特例作物へ転作した場合に農家が受取る補助金は非常に少なく、補助金の交付が特例作物へ転作しようとする動機になるのかどうかを再度検討しなければならない。	104
			安全・安心・健康野菜作りへの協力の有無にかかわらず、米の生産調整を行ったすべての農家に補助金が配分されている。補助効果を上げるためには、協力農家のみが必要経費分を直接補助することを検討しなければならない。	105
[8-1]	木材産業高次加工化等促進事業費補助金	結果	毎年数社程度の企業に対して多い年でも約1千万円程度を補助しているだけで、利用が低迷している。補助制度自体に問題があると考えられることから、基本的に廃止し、林業分野の他の補助事業と統合するなど再度構築し直す必要がある。	112

番号	補助事業名	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
[8-2]	産直住宅建設支援事業費補助金	結果	広範囲に均等に少額の補助金を交付する形態であり、一戸当たりの補助額は約10万円と少額である。また、補助事業の開始は昭和61年度からであるが、補助事業内容に目新しさがなくなってきており、県産材利用促進の宣伝や啓蒙の効果を期待したとしても、既に十分な補助期間を経過したと考えられる。これ以上補助を実施しても、目立った産直住宅建設の数量増加は期待できないため、補助内容の改善が求められる。	116
		意見	終期到来補助金調書の継続理由を検討する際には、事業の目標数値を設定し、事業内容の変化が目標数値に与える影響を明確に測定することを検討すべきである。	118
[9]	農業共済組合連合会事業活動促進費補助金	結果	連合会の経営状態及び運営の状況からみて、当該補助金がなくても、連合会の運営に特段の支障が発生するわけではない状況にある。この2年間で補助金は減少傾向にあるものの、さらなる削減又は廃止を検討すべきである。	124
[10-1]	林業退職金共済加入促進事業費補助金	結果	施策目標を林業従事者の増加にしているにもかかわらず、制度の内容を抜本的に見直すことなく、従来と同じ補助制度を繰り返し、むしろ、減少させてしまったことは、制度の改善をしていないという点で反省すべき事項と考えられる。 補助割合を高めるなどの改善を実施し、減少傾向が止まるよう対策を立てるべきである。	131
		意見	広く薄く補助をするのではなく、直接的に林業労働人口が増える施策へ補助事業全体を転換すべきである。また、当該補助金は一度に廃止することは難しいと考えられ、補助率を段階的に減少させていくことも検討すべきである。	132

番号	補助事業名	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
[10-2]	岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金	結果	利用低迷を解消するため、複雑な申請手続を簡素化することを国へ働きかけるとともに、再度、金融機関等へ利用促進の依頼を行うことも検討しなければならない。	139
		意見	大幅に融資実績が低迷している中、この助成制度の在り方について検討を要するところであり、景気の低迷を原因とするばかりでなく、資金需要がなぜ発生してこないのか、その原因を分析し、今後、社会経済の環境変化に応じて制度の運用形態を対応させていく等、利用促進を促す努力をすることを検討されたい。	139
[10-3]	畜産協会等事業推進費補助金	結果	地方競馬全国協会からの補助の不足分を県費で継ぎ足していることから、近年の地方競馬の売り上げ落ち込みに伴い、県の負担する補助金が増加している。今後も同協会からの補助は減少していくと思われ、県の負担を増加させないための対策を今から検討する必要がある。	144
			実績報告書に事業費の中で主に支出された項目が記載されていない。また、賃金は振替処理すべきでなく、その他の経費の配賦についてもしたり、しなかったりするケースが見受けられた。いずれも改善が必要である。	144
			各種展示会、研修講座において弁当などが支給されているが、これらの費用は参加者負担とするのが妥当であり、経費の見直しが求められる。	147

番号	補助事業名	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
[10-4]	農業会議補助金	結果	予算策定内容と実際の支出内容とがかなり乖離した ものとなっているため、事業の実施計画を入念に検証 し、内容変更が生じないように、予算見積り・予算策 定を行うことが必要である。	152
		意見	プロパー職員は、長期にわたり現場の実務を担当して いる。このような行政寄りの組織において、長期間同 じ人材が配置されることは、権限の集中及び内部牽制 の観点から望ましいとはいえない。 また、財務省は、農業委員会の運営費として国が給付 している交付金について、約6.9%削減を方針として いる。農業委員会の法改正を含めた組織制度の見直し が検討されているため、その結果によってはこれを統 括する農業会議も組織をスリム化することを検討す べきである。	154
[10-5]	農業農村活性化協会 補助金	結果	事業費が削減されつつあるが、安易に事業費を減らして は活性化に支障をきたすおそれがある。事業費を削 減すること以前に相対的に上昇傾向にある人件費の 削減を行うことが必要である。	157
		意見	協会は、農業会館内にあり、農業会議と同じ室内にあ る。実態としては、すでに両者は物理的、人的に統一 された形で運営されている。 また、平成15年度の経営構造対策関係通知において は、都道府県の活性化協会の設置について、国の方針 が任意設置へと変更されている。今後は事務の効率化 を達成するために、農業会議との組織統一について検 討が必要と考えられる。	159
[11]	岐阜県公衆衛生向上 対策事業費補助金	意見	公衆衛生協議会の平成14年度の収入に占める補助金 の割合は、79.6%と高く、自主財源の増加を図らな ければ、補助金の交付は永久に継続されることになる。 昭和36年度に創設された補助制度であるが、その後の 社会的・経済的情勢の変化等も考慮し、制度自体の存 続も含めて見直すことが望まれる。	165

番号	補助事業名	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
[12]	岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金	意見	平成9年度に創設された補助制度であるが、交付実績は非常に少なく、利用が低迷している。制度のPR、及び利子補給金交付要綱を見直し、県民が利用し易い制度へ改善することが望まれる。	171
[13]	岐阜県国際ネットワーク大学留学補助金	結果	平成12年度より補助金予算を計上しているものの、平成14年度まで補助金の交付実績はない。制度そのものの見直し又は廃止を検討すべきである。	175
2. 県庁内に事務局がある補助事業				
[23]	岐阜県青年団協議会運営費補助金	結果	会計担当者がいないため、支出金調書の整理及び支出内容の分かる資料の添付が不十分である。会計処理に関する内部管理体制が不十分なため、不正発生の一因となる可能性があり、早急に改善を図る必要がある。	192
[25]	岐阜県青少年育成非行防止推進事業費補助金	結果	証憑類の検証の結果、飲食代等の支出が見受けられた。財政難の中、可能な限り節約することが必要である。	194
3. 少額な補助事業				
[30]	岐阜県内たばこ販売促進等事業補助金	意見	昭和42年度の創設当初は、たばこの販売促進が必要と判断されたと考えられるが、社会全体が健康志向となっており、制度創設後に社会的・経済的情勢は変化している。制度そのものを見直す時期にあると思われる。	198
[33]	岐阜県国民健康保険保険事業費補助金	結果	補助対象事業者である岐阜県建設国民健康保険組合の平成14年度の決算書によると、歳入総額に占める補助金450千円の割合は0.009%であり、補助金の交付を受けなくとも補助対象事業を実施できる状況にあると考えられ、補助金の交付を廃止すべきである。	203
[35]	県内産緑化木利用促進事業費補助金	結果	補助対象事業者である社団法人岐阜県造園緑化協会の平成14年度の事業報告書によると、総収入額に占める補助金230千円の割合は低く、補助金がなければ事業が実施できないという状況とは考えにくい。補助金の交付を廃止すべきである。	205

番号	補助事業名	区分	監査の結果及び意見の要旨	頁
[36]	樹苗生産委託資金利 子補給金	結果	補助対象事業者である岐阜県森林組合連合会の平成14年度の決算書によると、事業総収益、事業総利益及び経常収益に占める補助金450千円の割合は非常に少なく、また、昭和51年度からの補助制度であり、制度そのものが、その後の社会的・経済的情勢の変化等により実状に即さなくなっていると思われる。補助金の交付を廃止すべきである。	206

Ⅱ 県に対する意見

番号	項目	意見の要旨	頁
1. 補助金の必要性			
(1)	行政評価システムの活用	行政評価システムは、客観的な事業評価が可能になることから有効であるが、補助金を継続する理由の検討にこのシステムが活用されているとはいえない。 また、行政評価システムにおける施策体系上での補助事業の位置づけがあいまいなものがあり、再度、各所轄部署は所轄事業について施策目標との関係、施策体系上での位置づけの妥当性を検討すべきである。	215
(2)	県庁内に事務局のある団体への補助事業	県庁内に事務局のある団体に対する補助事業の一部において、補助金の交付申請事務と交付決定事務を同一の担当者が行っているものが見受けられた。 このような状況においては、妥当な事業評価が可能か疑問であり、所轄部署の中での牽制機能が働きにくくなるなど望ましくない。 少なくとも補助金の交付申請事務と交付決定事務は同一者が担当しないようにすることなどが求められ、長期的には県の直轄事業とするか、補助のあり方を変更する必要がある。	215
(3)	少額補助金の廃止	予算編成方針に零細補助金を廃止する方針が打ち出されているが、一部において、百万円未満の零細補助金が継続されている。また、補助金交付先団体の収支状況及び財政状態を検討した上で、補助金を交付しているとは思われないものが見受けられた。今後は交付先団体の決算書を入手し、補助金廃止の検討材料としていただきたい。	216
2. 補助の内容			
(1)	補助金交付要綱における補助率等	補助金交付要綱中、補助率又は補助金額について「知事が別に定める額」といった定め方が見受けられた。行政の透明性を高めるため、補助金交付要綱に、補助率や補助金額を可能な限り具体的に記載するように改めるべきである。	216
(2)	国の制度への依存	特に農業関係における補助金等について、国の制度に沿って実施している補助事業がある。国の制度があっても利用が低迷していれば、県民のニーズを把握していないことを再度認識し、利用向上のため県独自の工夫を念頭に置きつつ補助事業を実施すべきである。	216

番号	項目	意見の要旨	頁
(3)	補助対象経費の見直し	財政難の中、補助金交付先団体が実施するセミナー等における弁当代等は補助対象経費から除くべき時期にあると思われる。県の予算編成方針にも記載されているものの、徹底されていないため、各部署において再度見直すべきである。	216
3. 補助金の検証体制			
(1)	終期到来補助金調書の開示	終期到来補助金調書は、補助金を何故継続するのかを検証する資料としては、非常に有用であると判断された。現状では、財政課と所轄部署のやりとりで、補助金を継続するか否かの結論を出しているのみであり、継続理由を県民が知ることはできない。この終期到来補助金調書をホームページなどで公開し、広く県民のチェックを受けるべきである。	217
(2)	予算策定手続きの改善	所轄部署は予算策定時には、可能な限り交付先から中間状況報告を受け、また、交付先が団体の場合には会計帳簿等を閲覧するなどし、補助事業の具体的な執行状況を検討した上で、予算の作成に臨むべきである。これにより、より精度の高い事業計画の作成とそれに必要な費用の査定が可能になると考えられる。全体的に再度、実際の支出内容に注意して、補助事業の積算を見直すよう改善が求められる。	217
(3)	事業実績報告書のチェック	比較的小規模な補助事業であれば、事業実績報告書の添付資料として、一定金額以上の証憑類の写しの提出を求め、チェックを行うことが望まれる。また、所轄の担当者の事務量が多いため、チェックができないことが考えられるため、たとえば、補助対象事業の遂行途中で状況報告及び証憑類の提出を求め、チェックに要する時間を分散化させることも検討すべきである。	217
(4)	事業実績報告書の報告内容の改善	事業実績報告書の内容を、可能な限り定量的データを報告してもらいようにし、行政評価システムにおいて有効活用すべきである。また、補助を受ける側として、補助金に関する改善事項等の記載を求めるようにし、所轄部署とのコミュニケーションに役立てることも検討すべきである。	218

【本文】

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件(監査のテーマ)

1. 外部監査の対象

補助金に関する事務執行状況について

2. 外部監査対象期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成15年度予算額も参考とした。)

III 事件を選定した理由

今日、地方自治体の財政悪化が危惧されており、歳出について適正かつ効率的な執行がますます期待されているところである。

地方自治法232条の2によると「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」とされており、公益性がある場合において、岐阜県も補助事業を実施している。近年、この補助金は、種類や形態が広範囲に及び交付額は非常に多額となってきた。そこで補助金の交付事務についての手続き、補助基準及び補助効果等について監査を実施し、今後の事務の適正な執行に資することとしたものである。

IV 外部監査の対象とした部署

部	局	課・室
経営管理部	—	税務課
地域県民部	—	消防政策課
	県民生活局	県民政策室
		県民生活安全室
		青少年室
		国際ネットワーク大学構想推進室
健康福祉環境部	健康局	健康政策課
		医療整備課
		生活衛生課
		薬務課
	福祉局	国民健康保険課
	環境局	大気環境室
廃棄物対策室		
農林商工部	農林水産局	農業構造改善室
		水田営農振興室
		園芸特産振興室
		畜産振興室
		水産振興室
		林業振興室
	商工局	産業経済室
		交流産業室
	新産業労働局	労働行政室
		雇用対策室
基盤整備部	都市整備局	住宅課
	農山村整備局	緑化推進室
教育委員会	—	学校政策課
		社会教育課
		スポーツ課

番号	補助事業名	結果記載	意見記載	要約に記載
I 施策体系との関係において検討した補助事業				
[1]	岐阜県シルバー人材センター連合会補助金 (シルバー人材センター業務開拓支援事業費補助金を含む)	○	○	○
[2]	岐阜県労働福祉事業費補助金	○	○	○
[3]	中小企業団体中央会中小企業振興対策事業補助金 (中小企業団体中央会補助金を含む)	○	○	○
[4]	岐阜県観光連盟運営費等補助金 (ニューリゾート基地ぎふ情報事業補助・観光事業振興助 成交付金を含む)	○	○	○
[5-1]	園芸特産振興団体育成対策費	○	○	○
[5-2]	岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策費補助金	○		○
[5-3]	農協有等家畜導入事業費補助金	○		○
[5-4]	農事改良組合活動促進事業費補助金	○	○	○
[6]	錦鯉振興会活動費補助金	○	○	○
[7]	安全・安心・健康野菜等支援事業補助金	○	○	○
[8-1]	木材産業高次加工化等促進事業費補助金	○	○	○
[8-2]	産直住宅建設支援事業費補助金	○	○	○
[9]	農業共済組合連合会事業活動促進費補助金	○		○
[10-1]	林業退職金共済加入促進事業費補助金	○	○	○
[10-2]	岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金	○	○	○
[10-3]	畜産協会等事業推進費補助金	○	○	○
[10-4]	農業会議補助金	○	○	○
[10-5]	農業農村活性化協会補助金	○	○	○
[11]	岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金 (岐阜県公衆衛生協議会運営事業)		○	○
[12]	岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金		○	○
[13]	岐阜県国際ネットワーク大学留学補助金	○		○
[14]	ほほえみ相談員設置推進事業補助金		○	
[15]	全国スポーツ・レクリエーション祭派遣事業費補助金		○	

番号	補助事業名	結果記載	意見記載	要約に記載
II 県庁内に事務局がある補助事業				
[20]	岐阜県ふるさとづくり協議会補助金		○	
[21]	岐阜県食生活改善連絡協議会補助金		○	
[22]	岐阜県保健体育等振興補助金 (学校保健会運営事業補助金)	○	○	
[23]	岐阜県青年団協議会運営費補助金	○		○
[24]	岐阜県女性防火クラブ運営協議会補助金	○	○	
[25]	岐阜県青少年育成非行防止推進事業費補助金	○	○	○
III 少額な補助事業				
[30]	岐阜県内たばこ販売促進等事業補助金		○	○
[31]	岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金 (無医地区施術事業)		○	
[32]	岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金 (健康増進広報活動事業)		○	
[33]	岐阜県国民健康保険保健事業費補助金	○		○
[34]	浄化槽適正化推進費補助金		○	
[35]	県内産緑化木利用促進事業費補助金	○	○	○
[36]	樹苗生産委託資金利子補給金	○		○
IV その他個別に検討した補助事業				
[40]	出会い・ふれあい・いきいき事業費補助金		○	
[41]	岐阜県看護職員定着化推進事業補助金		○	
[42]	食品衛生指導員活動費補助金		○	
[43]	岐阜県環境推進協会補助金		○	
[44]	献血推進協議会事業費補助金		○	
[45]	生活衛生関係営業活性化対策事業費補助金		○	

監査対象補助事業数	42 件
監査の結果を記載した補助事業数	26 件
監査の意見を記載した補助事業数	35 件

V 外部監査の方法

1. 監査の要点

従来、補助金の外部監査は、やや「木を見て森を見ず」になりがちなため、施策体系全体を把握しながら、個々の補助事業の検証を行うこととした。また、監査対象とする補助事業の選定に際しては、長期間継続して交付されている補助金などを中心に選定した。

(1) 県の行政評価システムのデータを利用し、施策体系の中での当該補助金の位置づけを明確にし、何のために実施する補助事業なのかを考慮し、当該補助事業は施策目標を達成するための手段としてふさわしいか検討した。また、可能な限り数値目標—結果の傾向を見て補助効果を検討するようにした。

(2) 主に以下の観点に留意しつつ総合的に判断して監査対象とする補助事業を選定した。

- ① 長期間継続して交付されている補助金
- ② 補助効果が低いと見られる補助金(1件当たりの補助金額が少なく定額など)
- ③ 補助対象団体の総収入に占める割合が低い補助金
- ④ 積算根拠が不明確な補助金
- ⑤ 県庁内に事務局がある団体への補助金
- ⑥ 少額な補助金

2. 主な監査手続

- ① 補助金に関する交付要綱の内容を分析し、補助金の交付目的、補助対象事業の内容、補助対象経費が明確になっているか検証する。
- ② 予算策定時に補助金の積算が、妥当な根拠に基づいているか検証する。
- ③ 事業実績報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が、適切か検証する。
- ④ 所轄部署に対して、補助金の申請及び交付に関する審査、確認、補助金交付先への指導等を適切に実施しているのかヒアリングを行う。
- ⑤ 主な補助金の交付先について、団体の決算内容、総勘定元帳、証憑類の提出を求め、さらに、団体の担当者にも出向いてもらい補助金の使途を具体的に検証する。
- ⑥ 補助金の使途について、所轄部署へのヒアリング及び関係書類の検証で不十分な場合は、直接補助金の交付先団体へ往査を実施する。
- ⑦ 補助事業の効果、評価方法について検証するとともに行政評価システムに照らし、その補助事業内容が政策及び施策の趣旨に合致しているのか検討する。

VI 外部監査の実施期間

平成15年4月11日から平成16年2月27日まで

VII 補助者

公認会計士	7名
会計士補	3名
その他	1名

VIII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査の対象

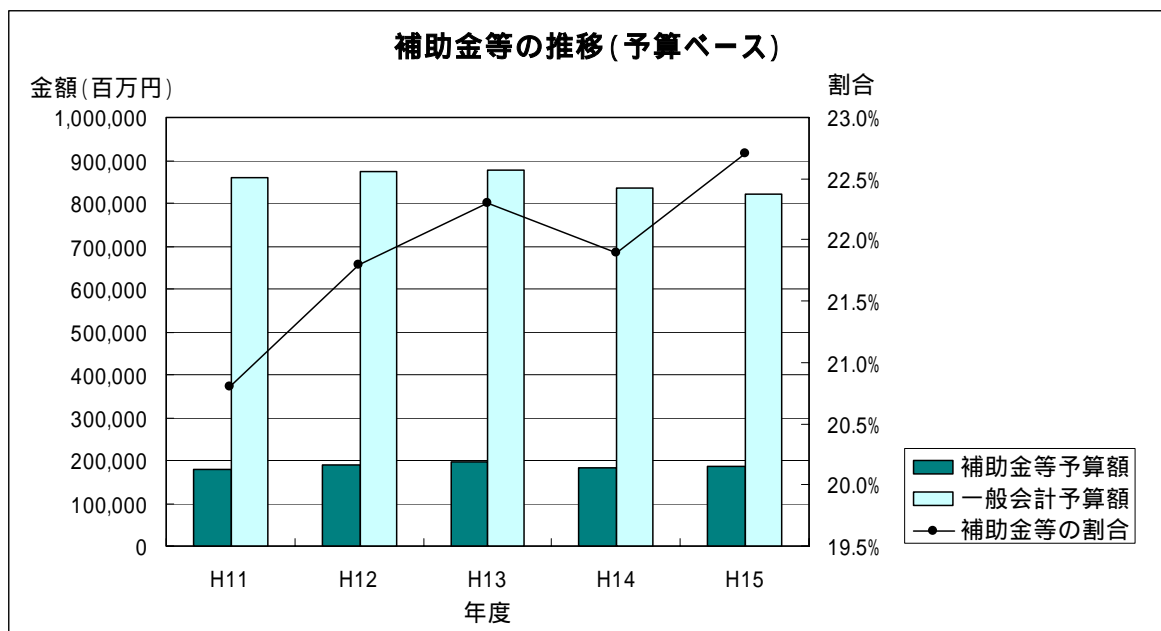
I 岐阜県における補助事業の概要

(1) 補助金の交付額の推移

過去5年の県の一般会計における補助費、歳出金額に占める補助金等(補助金のほか、負担金、交付金を含む。以下これらを含んだものとして「補助金等」という。)の割合の推移(予算ベース)は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
補助金等予算額	179,290	190,221	195,697	182,592	186,397
一般会計予算額	860,480	872,630	876,180	834,650	820,230
補助金等の割合	20.8%	21.8%	22.3%	21.9%	22.7%



岐阜県の補助金等の金額は平成13年度まで年々増加し、平成14年度は減少したものの、平成15年度は再び増加に転じている。また、歳出金額に占める補助金等の割合も平成14年度を除き増加傾向にある。

しかし、県税収入は景気の低迷などから減少傾向にあり、地方交付税も制度の見直しにより減額が見込まれるなど、県の主要な一般財源の増加は困難な状況にあるといえる。そのため、近年、歳出削減対策は喫緊の課題であり、その中でも補助金等は、一方的な金銭の給付である性質から、交付について一層の慎重な姿勢で臨まなければならない、繰り返し検討しなければならない重要な歳出項目である。補助金等については、県の政策目的、補助金等の交

付による効果、公益性及び公平性等を勘案した上で、統合・縮小・廃止を含めた検討をすることが求められるところである。

(2) 岐阜県における補助金等の交付の手続き

岐阜県は補助金等の交付に関し、予算執行の適正化を図ることを目的として交付の申請、決定などに関する基本的事項を定めた「岐阜県補助金等交付規則(昭和57年2月23日規則第8号)」を定めている。その主な内容は次のとおりである。

① 補助金等の交付の申請(第4条)

補助金等の交付の申請をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

② 補助金等の交付の決定(第5、7条)

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

③ 補助事業等の遂行(第10条)

補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

④ 状況報告(第11条)

補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

⑤ 実績報告(第13条)

補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

⑥ 補助金等の額の確定等(第14条)

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

⑦ 是正のための措置(第15条)

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

⑧ 補助金等の交付(第16条)

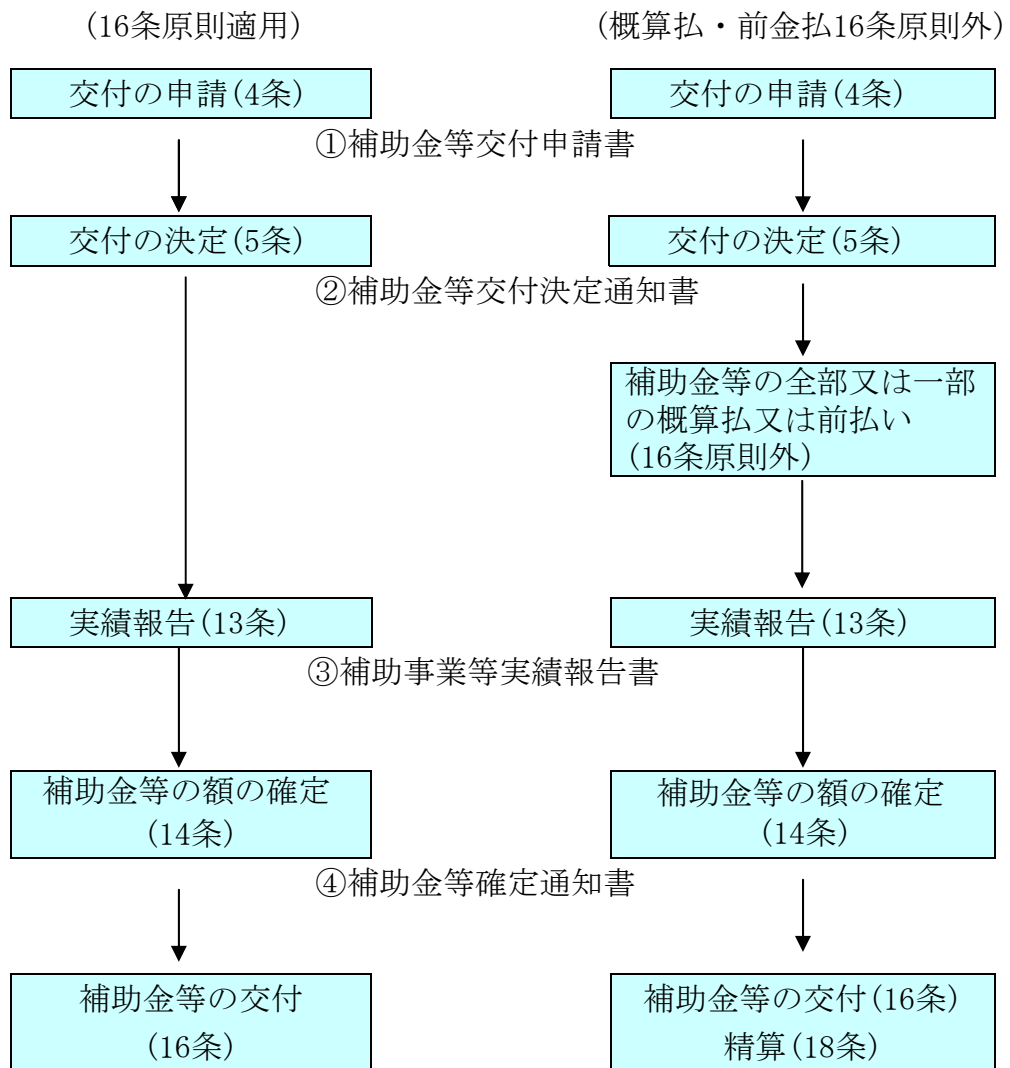
知事は、原則として、第14条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。

⑨ 補助金等の返還(第18条)

知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

岐阜県における補助金等の申請から交付までの流れを図で示すと以下のようになる。



II 岐阜県の補助金の見直しシステム

(1) 予算編成時の県単独補助金に係る取扱い

① 県単独補助金調書

単独補助金については、補助の目的、効果などを明らかにするため、「県単独補助金調書」を作成し、個別に必要性について議論することとしている。

< 県単独補助金調書の様式 >

県 単 独 補 助 金 調 書										部局課名							
補助事業名			〇〇〇協議会補助金			補助期間		始期		〇〇年度		終期		〇〇年度			
補助事業者(団体)			〇〇〇協議会			補助金交付実績		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
事業局所在地			〇〇市〇〇 △△事務局内					円		円		円		円		円	
代表者名			会長 〇〇 〇〇〇			補助率等		定額		定率()		その他(例 人件費相当額)					
構成員	〇〇〇法に基づく指定市町村			補助事業(又は補助団体)の収支状況					状の異		近県・類似県又は既開催県等の状況等						
	市町村〇〇〇-----			区分		13年度 (決算)		14年度 (見込)		15年度 (予定)							
補助事業の概要	(目的) 〇〇〇-----			収 入	会費		円		円		円		検 討 結 果				
	(内容) 1. 〇〇〇----- (具体的にわかりやすく)				県補助金								1 設 定 終期〇〇年度				
補助効果	〇〇〇-----			支 出	寄附金								2 未設定 (理由) 〇〇〇-----				
					繰越動								1 可 能 補助金名 〇〇〇補助金				
			雑 入										2 不可能 (理由) 〇〇〇-----				
			計										統 合 の 可 能 性				
			計										と きの 影 響				
			差 引										〇〇〇-----				

(注) 1 上記記載例に準じ、事業毎に作成すること。
 2 この調書は、他の資料等とは別に各部ごとに主管課において取りまとめ提出すること。
 3 終期の設定年度は原則としてすべて記載すること。
 4 要求調書等との整合を図るため、提出資料のサイズはB4とすること。

② 終期到来県単独補助金見直し調書

各補助事業については終期(3年)を設定し、終期が到来したら見直すこととしている。

その検討の内容については「終期到来県単独補助金見直し調書」(以下「終期到来補助金調書」という。)により、個別に議論することとしている。

なお、今回の報告書中、掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

<終期到来補助金調書の様式>

終期到来県単独補助金見直し調書						
						部局課名 _____
				要求書頁	単独調書頁	
補助事業名				補助開始年度		
補助事業者(団体)				補助金	10年度	11年度
事務局所在地				交付実績	12年度	13年度
代表者名				補助率等	定額	定率()
終期設定後補助金の整理合理化のため執った措置				見直し結果		
補助事業者	所管課		廃止 統合 削減 継続			
(理由)						

(注) 1 この調は、14年度に終期の到来する全ての補助金を対象とすること。
 2 整理合理化のため執った措置の欄には、補助事業者の自主財源の確保、事業の合理化等のための自己努力あるいは、これらに対する所管課の指導の状況等を具体的かつ詳細に記入すること。
 3 見直し結果欄は、廃止、統合等該当結果を○で囲むとともに当該結果を出した理由を記入すること。
 4 この調書は、他の資料とは別に各部ごとに主管課においてとりまとめ提出すること。
 5 要求調書等との整合を図るため、提出資料のサイズはB4とすること。

(2) 予算編成方針における取扱い

新年度の予算編成前に各部に通知する予算編成方針(経営管理部長名通知)等において、見直すポイント等が以下のように通知されている。(平成13、15年度当初予算編成通知等を抜粋整理した。)

① 県単独補助事業費

a. 補助金すべてについて、その目的、効果等について総点検を行い、次の基準により徹底的に整理合理化を図ること。特に、社会情勢などの変化により実情に合わなくなってきたにもかかわらず、慣例的に助成しているものについては、徹底的に洗い直し、適切に対処すること。

(廃止を検討する補助金)

- ・ 終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。
- ・ 既にその目的を達し、又は社会的、経済的実情に合わなくなったもの
- ・ 補助効果が乏しいもの
- ・ 受益者負担、融資など他の措置によることが可能なもの
- ・ その他公的関与の範囲を超え、補助金として不適当なもの

(積極的な合理化の推進)

- ・ 被補助団体の収入状況等を踏まえて、縮減を図ること。
- ・ 同種・類似の補助金は必ず統合、メニュー化を行い、補助金枠の抑制を図ること。
- ・ 補助対象経費の範囲、採択基準等の見直しを行い、補助対象を重点化すること。
- ・ 枠的に措置する補助金で、予算消化率の低いものは、廃止又は予算額の削減を図ること。

b. 一般財源の増加を伴う新規の単独補助金は、厳に抑制することとしているが、真にやむを得ないものについては、既定経費の振替により必要な財源を捻出すること。

c. 護送船団方式により画一的支援を行う補助制度は、徹底した制度の見直しを図ること。

d. 各種団体等に対する県単独補助金については、順次縮減に向けた見直しを実施する予定であるので、補助団体の自主財源の強化、経費執行の効率化について適切な指導をすること。

なお、零細補助金については速やかに廃止できるよう日頃から協力を求めていくこと。

e. 継続する補助金は引き続き一割削減を実施すること。

② 継ぎ足し単独補助金のゼロベース見直し

- a. 県の政策的判断に基づき創設した継ぎ足し単独補助制度については、制度創設時の目的、施策効果を検証し、制度に関わる情勢の変化を分析することにより、廃止を含め原点に立ち返って見直しを実施すること。特に、補助金の性格、内容からみて、一律助成制度の発想で創設されたものについては、競争原理を導入することにより、やる気のある事業主体に対し政策誘導を行う助成方式への転換を図ること。
- b. 平成15年度の新規継ぎ足し補助制度の創設は、認めないものであること。

※ 継ぎ足し単独補助制度とは、市町村や組合等の団体が、国庫補助金を受けて建設事業等を実施する場合、県の重点施策の促進、速やかな事業実施の観点から、通常の国庫補助率に県単独で補助率の一定割合を嵩上げするものである。

③ その他の経費(この項目については補助金に限らず県予算全体に関する記述内容である)

- a. 物品やサービスの調達にあたっては、「最小の経費で最大の効果」を上げることが念頭に、従来の執行の慣習にとらわれることなく、より安価で効率的な執行に努め、安易な全額執行は厳に慎むこと。
- b. 式典、イベントの開催にあたっては、内容の簡素化、記念品の廃止、会場装飾の簡素化、料理単価の節約等により経費削減を徹底すること。
なお、立食パーティー等を行う場合は、出席者の年齢層などに応じ、料理の質、量について柔軟な執行に努めること。
- c. 新聞、雑誌等の定期刊行物の購読にあたっては、各所属において活用の実態を再点検し、真に必要な刊行物の購読にとどめること。
- d. コピー紙、ボールペン、消しゴム等の消耗品の節約や、こまめな消灯に至るまでの、全庁挙げて徹底した「ケチケチ作戦」に努めること。

(3) 予算編成をめぐる主要課題について

平成11年度から実施している「予算編成プロセス公開」の一環として、「予算編成をめぐる主要課題」について、論点を明らかにし県の方向性をインターネットホームページ上で公開し、ひろく県民から意見をいただくこととしている。

補助金にかかわる課題で、取り上げたものは次のとおりである。

平成12年度当初予算編成

- ・ 県単独継ぎ足し補助制度
- ・ 市町村振興補助金
- ・ 民間社会福祉施設に対する助成制度
- ・ 私学助成

平成13年度当初予算編成

- ・ 各種団体補助金等の見直し

平成14年度当初予算編成

- ・ 県単独福祉医療費助成制度の見直し

平成15年度予算編成

- ・ 県単独補助金の整理合理化(継ぎ足し補助制度の見直し)

Ⅲ 岐阜県の行政評価システム

岐阜県は従来から行政評価システムを導入しており、そのうちの施策評価システムは、補助事業継続の判断材料として活用可能である。今回の監査においても施策管理シートを参考にしている。以下において、岐阜県の行政評価システムの概要を説明する。

(1) 行政評価システム導入の背景

岐阜県においては、以下の四つのスローガンを掲げ、そのスローガンの達成に向けた具体的な手段として、平成12年度より行政評価システム導入がなされている。

四つのスローガン

① 早い県政

ITの活用などにより、行政サービスの一層のスピードアップに取り組むとともに、県民の「声」や「社会の変化」に素早く対応した行政サービスを提供する。

② 安い県政

職員や県の組織にコスト意識を徹底させる中で、組織の合理化や仕事の進め方の見直しなどを行い、効率的、効果的に行政サービスを提供するとともに、民間の活力やノウハウの活用に取り組む。

③ ガラス張りの県政

県政に関する情報を広く県民に公開して、情報の共有を進めるとともに、県民の意見や提言を聞きながら、事務事業を進めていく。

④ 納得の県政

県の施策や事務事業について、その成果等を重視した運営に努めるとともに、随時成果を公表し、県民に満足していただけるような行政サービスの提供に努める。

(2) 導入目的

県民に対する行政の説明責任 (アカウンタビリティ)の徹底	<ul style="list-style-type: none">・ 行政活動に関する情報の公開を進め透明性を確保・ 行政活動へのチェック・ 行政活動に対する理解や共通認識の醸成・ 行政に対する信頼性の向上
質(有効性、効率性等)の高い 行政の実現	<ul style="list-style-type: none">・ 必要最小限のコストで行政運営・ 評価結果の学習・蓄積による政策形成能力の向上・ 評価の結果を企画立案に反映させる仕組みづくり (PLAN→DO→CHECK→ACTIONのサイクル)・ 職員の意識改革の推進(県民の視点重視)

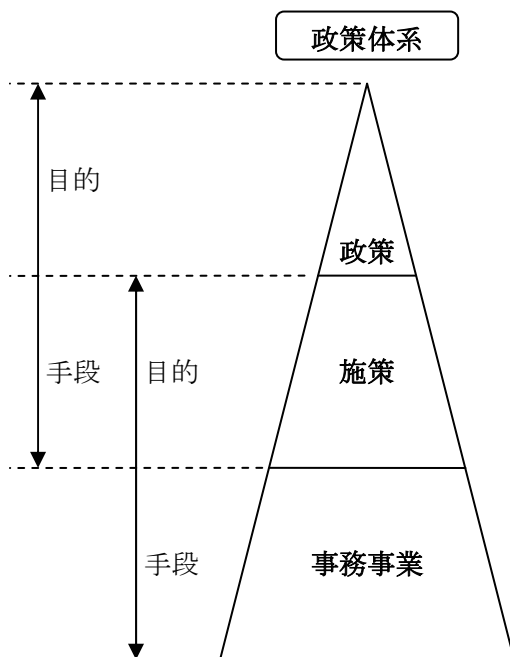
(3) 「施策評価」と「事務事業の見直し」の有機的連携

岐阜県では、平成12年度から「行政評価システム」のうち施策レベルを対象とする「施策評価」を全庁的に導入し、「県政の総合的基本方針(横割り・複合予算)」における施策体系に基づき、各部局長の自己評価による施策評価を実施している。

「施策評価」は、行政の意思決定を支援するための客観的な判断材料を提供するツール、すなわち現状を正しく認識し、行政課題を発見するための仕組み(ツール)である。

したがって、評価の結果、具体的な事業をどうすればいいかという結論が自動的に出てくるわけではない(評価は、意思決定の代替や自動化をする制度はない)。評価結果を活用しながら、P D C A (Plan・Do・Check・Action)の行政マネジメントサイクルの中で、事業実施について責任を有する各局・各課室が、徹底的に議論・検討を重ね、県民が満足する行政サービスを提供するためにはどうしたらよいかを考えることを基本とした制度になっている。

そのため岐阜県では、従来から行ってきた「事務事業見直し」を評価と連携させることにより、具体的な事業の改善(廃止・縮小・統合・強化など)を行う仕組みとしている。



政策…特定の行政課題に対応するための「基本的な方針」の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

施策…上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針や対策(事務事業の上位目的を示したもの)。

事務事業…上記の「具体的な方針や対策」を実現するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

(4) 施策評価の実施プロセス

STEP1	「県政の総合的基本方針」の下にある施策単位を、根拠となる部局の各種計画等で組み替え、評価対象単位を設定
STEP2	施策目的を具体的目標に落とし込み、これを達成する方法・手段である戦略(構造)を明確化
STEP3	施策目標－戦略に基づき指標を設定し、「施策の成果」を測定・確認
STEP4	戦略を実行するための事業を選択し、「事業実績等(実施状況)」を確認、県民ニーズ等を把握
STEP5	「施策の成果(指標)」と「事業実績」を比較し、施策を分類
STEP6	「施策の分類」「情報収集結果(県民ニーズや優良事例)」、「施策の性質」、「他自治体の水準」や施策以外の行政内外の要因等を総合的に分析・検討
STEP7	分析に基づき、課題に対する改善のための施策・事業のあり方や、展開などについて、「今後の方針」を決定
STEP8	経営管理部が主管部局の行った評価の「2次点検」を実施
STEP9	「事務事業の見直し」により事業の具体的な取扱いを検討
STEP10	議論の結果を翌年度の予算や事業内容に反映

この行政評価システムの概要説明図(平成15年度施策評価システムの概要)は、最後に綴ってあるので参考にさせていただきたい。

第3 監査の結果及び意見

I 施策体系との関係において検討した補助事業

『1』円滑な労働移動支援

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
特別対策	緊急雇用対策	緊急雇用対策	99

成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要						
目的	誰を対象として (対象区分)	岐阜県内の企業への就職を希望する者				
	どうありたいか (あるべき状態)	長引く景気低迷により、雇用情勢は依然と厳しいが、「ふるさと岐阜」へのUターン就職の促進を図るとともに、県内企業へ優秀な人材を確保する。また、健常者も障害者も全ての人が参画した共生の社会を形成するための就労機会の充実を図る。				
	目指すべき意図・ 明確なねらい	1. Uターン就職面接会の参加者数を増加させることと、参加者の就職者数を増加させる。 2. 県内の参加優良企業数を増加させる。 3. 障害者等雇用機会の拡充を図る。				
	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. Uターンセンターの設置及び面接会の開催 2. 障害者等雇用対策の実施				
②成果を説明する指標その1						
	前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
Uターン就職面接会参加者のうち県内就職者数	30人 (H10)	40人 (H11)	54人 (H12)	36人 (H13)	40人 (H13)	45人 (H18)
●目標値(単期と将来)の設定理由 単期は過去3年間の平均から設定。 長期は10%加算して設定。						
●当該指標の設定理由・補足説明 記載なし						
③成果を説明する指標その2						
	前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
県内平均障害者雇用率	1.60% (H10)	1.55% (H11)	1.54% (H12)	1.52% (H13)	1.56% (H13)	1.8% (H18)
●目標値(単期と将来)の設定理由 単期は過去3年間の平均から設定。 長期は障害者法定雇用率1.8%の達成						
●当該指標の設定理由・補足説明 法定雇用率の達成状況が明確であるため。						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
円滑な労働移動支援	1. Uターンセンターの設置 及び面接会の開催	Uターン対策事業	19,984	
		2. 障害者雇用対策の実施	岐阜県障害者雇用促進協会補助金	1,800
	中高年齢者労働能力活用促進事業 *1		19,297	○
	岐阜県雇用開発協会補助金		9,998	
	テレワーク事業促進補助金		2,700	
	就業促進技術講習費		12,700	
	中高年離転職者等委託訓練費		22,200	
	労働保健組合連合会補助金	400		

*1 監査対象は、この事業の中の一つである。

*2 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[1] 岐阜県シルバー人材センター連合会補助金

(シルバー人材センター業務開拓支援事業費補助金を含む)

・ 岐阜県シルバー人材センター連合会補助金

〈事業の概要〉

目的	シルバー人材センター事業を全県的に展開し、事業の一層の拡大・強化を図るとともに、新たな事業分野の拡大、会員の能力・開発等を行う社団法人シルバー人材センター連合会事業に補助することにより、元気な高齢者が積極的に社会参加できる機会を与え、活力ある地域社会の形成を図る。
補助対象事業	シルバー人材センター事業の意義、理念、仕組み、活動等を広く県民に周知する普及啓発活動、シルバー人材センター未設置市町村への組織化推進の支援、就業機会の開拓、安全就業対策の推進、シルバー人材センター職員及び会員の知識・技能の向上を目的とした研修会や講習会の企画・開催、各シルバー人材センターに対する運営等指導及び個別相談、自主事業の企画・開拓等に要する経費。
補助事業者	社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会(以下「シルバー人材センター連合会」という。)
事業の開始	平成9年度

・ シルバー人材センター業務開拓支援事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	急速に進展する超高齢社会に適切に対応するため、定年退職後等において何らかの就業を通じ自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する者に対し、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事を組織的に確保・提供するシルバー人材センターに対し、定額補助することにより、会員の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保と就業促進を図る。
補助対象事業	シルバー人材センターの就業機会の拡大を図る経費(就業開拓提供費)
補助事業者	県下のシルバー人材センター
事業の開始	平成5年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
連合会補助	14,850	13,370	14,000	15,100	15,100
業務開拓支援	9,700	11,100	12,150	350	1,300

・岐阜県シルバー人材センター連合会補助金

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者					
<p>会員拡大による会費の増を主とした、自主財源の確保について検討し、会員の拡大に努めた。事業が拡大する一方であるが、国及び県の補助金額が削減傾向にあり、事業費運営費などの経費削減に努めている。</p>					
	正会員	賛助会員		正会員	賛助会員
平成10年度	31	28	平成12年度	59	50
平成11年度	41	47	平成13年度	74	58
所管課					
事業内容の見直し及び自主財源の拡大、確保について、検討するよう指導した。					
継続する理由					
<p>国補助金は交付限度額を定め、都道府県の補助を条件に県補助金額と同額を補助することとしており、県補助を廃止した場合、会費収入のみとなり連合会の事業運営が不可能となる。</p> <p>急速な高齢化により、今後、さらに高齢者が増加することが見込まれるが、社会の活力を維持していくためには高齢者の能力の活用が必要であり、シルバー人材センター事業の育成が重要となっている。</p>					

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

・シルバー人材センター業務開拓支援事業費補助金

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者					
<p>平均寿命の伸びと少子化により、世界に例のないスピードで高齢化が進展している中、健康で元気な高齢者の増加に伴い、シルバー人材センター会員も、年々増加している。自主財源の確保のためには、会員数(会費)と契約金額(事務費)の増が必要であるが、年々増加する会員に対して就業の場を提供するには、就業機会の開拓及び確保が重要で、そのためには直接企業を訪問したり、PR用チラシを作成し、配布する必要があり、事務局職員で対応するしかない。各シルバー人材センターにおいては、事業が年々増加する中であって、国及び市町村からの補助金が削減され、人件費をはじめ運営費等の削減、抑制に努め、少人数の事務局職員により事業を運営しており、経費の削減、事業の合理化等に最大限の努力を行っている。</p>					
所管課					
<p>シルバー人材センター連合会が主催する事務局長会議を利用して、事業の合理化、自主財源の確保などについての検討を行うと同時に、各シルバー人材センターの自主・自立に努めるよう指導を行った。また、公益法人検査として各シルバー人材センターを訪問した際に、事務局職員の体制、合理化等について指導をしている。</p>					
継続する理由					
<p>①平成13年7月末日において、県下16のシルバー人材センターでは8,368名の会員を有しており、平成13年4月から7月までの4ヶ月の受注件数は17,712件、契約金額においては約10億3,400万円と、年々確実に拡大してきている。このようにシルバー事業が毎年伸びている理由としては、社会が急速に高齢化し、元気な高齢者が増加していることや、年金の支給開始年齢の引き上げ、厳しい社会情勢によるリストラなどによるものと推測され、こういった高齢者の様々な就業ニーズに的確に対応し、地域社会の活力を維持していくためには、シルバー人材センターの果たすべき役割が益々重要になってくる。</p> <p>②各シルバー人材センターの主な財源としては、交付限度額を定め各地方公共団体の補助金額と同額を前提とした国庫補助金と、各市町村からの補助金であるが、財政構造改革を理由に、国の補助金限度額が平成9年度から12年度まで毎年10%づつの削減となったことにより、自主財源の確保と経費削減には十分努めてきており、更に、今後も引き続き努力を行っていくよう指導している。</p> <p>③各シルバー人材センターの会員が年々増加していく中で、会員の多様な就業ニーズに応え、就業機会を提供していくためには、新たな業務開拓を行っていくことが重要で、就業機会の拡大に要する経費に対する当該補助金は必要であり、この補助金を廃止することになると、高齢者の社会参加を縮小させることになり、今後の急速な高齢化に対処できないおそれが生じる。</p>					

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① シルバー人材センター連合会

シルバー人材センター連合会は、岐阜県内すべてのシルバー人材センター及びこれに準ずる団体とともに、シルバー人材センター等の未設置地域を含めた岐阜県内全域でシルバー人材センター事業を展開しており、高齢者がどこでも就業機会の提供を受けることができる体制を整え、従来の岐阜県シルバー人材センター等連絡協議会を平成9年に、発展的に解消し、同年10月に新たに社団法人として設立した団体である。

② シルバー人材センター連合会の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	会 費	5,230	6,055	6,510
	県 補 助 金	14,000	15,100	15,100
	そ の 他 補 助 金	221,950	230,100	230,100
	助 成 金	562	562	619
	負 担 金	—	1,600	1,600
	寄 付 金	—	1	1
	雑 収 入	71	2	2
	退 職 金 給 付 収 入	273	—	—
	特 定 預 金 取 崩	2,243	—	—
	前 期 繰 越 金	356	—	—
計	244,685	253,420	253,932	
支 出	人 件 費	16,944	10,363	10,401
	事 業 費	224,892	239,983	240,352
	一 般 運 営 費	2,279	2,509	2,819
	特 定 預 金 支 出	570	465	260
	そ の 他 支 出	—	—	—
	次 期 繰 越	—	—	—
	予 備 費	—	100	100
計	244,685	253,420	253,932	
差 引		—	—	—

(2) 監査の結果

① 事業計画変更届の提出

シルバー人材センター業務開拓支援事業費について、K町シルバー人材センターの当初事業計画では、3,683千円で計画されていたが、補正により3,046千円増額され、6,729千円の予算額とされた。補正額の財源は、前期繰越収支差額であり、最終的な決算額は5,886千円である。

県の所轄部署へは、これに関する事業計画変更届が提出されていなかった。岐阜県の補助金等交付規則第6条第2項には、「補助事業等の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。」と定められている。事業額が、倍になるほどの事業内容の変更であることから、補助事業者から、事業計画変更届を提出させるべきであった。

(3) 監査の意見

① 補助割合

シルバー人材センター業務開拓支援事業補助金は、下記のようにランクを区分して交付しており望ましいが、このような少額な補助金額を国の補助金に上乗せして交付しても、実効性があるのか疑問に思われる。

ランク表 (単位：千円)

年度当初会員数	ランク	補助額
1,101人以上	A	1,800
901～1,100	B	1,500
701～900	C	1,200
501～700	D	900
301～500	E	600
120～300	F	350

各シルバー人材センターの補助額積算表 (金額単位：千円)

シルバー人材センター	平成12年度実績			平成13年度実績			平成14年度 交付決定			平成15年度見込		
	会員数	ランク	交付額	会員数	ランク	交付額	会員数	ランク	予算額	会員数	ランク	予算額
A市	1,457	A	1,800	1,497	A	1,800	—	—	—	—	—	—
B地域	920	B	1,500	958	B	1,500	—	—	—	—	—	—
C市	608	D	900	651	D	900	—	—	—	—	—	—
D市	436	E	600	410	E	600	—	—	—	—	—	—
E市	412	E	600	436	E	600	—	—	—	—	—	—
F市	444	E	600	489	E	600	—	—	—	—	—	—
G市	525	D	900	567	D	900	—	—	—	—	—	—
H市	823	C	1,200	878	C	1,200	—	—	—	—	—	—
I市	416	E	600	436	E	600	—	—	—	—	—	—
J市	406	E	600	413	E	600	—	—	—	—	—	—
K市	370	E	600	380	E	600	—	—	—	—	—	—
L市	308	E	600	331	E	600	—	—	—	—	—	—
M町	324	E	600	351	E	600	—	—	—	—	—	—
N町	171	—	—	183	F	350	172	—	—	172	F	350
O町	148	—	—	164	F	350	178	F	350	196	F	350
P市	238	—	—	266	F	350	346	—	—	424	E	600
Q町	246	—	—	289	—	—	287	—	—	310	E	600
R町	172	—	—	200	—	—	195	—	—	208	F	350
合計	7,449	—	11,100	8,410	—	12,150	696	—	350	1,310	—	2,250

② 事業実績報告書

事業実績報告書については、両補助金とも内容として事業の項目と実施した旨が記載されているのみで、全般的にどのような成果があったのかが記載されていない。これでは、補助効果の測定が難しいため、たとえば、ホームページへのアクセス件数や、就業開拓推進事業であれば、目標開拓数と、どのような分野に対して何件程の契約が残せたかなど、何を目標に計画し、どこまで達成したのか、あるいは受益者からどのような要望があったのかを報告するなど、内容を充実させることを検討すべきである。

③ 普及啓発事業費

岐阜県シルバー人材センター連合会補助金に関し、事業推進総合計画を閲覧したところ、シルバー人材センターについて、「知らなかった」という人の割合は3.4%しかなく、大多数の人が、シルバー人材センターのことを認知している結果が報告されている。

しかし、平成14年度実績での普及啓発事業費について6,420千円の支出(県補助2,885千円)を行っていた。支出内容は、新聞、ラジオ等のメディアを活用しての広報活動、郵便貯金通帳カバーへの広告掲載等であった。事業の必要性と効果を再度検討すべきである。

『2』 就業能力の向上支援

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
特別対策	緊急雇用対策	緊急雇用対策	100

成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要		
目的	誰を対象として (対象区分)	学校を出て、手に職をつけようとしている人、離職者で、新たな職に就くために、技能を身につけようとしている人。
	どうありたいか (あるべき状態)	産業構造の変革とともに変わる労働者に求められる能力を身につけるための体制整備・充実と労働者が安心して技能を身につけることができる労働環境の整備・充実。
	目指すべき意図・ 明確なねらい	産業構造の変革の中、労働者に求められる能力も変わりつつあり、労働力需給のミスマッチを解消するため時代に即応した企業ニーズにあった学卒者及び離職者の就業能力の向上を目指す。
	手段 目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 高等技能専門学校における訓練の実施、民間の訓練施設への助成及びそのための体制整備 2. 労働者のための福利厚生制度、事業の実施及び助成

成果を説明する指標については、「2. 労働者のための福利厚生制度、事業の実施及び助成」に直接該当する指標は作成されていない。

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
就業能力の向上支援	1. 高等技能専門学校における訓練の実施、民間の訓練施設への助成	職業能力開発協会補助金	79,332	
		岐阜県技能士会連合会補助金	1,720	
		高等技能専門学校費	92,813	
		認定職業訓練校運営費補助金	57,210	
		職業転換等訓練費	100,439	
		技能向上訓練費	4,157	
		訓練生募集事務費	863	
	2. 労働者のための福利厚生制度・事業の実施及び助成	勤労者ライフサイクル資金貸付金	187,000	
		勤労福祉センター工事費	500	
		ゆとり創造社会推進事業	2,659	
		仕事と家庭の両立支援事業費	3,667	
		中小企業労働施策アドバイザー設置委託料	2,859	
		労働者福祉協議会事業費補助金	9,600	○
		労働問題協議会費	960	
		運営協議会費	200	
		育児・介護休業者生活資金貸付金	5,000	
		勤労者教育資金貸付金	20,000	
		労働者信用基金協会育成指導費	5,300	
		勤労者住宅建設資金貸付金	167,165	

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[2] 岐阜県労働福祉事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	労働福祉団体及び労働団体(以下「労働福祉団体等」という。)が行う事業に要する経費に対して補助し、労働者の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助対象事業等	労働福祉団体等が行う事業に要する経費 (一般事業費、スポーツ大会、働く者の県展、文化活動事業)
補助事業者	岐阜県労働者福祉協議会
事業の開始	昭和50年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
9,100	9,100	9,600	9,600	9,600

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	<p>中央労福協が昭和25年に発足し、これを受けて岐阜県においては昭和28年9月に岐阜県労働者福祉協会(平成2年から岐阜県労働者福祉協議会(以下「福祉協議会」という。)に名称変更)が設立された。</p> <p>福祉協議会は、労働団体の会員等からの要望に応える形で、労働金庫の設立(昭和30年)をはじめとして、全労災(昭和36年)、労住生協(昭和41年)、労信協(昭和45年)、勤労福祉センター(昭和46年)の各労働福祉事業団体の発足に努め、組織の充実を図ってきた。</p> <p>現在の主な活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各事業団の連絡、調整 2. 労働者の福祉に関する調査・研究 3. 教宣活動 4. 文化・教育活動他 <p>現在の活動をより充実させるため、対県要請において活動費に対する補助1,000万円を求めている。</p>
所管課	<p>福祉協議会は、労働団体間における福祉活動の連絡調整、労働者の福祉に関する調査・研究、労働福祉団体の育成など、勤労者福祉運動の推進に努めており、労使関係の安定を図るうえからも重要な役割を担っている。</p> <p>県としても福祉協議会の自主的及び健全な運営の指導に努めているところである。</p>
継続する理由	<p>福祉協議会は、労働者が直面している社会・経済問題や福祉に関する調査研究を行い、労働者の経済的地位の向上や文化的活動を通してより豊かな生活を目指している。</p> <p>特に近年は少子化対策や介護の問題を労働者の立場から捉え、新たにグッドライフサポートセンターの会員募集協力やホームヘルパー養成などのバックアップを行うなど、積極的に労働福祉団体と連携した活動を行っている。</p> <p>また、福祉協議会は、労働者が当面する諸問題への対応について広く理解を求めることを目的として、毎年県民キャンペーンとして文化イベント、記念講演などを主とした行事を実施しているほか、労働者の体位向上と明朗な精神のかん養を図るために「勤労者球技大会」を、文化教養の向上を目的として「働く者の県展」を実施している。</p> <p>「球技大会」は昭和40年度から、「県展」は昭和42年度から県が直接実施していたが、昭和45年度に事業委託し、昭和50年度からは労働者福祉という観点から福祉協議会の自主的な運営により実施することが適当であるとして補助事業とした経緯がある。</p> <p>以上のことなどから、福祉協議会の諸活動は労働者福祉のうえで重要な事業であり、継続して活動することは必要である。</p>

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 福祉協議会の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	会 費	44,810	44,510	44,510
	県 補 助 金	9,600	9,600	9,600
	繰 越 金	2,255	3,258	3,000
	雑 収 入	25	20	20
	計	56,690	57,388	57,130
支 出	人 件 費	25,230	27,350	30,460
	補 助 事 業 費	16,679	16,070	16,500
	事 務 費 (渉 外 費)	1,918	2,300	2,300
	旅 費	1,660	1,900	1,900
	退 職 積 立 金	3,172	3,800	4,000
	そ の 他	4,773	2,968	1,970
計	53,432	54,388	57,130	
差 引		3,258	3,000	—

(2) 監査の結果

① 補助率の削減

岐阜県は勤労者球技大会を昭和40年度から、また、働く者の県展を昭和42年度から実施したが、その後、昭和45年度から両者とも福祉協議会への委託事業とした。また、昭和50年度からは、福祉協議会が自主的に実施することが適当な事業とし、県の補助対象事業としている。これに加え勤労者文化活動事業が、平成2年度から県の補助対象事業として実施されている。

上記のような経緯があり、前述の3事業に対する県からの補助率は補助対象経費のほぼ10/10となっている。福祉協議会の運営は安定している中で、自主事業といいながら、補助率がほぼ10/10という特異な状況を考慮すると、過去からの流れで補助していないか、補助の必要性を再度検討し、補助率の削減を行うべき時期にある。

<補助対象事業の推移>

(単位：千円)

年度	一般事業	勤労者球技大会(スポーツ大会)	働く者の県展	岐阜・鳥取交流事業	勤労者文化活動事業	計
	(助成)	(委託)	(委託)			
45	300	650	300	—	—	1,250
46	300	700	350	—	—	1,350
47	400	700	350	—	—	1,450
48	600	850	450	—	—	1,900
49	900	1,000	450	—	—	2,350
	(補助金)	(補助金)	(補助金)			
50	1,000	1,000	450	—	—	2,450
51	1,200	1,000	500	—	—	2,700
52	1,400	1,100	500	—	—	3,000
53	1,600	1,200	500	—	—	3,300
54	1,700	1,300	600	—	—	3,600
55	2,000	1,500	700	—	—	4,200
56	2,300	1,500	700	—	—	4,500
57	2,300	1,500	1,000	—	—	4,800
58	2,300	1,750	1,000	—	—	5,050
59	2,500	1,750	1,200	—	—	5,450
60	2,500	1,750	1,500	—	—	5,750
61	2,500	1,750	1,500	—	—	5,750
62	2,250	1,850	1,830	—	—	5,930
63	2,250	1,850	1,830	—	—	5,930
元	2,250	1,850	1,830	—	(補助金)	5,930
2	2,250	1,850	1,830	—	2,420	8,350
3	2,250	1,850	1,830	(補助金)	2,420	8,350
4	2,250	2,400	1,830	800	2,420	9,700
5	2,250	2,400	1,830	800	2,420	9,700
6	2,250	2,400	1,830	800	2,420	9,700
7	2,250	2,600	1,830	—	2,420	9,100
8	2,250	2,600	1,830	(鳥取県より辞退)	2,420	9,100
9	2,250	2,600	1,830	—	2,420	9,100
10	2,250	2,600	1,830	—	2,420	9,100
11	2,250	2,600	1,830	—	2,420	9,100
12	2,250	2,600	1,830	—	2,420	9,100
13	2,250	2,600	2,330	—	2,420	9,600
14	2,250	2,600	2,330	—	2,420	9,600

<補助対象事業参加状況>

A 岐阜県勤労者球技大会参加状況

年度	バレーボール			ソフトボール	計
	男子	女子	計		
34回 平成10年度	29チーム	14チーム	43チーム 645名	56チーム 840名	99チーム 1,485名
35回 平成11年度	25チーム	11チーム	36チーム 540名	53チーム 795名	89チーム 1,335名
36回 平成12年度	24チーム	12チーム	36チーム 540名	52チーム 780名	88チーム 1,320名
37回 平成13年度	23チーム	12チーム	35チーム 525名	53チーム 795名	88チーム 1,320名
38回 平成14年度	21チーム	7チーム	28チーム 420名	49チーム 735名	77チーム 1,155名

B 岐阜県働く者の県展 出品・入場者数状況

年度	日本画	洋画	書	写真	計	入場者数			
						岐阜展	関展	高山展	計
32回平成10年度	14点	50点	26点	64点	154点	岐阜展 908名	関展 398名	高山展 423名	計 1,729名
33回平成11年度	17点	46点	28点	51点	142点	岐阜展 1,030名	瑞浪展 370名	高山展 490名	計 1,890名
34回平成12年度	23点	44点	21点	58点	146点	岐阜展 1,047名	高山展 674名	土岐展 478名	計 2,199名
35回平成13年度	25点	56点	34点	48点	163点	岐阜展 786名	美濃加茂展 441名	高山展 621名	計 1,848名
36回平成14年度	25点	40点	35点	42点	142点	岐阜展 1,014名	中津川展 387名	高山展 440名	計 1,841名

② 補助金の減額

福祉協議会には労働者福祉基金46,043千円及び退職積立金(退任慰労積立金を含む)31,322千円が積立てられている。補助金交付の決定に際しては、福祉協議会の決算書入手し、財政状態を十分に検討した上で、財務内容が良好であることを理由に補助金の削減を申し入れるべきである。

(3) 監査の意見

① 補助率を低下させるための施策

監査の結果で記載したように、補助率が高いことは改善が必要であり、徐々に県の負担を軽減させることが求められる。

たとえば、事業規模の縮小を図る、受益者である参加者への負担を求めるなどして自主財源を確保する、さらには福祉協議会における人件費の割合が高い(人件費/事業費総額=28,079千円/50,557千円)ことから、これらの人件費を始めとした経費を一層削減していくことなどにより、事業費への資金配分を増加させ、その結果として補助率を低下させるなど、改善が求められる。

『3』商品企画力・デザイン力の強化、販売力の強化

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
特別対策	産業構造対策 (地域経済対策)	地場産業の振興	104
			106

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要						
目的	誰を対象として (対象区分)	県内産業(地場産業、中小企業等)				
	どうありたいか (あるべき状態)	情報化、国際化、技術革新、成熟化等のメガトレンドに対応するためのプロダクトデザイン力(売れるものづくり)の構築・向上を図るため、「人材育成」から「商品開発」「商品販売」に至るまで、そしてこれらに係る「情報収集・発信」を総合的かつ一体的に展開し、21世紀型産業構造への転換を促進する。				
	目指すべき意図・ 明確なねらい	県内地場産業等の産業構造の転換を図り、製造品出荷額を増加させるとともに、従業員一人当たりの付加価値生産性を向上させる。				
	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 商品企画力・デザイン力の強化 2. 販売力の強化				
②成果を説明する指標その1						
	前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
製造品出荷額等	5,478,957百万円 全国21位 (H9)	5,190,309百万円 全国21位 (H10)	4,869,904百万円 全国21位 (H11)	5,085,773百万円 全国21位 (H12)	—	5,500,000百万円 (H18)
●目標値(単期と将来)の設定理由 過去10年間(H3～)において岐阜県の製造品出荷額等の全国に占める割合が最も高く、1.76%であった平成4年の水準をH18に達成する。(年平均1.4%増)						
●当該指標の設定理由・補足説明 県内産業の力(商品企画力、販売力)を示すものとして最も分かりやすいため。						
③成果を説明する指標その2						
	前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
製造業付加価値生産性 全国格差(岐阜県/全国)	77.6% (H9)	78.1% (H10)	77.8% (H11)	77.5% (H12)	—	81.0% (H18)
●目標値(単期と将来)の設定理由 過去10年間(H3～)において岐阜県の製造業付加価値生産性全国格差の最高値である平成5年の水準をH18に達成する。						
●当該指標の設定理由・補足説明 県内産業のプロダクトデザイン力を示すものとして最も分かりやすいため。						
④関連指標						
	前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
県内総生産	7,368,773百万円 全国21位(H8)	7,268,060百万円 全国20位(H9)	7,250,852百万円 全国20位(H10)	7,220,836百万円 全国20位(H11)	—	—
●当該指標の設定理由及び「成果を説明する指標」への影響 記載なし						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象	
商品企画力・デザイン力の強化 販売力の強化	1. 商品企画力・デザイン力の強化	伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金	8,792		
		地場産業振興対策費	92,970		
		特定中小企業集積活性化事業	34,200		
		プロダクトデザイングループ育成支援事業費補助金	30,000		
		ワールドデザインセンター整備事業費	185,316		
		新商品開発支援事業費補助金	21,000		
		地場産業重点広報事業費補助金	20,000		
		国際学生ファッションコンテスト開催費負担金	50,000		
		アクティブG施設管理費	172,291		
		アクティブG施設取得費	944,066		
		産業経済研究事業費補助金	201,491		
		中小企業団体中央会中小企業振興対策事業補助金	171,404	○ [3-1]	
		中小企業団体中央会補助金	82,653	○ [3-2]	
		2. 販売力の強化	全国伝統的工芸品まつり参加費	4,620	
			販路開拓等事業費補助金	33,000	
	岐阜アパレル県民・市民の日開催事業費補助金		5,000		
国際見本市参加事業費補助金	4,553				

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[3] 中小企業団体中央会中小企業振興対策事業補助金

(中小企業団体中央会補助金を含む)

〈事業の概要〉

目的	中小企業が協同して経済事業を行うために必要な組織及び中小企業が営む事業の改善・発達を図るために必要な組織の設立運営を指導することにより、組織を通じた中小企業の健全な発達を図るため、中小企業団体中央会の事業費及び運営費に対して、補助する。
補助対象事業	<p>中小企業団体中央会中小企業振興対策事業補助金</p> <p>1. 組合等の組織強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織高度化対策事業 ・業界振興対策事業 ・労務対策事業 ・調査広報事業 ・政策活動事業 ・組合巡回指導事業 ・相談室事業 <p>2. 運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費等 ・ふれあい会館管理使用料 <p>中小企業団体中央会補助金</p> <p>1. 中小企業連携組織対策事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央会が指導員等の資質の向上を図るための事業 ・中央会が中小企業連携組織推進指導事業を実施するために必要な備品の取得等 ・地域産業実態調査事業 ・中小企業活路開拓調査・実現化事業に要する経費 ・組合等への情報提供事業 ・中央会指導員等研究会開催事業 ・外国人研修生技能実習移行指導事業 ・組合指導情報整備事業 ・組合情報化推進研修事業 ・官公需資料作成普及事業 ・中小企業団体情報連絡員の設置 ・中央会間情報ネットワーク運営事業 ・中小企業情報創造発信強化支援事業 <p>2. 中小企業経営資源強化対策費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力開発強化支援事業 ・中小企業連携組織等支援事業 ・中小企業連携組織等調査開発等支援事業 ・中小企業連携組織等交流促進事業
補助事業者	岐阜県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)
事業の開始	昭和41年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度 予算
中小企業団体 中央会中小企 業振興対策事 業補助金	171,468	166,367	168,495	165,220	167,376
中小企業団体 中央会補助金	96,357	82,315	78,354	74,998	65,181

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者
記載なし。
所管課
記載なし。
継続する理由
本事業は、国指定事業の補完事業として県内中小企業の育成・指導に寄与するものであり、廃止した場合には、地域、業種、階層等の特性に対応した、きめ細かい組織化指導を行うことが困難となる。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 中央会の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (実績)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予算)
収 入	会 費	37,856	37,388	36,853
	県 補 助 金	246,864	252,715	231,808
	そ の 他 補 助 金	1,770	1,770	1,766
	繰 越 金	3,641	3,640	6,191
	雑 収 入	12,804	11,390	9,140
	組 合 等 負 担 金	8,367	5,633	4,635
	県 委 託 金	—	450	—
	計	311,302	312,986	290,393
支 出	人 件 費	165,013	167,091	167,009
	事 業 費	98,661	102,334	85,775
	委 託 事 業 費	—	450	—
	管 理 費	40,577	42,511	37,009
	予 備 費	—	—	600
	計	304,251	312,386	290,393
	差 引	7,051	600	—

② 中央会の制度

中央会は、昭和30年7月、中小企業等協同組合法の改正により、中小企業等協同組合中央会として誕生し、昭和33年4月、中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴い名称を変更して現在に至っている。

中央会は、中小企業の振興を目的として、中小企業の組織化と組織強化のための指導及び活動を行っており、各都道府県毎に一つの中央会があり、その全国組織としての全国中央会が設立されている。

中央会の構成員は、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、同連合会、商店街振興組合・同連合会及びその他の中小企業関係組合・機関等であり、中央会は、各種中小企業関係組合等を網羅した総合団体となっている。

(2) 監査の結果

① 平成14年実績報告書

平成14年度実績報告書を閲覧した結果、以下の事項につき改善が求められる。

- a. 事業実績報告書には、中央会職員が組合へ何回指導したと回数が報告されているのみであり、事業を実施した結果、どのような実績が残せたのかを読み取ることはできない。より具体的にどのような計画目標を立案し、結果として対象者からどのような意見があったのかを記載することが必要である。
- b. 業界振興対策事業では、「岐阜県新首都交通計画研究会」「エンタープライズ岐阜へ参加」「理事会の開催」とあるが、関係団体への研修の参加や理事会の開催が実績事業として求められていることであるのか、さらには参加すること自体が目的になっていないか検討し、今後は参加した結果、どのような対応をしたのかについて重点的に記載することが必要である。
- c. 産業振興対策の推進においては、運営指導の結果、運営指導先がどのような意見、感想、要望を持ったのかを記載すべきである。
- d. 地域産業実態調査事業のうち、組合特定問題研究会(5,349千円)では、その内訳及び成果を記載することが必要である。
- e. パソコン研修は、中央会が主催してはいるものの、実際は業者へ研修内容を委託してパソコン研修を行っているものであった。ワード、エクセル等の初級程度の研修であれば、業者に任せるのではなく、指導する立場である中央会職員が、直接指導に当ることが必要である。
- f. 組合の特定問題研究会の懇談会においては、何をテーマにしたのか、どのような問題点が認識されたのかを具体的に記載することが必要である。

② 退職給与積立金の不足

退職給与積立金の平成14年度末の要支給額は、159,296千円であるのに対して、積立額は63,002千円となっており、39.8%となっている。しかし、年齢構成から推定すると定年退職者も今後一定数発生すると考えられ、この数年、毎年20,000千円程度の支出が続くと予想される。定年前退職などが発生すると40%の引当率では、一時的に不足する可能性があり、早期の対策が必要である。

③ 事業計画

事業計画として、中央会の事業の推進体系は以下のようである。

・ 既存組織の活性化支援

労働・雇用対策	組合等の活路開拓	商業・サービス業対策
情報化対策	後継者育成	地域活性化対策
エネルギー・環境対策		

・ 創業・連携の推進

組織化・創業支援対策	新商品開発・異業種交流	
------------	-------------	--

これらは、組合を構成する中小企業の活性化を図るためになされることとされているが、内容から判断すると県自体が取り組まなければならない課題ばかりであり、解決すべき事項の範囲が非常に広いと考えられる。労働問題、情報化、地域活性化、国際交流、創業支援、環境対策など地域の経済問題を幅広く解決するために事業体系が作成されている。

しかし、意気込みは理解できるものの、上記の支援内容を詳しくみると、交流会や懇談会、実態調査といった内容で、事業規模は数十万円程度のもが多い。

組織の人員体制と予算規模から判断すると、事業があまりにも広範囲で小規模に分散されており、その事業を実施することの効率と効果について再検討が必要である。

中央会の本来の設立目的である「組合の支援や中小企業の経営相談」からみて、守備範囲が広がることはやむを得ないが、重点分野を明確にした選択と集中の方針を中期計画などで明らかにする必要がある。

④ 科目の見直し

経費明細の中の福利環境整備費科目(8,984千円)は、中央会が支払う補助対象職員のための退職年金積立金であり、この処理自体は国の指導によるものであったためやむを得ない面もあるが、科目名から支出の内容が分からないことから、退職掛金などの科目に見直すことが妥当である。

また、補助対象経費の中に特別研究指導費科目があるが、実態としては主席主任の役職手当に相当するものであり、給与の一部として処理することが必要である。

(3) 監査の意見

① 施策目標と補助の有効性

会員数と補助金の推移は、以下のとおりである。

(金額単位:千円)

年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
会員数 (組合数)	934	901	888	882	814
中小企業振興対策 事業補助金 *1	175,085	171,468	166,367	168,495	165,220
中央会補助金 *2	87,528	96,357	82,315	78,354	74,998

*1 主な補助の内容は人件費である。

*2 主な補助の内容は事業費である。

中小企業の会員数は、上記のとおり毎年減少傾向が続いており、補助金についても減少傾向となっている。

中央会の発足時である昭和30年代から高度成長期までの時代において多くの中小企業の組合設立が必要とされた。しかしながら経済全体が成熟化した現状においては、新規組合の設立が減少するとともに役割を終えた組合が解散し総数が減少している。

今後、中央会には新しいニーズに積極的に対応し、中央会の事業内容に選択と集中が求められる。

県の施策体系の成果の説明に記載されている「施策概要」を検討すると、今日一般的に民間のコンサルティング会社でも難しいと考えられる「商品企画力・デザイン力の強化」といった創造力を要する分野が重視されている。これは、外国製品と競争する観点から、製品にデザインなどで付加価値を持たせようとする政策方針と思われる。

さらに、平成15年度の施策体系には、「中小企業支援体制の強化」「人材の育成」「情報産業の育成」等が追加され、県の経済政策が中小企業にターゲットを絞り、成長産業の育成や高付加価値化による産業の競争力向上を志向している。

従来と比較して経済環境が変化している中で、中央会の対応力が問われるところであるが、施策目標に合った人材を登用するか、短期間でこれらの目標に対応可能な職員を育成していかなければ、中央会自体の存在意義が問われるべき時期にあると判断される。

② 自主財源の確保

中央会の事業費は、毎年削減されており、事業規模の縮小が懸念されている。このような中で受益者負担の観点から、組合及び企業などの指導先から指導料を徴収することも検討すべきであると考えられる。

これに対して、所轄部署から「中央会は、中小企業全体の健全な発達を図ることを目的とする指導連絡団体であり、中央会が行える事業は中小企業指導事業に限られ、営利を目的とする事業は行うことはできません。使用料・手数料については、たとえば、指導に対する対価として徴収することは可能とされていますが、会費を徴収している組合に対する基礎的なサービスと、個別のニーズに対応する事業を峻別のうえ、検討する必要がありますが、今後の検討課題と考えます。(趣旨を外さない範囲で回答内容を一部省略)」との説明を受けた。

今後は自主財源の確保について目標を立て、具体的な行動を起こすこと、及び公益性の高い法人であることから、事業報告書で目標と成果を具体的に記述するとともに、これをホームページで公開することを検討すべきである。

③ 人事システムの改善

公的団体の人件費に対して補助する場合の問題点として、団体の給与体系が基本的に年功序列を基準としているため、人件費が右肩上がりとなり、補助金も増加傾向になりがちである。財政難の中、専門職員で構成される中央会は、プロパー指導員が24名と多く、年功序列によるより、構成員の業績を反映させた成果主義を取り入れた給与体系がふさわしいと思われる。

退職金を含めた人件費総額を抑制するため、たとえば、人事システムのコンサルティングを受け、早期に成果主義を取り入れた人事制度を構築することを検討する必要がある。

④ エンタープライズ岐阜

エンタープライズ岐阜は、ベンチャー企業の創出、新事業の育成を総合的に支援する体制のことをいい、ベンチャー企業へワンストップサービスを提供している。中央会はこの体制に参加し、支援しているものの、どのくらい実績があるのか明らかにされていない。また、取り次ぎの役割を果たしているのみではないことを説明する必要がある。

⑤ 特別資質向上費

特別資質向上費は、職員の教育費用として通信教育代を負担しているものである。通信教育の受講対象は、税理士の簿記論、情報処理技術者、社会保険労務士、日商簿記検定2、3級、宅建主任、中小企業診断士といったものである。

これらについては、職員の意欲を喚起し、インセンティブを確保する手法に変更することを検討すべきである。

⑥ 終期到来補助金調書

終期到来補助金調書に、補助事業者、所管課の意見が記載されていない。補助金は、一方的な金銭の給付という特性から、交付について一層慎重な姿勢で臨まなければならないはずである。終期到来補助金調書の記入不備は、終期が到来した補助金の議論を実施していない結果とも受け取られるため、今後はこのような不備がないように改善が求められる。

『4』 「日本まんなか楽園ぎふー飛騨・美濃」構想の推進

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
特別対策	産業構造改革 (地域経済対策)	交流産業の振興	111

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要						
目的	誰を対象として (対象区分)	県内外、国外の観光客等				
目的	どうありたいか (あるべき状態)	2005年日本国際博覧会の開催に向け、「観光立県」「イベント立県」をめざし、交流産業の振興を推進し、毎年観光客数、観光消費額が増加している。				
目標	目指すべき意図・ 明確なねらい	1. 観光入込客数、観光消費額を毎年増加させる。 2. テーマ性のある街道・回廊づくりを行い、魅力的な観光商品づくりを進める。				
手段	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. イベント・コンベンションの積極的な展開 2. 交流産業の魅力づくり 3. 戦略的な誘客宣伝				
②成果を説明する指標その1						
	前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
観光客数	36,889千人 (H10)	38,046千人 (H11)	41,654千人 (H12)	42,382千人 (H13)	43,320千人	53,000千人 (H18)
観光消費額	259,641百万円	253,635百万円	263,284百万円	274,647百万円	273,600百万円	330,000百万円
●目標値(単期と将来)の設定理由 観光客数は過去の状況から4%を設定。(H9→H10 3.1% H10→H11 3.1% H11→H12 9.5%) 観光消費額は、H11→H12の伸び率約4%を今後も維持する。14年度協定目標。						
●当該指標の設定理由・補足説明 記載なし						
③成果を説明する指標その2						
	前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
イベント・コンベンションの開催件数	290件 (H10)	308件 (H11)	422件 (H12)	369件 (H13)	382件 (H13)	416件 (H17)
●目標値(単期と将来)の設定理由 中期的には、日本国際博覧会を視野にH17年度の目標を設定、短期では、その目標を期間年数で比例配分した毎年度一定の増加値(9件)で設定。						
●当該指標の設定理由・補足説明 記載なし						
④関連指標その1						
	前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
宿泊観光客数	5,070千人 (H10)	4,853千人 (H11)	4,783千人 (H12)	4,640千人 (H13)	—	4,800千人 (伸び率 4.0%)
●当該指標の設定理由及び「成果を説明する指標」への影響 観光客のうち観光消費額の大きい宿泊客数						

⑤関連指標その2						
	前々々期	前々期	前 期	当 期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
美濃地域観光客数	31,208千人 (H10)	32,869千人 (H11)	36,253千人 (H12)	35,995千人 (H13)	—	37,000千人 (伸び率 4.0%)
<p>●当該指標の設定理由及び「成果を説明する指標」への影響</p> <p>全国的に観光地として有名な飛騨に比べ、今後底上げが必要な美濃地域への観光客数</p>						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
「日本まんなか楽園ぎふー飛騨・美濃」構想の推進	1. イベント・コンベンションの積極的な展開	展示会催事等負担金	2,597	
		全国選抜中日花火大会補助金	1,350	
		長良川全国花火大会補助金	1,350	
		「日本まんなか楽園ぎふー飛騨・美濃」イベント情報発信事業費	1,000	
	2. 交流産業の魅力づくり	岐阜県観光モニター活用事業費	5,000	
		岐阜県観光情報収集提供システム運営費	13,300	
		「日本まんなか楽園ぎふー飛騨・美濃」構想推進事業費	110,000	
	3. 戦略的な誘客宣伝	観光キャンペーン推進事業費補助金	31,308	
		観光パンフレット等作成費	5,920	
		ニューリゾート基地ぎふ情報センター運営費等補助金	27,600	○[4]
		観光事業振興助成交付金	12,790	○[4]
		岐阜県観光連盟運営費等補助金	16,513	○[4]
		「日本まんなか楽園ぎふー飛騨・美濃」PR推進事業費	3,500	
		「日本まんなか楽園ぎふー飛騨・美濃」イメージアップ作戦事業費	11,000	
		圏域間交流促進事業費	8,700	
飛騨・美濃観光案内名古屋センター推進事業費	17,535			
携帯電話観光ガイドシステム整備事業費	37,000			

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[4]岐阜県観光連盟運営費等補助金

(ニューリゾート基地ぎふ情報事業補助・観光事業振興助成交付金を含む)

〈事業の概要〉

目的	県内観光関係団体の連絡指導機関として、県の観光行政の補完的役割を果たし県の観光振興に寄与する社団法人岐阜県観光連盟に対し、運営費の一部を補助し、本県観光の一層の振興を図る。
補助対象事業	1. 観光連盟運営事業 社団法人岐阜県観光連盟の運営 2. ニューリゾート基地ぎふ情報事業 ニューリゾート基地ぎふ情報センターの運営 3. 観光事業振興助成交付金事業 地域における観光振興を図るため実施する観光振興事業
補助事業者	社団法人岐阜県観光連盟(以下「観光連盟」という。)
事業の開始	昭和23年度

〈補助金額の推移〉

(単位:千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
運営費等	9,604	14,600	13,459	16,513	15,805
観光振興事業	29,796	13,133	13,128	12,790	12,160
ニューリゾート	37,283	33,800	28,258	31,600	27,926

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	飛騨センター観光インフォメーション設置事業費を整理・統合するとともに新規会員の確保等会費収入の獲得に努力した。
所管課	補助事業者に対して事業の効率的な執行を要請した。
継続する理由	県内の市町村及び観光関係団体と一体となって事業活動を行い、観光客誘致及び観光振興に多大な貢献をしている。他に統合できる補助事業はなく、県補助金を主要財源としており、廃止・削減されれば、事業を大幅に縮小せざるを得ず、県観光行政の推進に支障を来すことになる。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 監査の結果

① 実績報告書

現状の実績報告書では補助効果が客観的に判断できないことから、以下の改善を要する。

- a. ガイドブック作成配布、パンフレット配置では、どの期間どこの場所に何部設置し、最終的に何部が残って在庫となったのかまで記載する。また、利用者の声を記載してみるなどの工夫があるとよい。
- b. 誘客対策事業(海外観光キャンペーン、海外観光客誘致事業)では、「海外見本市へ出展した」で記述を終わらせるのではなく、出展した結果どのような成果があったのかについても記載する。また、国内モニターツアー事業についても、モニターの意見、感想、アンケート結果等を記載して反省すべき事項などについて記載するとよい。

② 勘定科目

事業実績書の収支計算書を検証したところ、詳細な勘定科目が統一して使用されておらず、事業ごとの大項目の金額となっている。これでは、実際にどのような目的に使用されたのか、支出内容が不明確である。予算及び支出の適切な執行のためには、広告料や印刷製本費、消耗品費といった細節の勘定科目まで使用した収支計算書を作成することが必要である。

③ ニューリゾート基地ぎふ情報事業

観光連盟は、ニューリゾート基地ぎふ情報センター(従来、財団法人岐阜県産業文化振興事業団の一事業、以下「ニューリゾート基地」という。)を平成10年に情報発信機能強化のため、取り込んでいる。県は、ニューリゾート基地へ従来、助成していた関係から、現状においてもその事業及び運営に対する補助として3千万円近く補助している。その支出内容を検証したところ、補助金の一部は、消耗品、役務費など運営費に使用されていた。

補助金交付要綱は、事務費も補助対象としているため問題ないが、ニューリゾート事業は、実質的に観光連盟の誘致宣伝事業と一体化しており、これをあえて別の事業として事務処理する意義は乏しく、統合による事務の効率化がなされているとはいえない。

ニューリゾート基地ぎふ情報事業への補助は、事業費のみに限り、統合したことにより発生する運営費(間接管理費)部分は、観光連盟の運営費補助として別途予算措置し一体化を図る必要がある。

④ 中国派遣費の会計処理

決裁伺いを閲覧したところ、中国出張について以下の事象が見受けられた。

科目	日付	伝票番号	相手科目	金額	摘要
事務費旅費	H14.12.25	664	普通預金	26,406円	11/13～18CITM上海旅費

決裁伺いによれば、これは常任理事の日当(@4,500×6日)と岐阜県庁から名古屋空港までの交通費であった。

この海外事業は、社団法人日本観光協会中部支部の主催で海外プロモーション事業へ参加するものである。日当及び交通費を請求することは問題ないが、本来ならば海外観光客誘致事業費として事業費処理すべきものであった。

⑤ 海外観光客誘致事業

海外観光客誘致事業の報告書入手し、内容を検証したところ、説明会、会議への出席、商談会に出席して情報交換を行う、海外旅行会社幹部の視察への同行などであった。

成果としての海外観光客は目立って増えているわけではなく、観光連盟の人員だけでは、事業の拡大や成果を出すことに限界があると思われる。事業が中途半端であり廃止するか、他の事業との統合により、効果が期待できる事業内容へ変更するよう検討する必要がある。

⑥ 情報提供事業

下記の表から、ファックスは減少傾向にあり、事業ニーズが減少している。インターネットも、カウント方法を変更しているが、全体として減少傾向にある。数値から判断すると補助効果が薄れ気味であることが懸念される。情報発信は重要であることから、利用が少ない理由を検討する必要がある。

(単位：件)

	ファックス	インターネット	携帯電話	フリーダイヤル
平成12年度	54,678	73,246	—	1,639
平成13年度	71,357	35,536	111,093	1,922
平成14年度	35,809	28,134	95,564	1,064

* ファックスは、ファックス情報サービスシステムを利用した情報提供事業のことである。

(2) 監査の意見

① 組織

観光連盟の組織において事務局職員は、ほとんどが県派遣職員と旅行会社からの派遣者から構成されている。従来は、固定的な雇用関係にあるプロパー職員が存在していたが、現在では、嘱託又は日々雇用職員への切り替えがなされている。観光誘致事業は、景気に左右されやすく、外部環境の変化を受けやすいことから、長期の固定職員の雇用は望ましくなく、これらの対応は適切であったと判断される。

② 理事の人数

平成13年度末の総会で理事の人数を約半数に削減したものの、いまだ理事が32名と多い。観光事業の広告宣伝活動などの事業は、その性質からその時々の流行や季節、景気などに左右されることが多く、予算も迅速に補正していかなければ、有効な宣伝活動はできないと考えられる。

しかし、現在の理事は人数が多く、かつ、兼任がほとんどであるから会議を開いて補正予算を組むことは実質的に難しく、機動的な活動を阻害しかねないと考えられる。

今後は理事の人数を思い切って削減し簡素化するなどにより、タイミングのよい事業執行を行い、補助金を有効に使用できるよう検討すべきである。

『5』 農産物の生産振興

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
特別対策	産業構造改革	農林業の再生	122

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要						
目的	誰を対象として (対象区分)	生産者				
	どうありたいか (あるべき状態)	県民の健康と県土の環境を守り、地域を支える農林業の実現				
	目指すべき意図・ 明確なねらい	優良な農地を確保し、農産物の生産を振興する。				
	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 米、麦、大豆、飼料作物などの基幹作物の生産拡大 2. 県内農林水産物の生産振興 3. 計画的な土地利用				
②成果を説明する指標その1						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
耕地利用率	92.1%	92.4%	93.0%	92.6%	112% (H15)	112% (H15)
●目標値(単期と将来)の設定理由 「岐阜県民食料確保計画」の目標自給率を達成するための目標として設定した。						
●当該指標の設定理由・補足説明 耕地の活用について示されている。						
③成果を説明する指標その2						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
農用地の利用権設定	4.2%	4.5%	5.8%	6.1%	—	—
●目標値(単期と将来)の設定理由 記載なし						
●当該指標の設定理由・補足説明 農用地の活用の度合いを示している。						

④成果を説明する指標その3						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
麦作付け面積	1,350ha	1,390ha	1,686ha	2,135ha	2,500ha (H13)	9,200ha(H 17)
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由 「岐阜県民食料確保計画」に基づく地域別生産計画の目標数値を基準に、売れる麦づくり、県内需要拡大の観点を交え、17年度目標を設定した。</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 基幹的な作物である麦の生産状況について明確に示されている。</p>						
⑤成果を説明する指標その4						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
大豆作付け面積	1,370ha	1,220ha	1,480ha	1,740ha	2,500ha (H13)	4,500ha(H 17)
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由 「岐阜県民食料確保計画」に基づく地域別生産計画の目標数値を基準に、売れる大豆づくり、県内需要の拡大の観点を交え、17年度目標を設定した。</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 基幹的な作物である大豆の生産状況について明確に示されている。</p>						
⑥成果を説明する指標その5						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
飼料作物作付け面積	3,950ha	3,800ha	3,650ha	3,560ha	4,350ha	5,150ha(H 17)
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由 「岐阜県酪農・肉用牛生産近代化計画(H22年度目標)をもとに、その中間点(H17年度)での数値を設定</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 基幹的な作物である飼料作物の生産状況について明確に示されている。</p>						
⑦成果を説明する指標その6						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
野菜作付け面積	8,590ha	8,430ha	8,250ha	8,110ha	—	9,000ha (H17)
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由 岐阜県園芸振興プランにより設定。</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 野菜生産の状況について示されている。</p>						
⑧成果を説明する指標その7						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
果樹作付け面積	3,220ha	3,180ha	3,140ha	3,100ha	—	3,650ha (H17)
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由 岐阜県園芸振興プランにより設定。</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 果樹生産の状況について示されている。</p>						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
農産物の生産振興	1. 米、麦、大豆、飼料作物などの基幹作物の生産拡大	元気な水田営農確立条件整備事業費補助金	130,000	
		自給飼料生産対策推進事業	3,500	
	2. 県内農林水産物の生産振興	家畜人工授精事業費	15,758	
		和牛生産事業費	21,618	
		普及員活動費	46,976	
		岐阜県植物防疫協会体制強化費補助金	4,885	
		病虫害総合管理技術推進対策事業費	4,000	
		大規模乾燥調製施設改良事業費補助金	39,000	
		産地育成支援普及活動事業費	2,759	
		園芸特産振興団体育成対策	7,000	○[5-1]
		野菜価格安定対策 *1	86,978	○[5-2]
		畜産基盤再編総合整備事業	541,233	
	家畜導入事業 *1	9,315	○[5-3]	
	3. 計画的な土地利用	農事改良組合活動促進事業費補助金	30,000	○[5-4]
		中山間地域等直接支払事業費	13,546,448	
		農畜産公社補助等	593,263	
土地利用型農業確立普及推進費		4,490		

*1 監査対象は、この事業の中の一つである。

*2 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[5-1] 園芸特産振興団体育成対策費

〈事業の概要〉

目的	生産者自らが結成した県下最大の生産者組織として、県施策に呼応した生産販売振興事業の実践を行う岐阜県園芸特産振興会の健全な育成をすることによって、県民消費生活の安定と銘柄産地の育成を図る。
補助対象事業	園芸特産物の生産、販売の振興を図るため農業者の組織する岐阜県園芸特産振興会が行う事業に要する経費(補助金の額は知事が別に定める額)
補助事業者	岐阜県園芸特産振興会(生産者自ら結成した県下最大の組織として、県園芸特産振興を推進する団体。以下「振興会」という。)
事業の開始	昭和45年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
7,000	7,000	7,000	7,000	6,300

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	<p>振興会は設立以来、県の園芸特産振興施策と呼応した生産販売振興事業の実践を行ってきた。その結果、県農業粗生産額に占める園芸特産物粗生産額のシェアは40%に達しており、県農業の牽引役となっている。</p> <p>しかし、社会的、経済的諸条件の著しい変化は、担い手不足と都市化の進展による農地の改廃等園芸特産農業を巡る状況を一層厳しくしている。また、野菜の輸入増加等により、本県産野菜の価格も低下している。更に、消費者動向は、味、鮮度等の高品質、本物志向に加えて、特に生産者の顔が見え安全・安心・健康な園芸特産物への関心が高まりつつある。</p> <p>こうした行政施策への呼応、新たな取り組み課題等年々取り組み事業が増大する中で振興会の運営は厳しい状況にあり、県の助成について継続を強く要望する。</p>
所管課	<p>生産者自らが組織した県下最大の生産組織である振興会は、県施策に呼応した園芸特産物の生産、販売振興に寄与している。</p> <p>平成10年3月2日に行われた知事と振興会役員との懇談会において、知事は「農業おこし8つのポイント」(①岐阜県らしい農業②七つの恵を活かす農業③県民のための農業④「安全・安心・健康」+「ゆとり・こだわり」がキーワード⑤産業観光⑥加工に目をむける農業⑦東京市場への販売戦略⑧カッコ良さ)を示したが、これを実践し県民の命と健康を守る農業を推進するためには、行政と振興会が緊密な連携をとり進めていく必要がある。</p> <p>野菜の輸入増加等により本県産野菜の価格も低下していることや、消費動向が生産者の顔が見え安全・安心・健康な園芸特産物(ぎふクリーン農業)への関心が高まりつつあることなど新たな課題への対応が求められており、今後、とも振興会活動の重要性を増加するものと見られる。</p> <p>従って、今後、さらに振興会の組織育成、活動強化を図ることが必要なことから継続して助成することとした。</p>

継続する理由	
<p>県農業粗生産額に占める園芸特産物粗生産額のシェアは40%に達しており、米、畜産を上回り部門別でトップであり、今後、とも重要性を増すことが見込まれる。</p> <p>今後、本県の主要品目であるトマト、いちご等の輸入量が増加すると、本県産と競合する場面が生じ、影響が出る恐れがある。</p> <p>本県園芸特産物が国内外の園芸特産物と競争し、これを維持、増大するためには、生産者自らが組織した県下最大の生産組織である振興会を21世紀の県農業の牽引役として、飛騨・美濃園芸王国づくりの実践団体としての更なる機能強化が必要である。</p> <p>知事の「農業おこし8つのポイント」(①岐阜県らしい農業②七つの恵を活かす農業③県民のための農業④「安全・安心・健康」+「ゆとり・こだわり」がキーワード⑤産業観光⑥加工に目をむける農業⑦東京市場への販売戦略⑧カッコ良さ)を実践し、県民に信頼される安全・安心・健康な園芸特産物(ぎふクリーン農業)の供給を行うとともに、21世紀初頭までに園芸特産物生産額800億円を目指す飛騨・美濃園芸王国の実現のためには当振興会の活動強化が必要である。</p> <p>従って、当事業を継続することは、当振興会の育成、活動強化を図り、安全・安心・健康な園芸特産物の生産振興と岐阜県民食料確保計画に基づいた県民への食料の安定供給並びに生産者の経営安定に資するため必要である。</p>	

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 振興会の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	会 費	65,638	62,310	63,010
	県 補 助 金	7,000	7,000	6,300
	繰 越 金	711	850	850
	雑 入	173	185	185
	計	73,522	70,345	70,345
支 出	管 理 費	24,313	23,830	23,830
	人 件 費	23,244	22,460	22,460
	事 務 費 等	1,069	1,370	1,370
	事 業 費	48,360	46,515	46,515
	会 議 費	571	930	930
	生 産 対 策 費	24,391	24,845	24,845
	消 流 対 策 費	22,421	19,690	19,690
	事 業 推 進 費	715	900	900
	雑 費	262	150	150
	計	72,673	70,345	70,345
差 引		850	—	—

(2) 監査の結果

① 補助対象経費の明確化

過去の補助金と補助金率を検討したところ、以下のとおりである。

年 度	事 業 費 総 額 A (千円)	県 補 助 金		委託料 (千円)	年 度	事 業 費 総 額 A (千円)	県 補 助 金		委託料 (千円)
		補助金 B (千円)	補助率 B/A(%)				補助金 B (千円)	補助率 B/A(%)	
S 45	6,932	2,300	33.2	—	S 62	41,775	6,300	15.1	—
46	7,169	2,300	32.1	—	63	43,869	6,300	14.4	1,700
47	7,027	2,300	32.7	—	H元	46,991	6,300	13.4	3,700
48	9,159	2,800	30.5	—	2	49,538	6,300	12.7	3,811
49	19,089	2,800	14.7	—	3	49,687	6,300	12.7	3,811
50	10,060	2,800	27.8	—	4	48,112	6,300	13.1	3,811
51	9,339	2,800	30.0	—	5	46,470	6,300	13.6	3,811
52	13,620	4,000	29.4	—	6	53,676	6,300	11.7	3,811
53	18,316	4,000	21.8	—	7	45,453	6,300	13.9	3,811
54	17,496	4,000	22.9	—	8	48,870	6,300	12.9	3,811
55	21,789	5,000	22.9	—	9	49,000	7,000	14.3	3,885
56	26,589	5,000	18.8	—	10	49,000	7,000	14.3	3,885
57	28,570	5,000	17.5	—	11	53,356	7,000	13.1	3,885
58	40,290	5,000	12.4	—	12	54,816	7,000	12.8	3,885
59	38,251	5,000	13.1	—	13	45,949	7,000	15.2	—
60	40,696	7,000	17.2	—	14	46,515	7,000	15.0	—
61	46,780	7,000	15.0	—	15	46,515	6,300	13.5	—

この表から分かるように、補助金は事業費総額に対して前年度の補助額を勘案しながら、長期間ほぼ定額で予算措置されており、また、積算資料は十分とはいえない。今後は実態に合わせて積算すべきである。

(3) 監査の意見

① 補助事業の成果の測定

終期到来補助金調書における補助金を継続する理由は、「園芸特産物粗生産額のシェア拡大、輸入量の増加へ対応のため、実践団体を機能強化し、これにより安全・安心・健康な園芸特産物の生産振興と岐阜県民食料確保計画に基づいた県民への食料の安定供給及び生産者の経営安定に資することになる」ということである。

一方、これを実現するための補助事業について、次の頁にあるように過去6年間の各種補助事業の内容を比較してみたところ、変化に乏しいのではないかと思われた。これに対して、所轄部署からは、「補助事業名は同じであっても、農業情勢に対応して内容は変化させている」との説明を受けた。

今後は補助金の継続理由について、補助事業の内容の定性的説明に重点をおくのではなく、振興会のいう「食料の安定供給、生産者の経営安定」が何をもって実証されるのか、たとえば、下記の表にあるような園芸粗生産額の推移、いちご農家の所得が増加した、首都圏への出荷額が増加した、使用プラスチックの回収量が増加した、トマト、ほうれんそうの学校給食での取扱量が増加したなど、補助事業の内容の変化に応じた具体的な成果を測定し、補助金の有効性を検証していくことを検討すべきである。

園芸粗生産額経年資料

(単位：百万円)

年度	粗生産額	年度	粗生産額	年度	粗生産額	年度	粗生産額	年度	粗生産額
S45	16,638	52	33,614	59	43,869	3	56,734	10	55,336
46	15,814	53	34,869	60	47,036	4	52,301	11	51,328
47	18,209	54	39,157	61	44,851	5	55,750	12	49,822
48	22,884	55	37,745	62	47,891	6	56,080	13	48,296
49	26,860	56	38,046	63	48,969	7	56,735	14	50,385
50	29,932	57	37,745	H元	52,090	8	51,279	—	—
51	32,266	58	38,046	2	58,649	9	52,894	—	—

* 平成14年度は概算金額である。

振興会事業の比較表(主な長期継続事業について記載してみた)

事業名		事業の内容	H10	H11	H12	H13	H14	H15
生産安定拡大対策に関する事業	生産性の向上	品種比較試験、作型比較実証圃の設置	○	○	○	○	○	○
		いちごウイルスフリー苗の安定供給と供給体制の整備	○	○	○	○	○	○
		品評会の開催による生産技術向上	○	○	○	○	○	○
		各品目(部会)で栽培技術資料の作成、配布	○	○	○	○	○	○
	魅力ある産品づくり	県内実践産地との交流研修会の実施		○	○	○	○	○
		首都圏出荷研究と実践活動		○	○	○	○	○
		省力化機械普及対策事業	○	○	○	○	○	○
		競争産地先進地動向調査事業	○	○	○	○	○	○
		出荷規格適正化等推進	○	○	○	○	○	○
	ゆとりある経営づくり	コスト低減のための機械化研修の実施				○	○	○
		露地野菜等の機械化・省力化栽培の実証と普及	○	○	○	○	○	○
		競合産地並びに先進的経営農家の調査・視察	○	○	○	○	○	○
	組織活動強化に関する事業	出荷規格の簡素化及び通いコンテナ利用に係る検討会の開催と試験出荷の実施	○	○	○	○	○	○
活力ある組織づくり		組織の再編による効果的効率的組織づくり	○	○	○	○	○	
環境に優しい産地づくり		使用済プラスチック等の適正な回収を推進するための研修会の開催等	○	○	○	○	○	
連携・交流促進		知事生産者との交流懇談会の開催		○	○	○	○	○
	生産者交流による情報交換と生産意欲の喚起	○	○	○	○	○	○	
消費流通対策事業	消費宣伝活動	飛騨美濃農産物ブランドフェア、飛騨美濃インビテーションフェアの共催と各種イベントの開催	○	○	○	○		
	学校給食タイプアップ消費事業	トマト、ほうれんそう、だいこん、えだまめ及び富有柿等の学校給食への導入による消費拡大	○	○	○	○	○	○
	県内青果物安全性PR事業	本県産青果物の安全性をPRするため、市場関係者との懇談会の開催	○	○	○	○	○	○
	県育成品種継続宣伝対策事業	県育成バラ新品種、いちご新品種「濃姫」の消費宣伝の継続実施	○	○	○	○	○	○

*1 県育成バラ新品種は、H10年が「ハイネス雅」、H11年は、「95-39」、H12年以降は「ロゼヴィアン」。

*2 ○印は事業実施を示す。

[5-2] 岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策費補助金
 (県野菜生産出荷安定対策事業補助金を含む)

〈事業の概要〉

目的	野菜の価格が著しく低落した場合に、野菜産地等への影響を緩和し、次期作を確保するため、補給金を生産者へ交付する野菜価格安定事業の実施主体である社団法人岐阜県野菜価格安定基金協会の健全な運営体制を確保し、県内野菜農業の生産振興と県民消費生活の安定に資する。
補助対象事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長人件費相当額 ・ その他管理運営費の不足分の1/2(補助要綱上は、補助金の額は知事が別に定める額) ・ 生産者への補給金 <ol style="list-style-type: none"> 1. 保証基準額 平均価格×90% 平均価格＝平成元年～平成9年度の市場価格を日銀卸売物価指数で修正標準偏差による異常年を除いて算出 2. 最低基準額 平均価格×55% 3. 交付準備金造成単価(補てん金交付準備の限度) (保証基準額－最低基準額)×0.8 4. 負担割合 県1/2、市町村1/4、生産者1/4 5. 予約数量 3,399t(平成15年度) 6. 補てん金計算方法 月別計算
補助事業者	社団法人岐阜県野菜価格安定基金協会(以下「協会」という。)
事業の開始	昭和46年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
運営費補助	—	5,000	6,400	8,000	7,256
事業費補助	—	22,737	40,014	27,861	16,854

〈終期到来補助金調書〉

終期末設定のため、作成されていない。

(1) 関係資料

① 交付準備金の推移

(単位：千円)

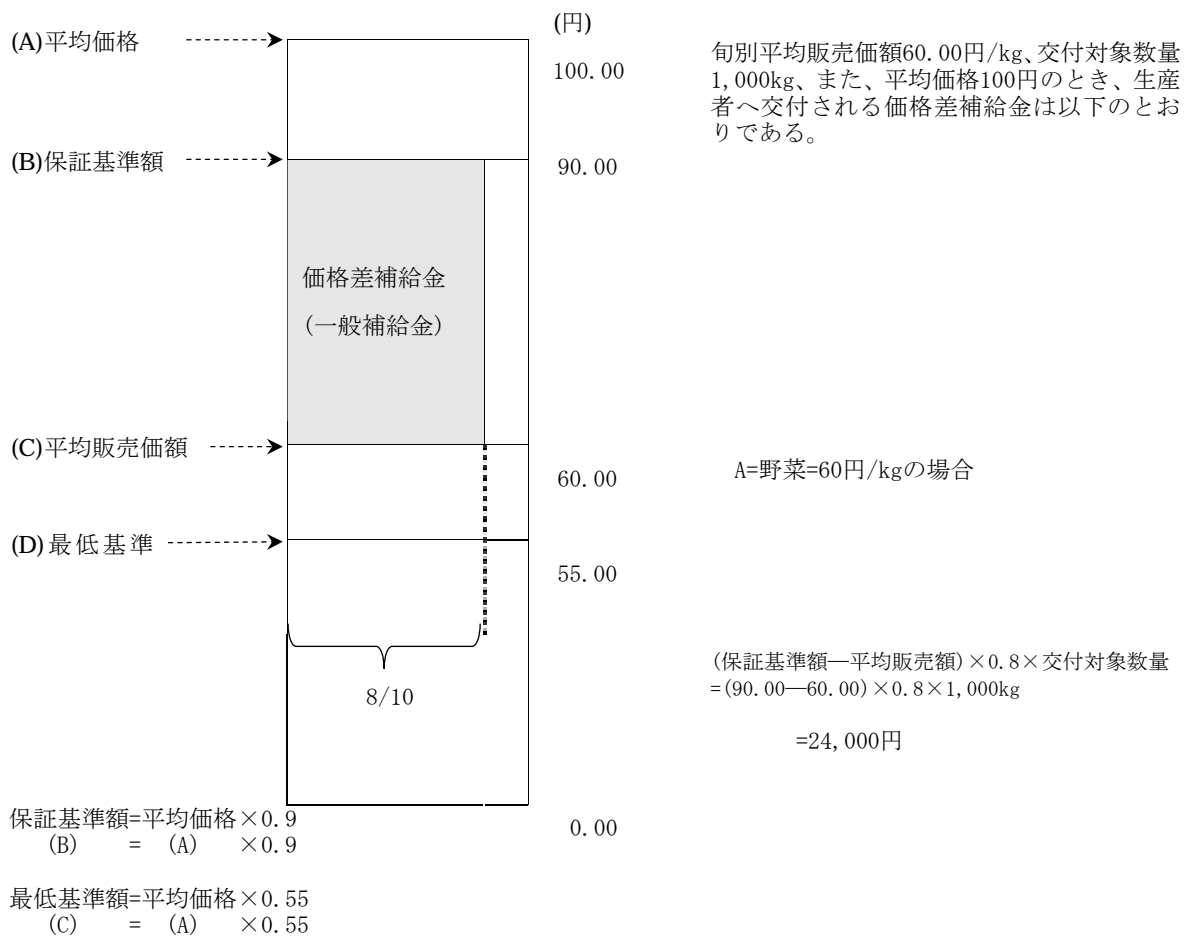
		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
県単	稲転野菜	81,233	87,010	57,728	62,762
	一般野菜	19,477	8,612	5,114	8,851

② 価格差補給金交付状況

(単位：千円)

		平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
県単野菜		6,201	37,776	5,013	15,680	8,500
		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
県単野菜		36,853	46,217	84,019	66,759	34,124

野菜価格安定事業の仕組み(計算事例)



③ 最近の交付農協数の推移

	区分	H11年	H12年	H13年	H14年	
稲 作 転 換 野 菜	夏秋なす	6月		3	3	
		7月		6	5	
		8月	6	6	5	5
		9月	6	6		
		10月	1	2	1	1
		11月	1	1	1	
	えだまめ	7月	2	2	2	
		8月	3		3	3
		9月	2		2	2
	ほうれんそう	7月	1		1	1
		11月	1			
		12月			1	
	秋冬さといも	12月	2	1		1
		1月	1		1	1
		2月	1		1	1
	冬キャベツ	11月	2		1	
		12月	1			
	夏秋きゅうり	7月	1	1	1	
		8月	1	1	1	
	延小計		32	26	29	23
農協実数		実7	実6	実7	実7	
一 般 野 菜	春だいこん	4月		2		
		5月		2	2	
		6月	1		2	
	冬春トマト	5月	1	1		
		6月	1	1		
	春キャベツ	4月				1
		5月	1	1	1	
		6月	1	1	1	
	秋冬はくさい	11月			1	
		12月	2	2	2	
	ほうれんそう	1月	1			
		2月			1	
		3月			1	
	春ねぎ	4月	1	1	1	1
		5月	1	1	1	1
		6月	1	1	1	1
	夏ねぎ	7月	1	1	1	1
		8月	1	1		1
		9月	1		1	
	秋冬ねぎ	2月		1	1	
		3月		1	1	
	ブロッコリー	5月	1			
		6月	1			
		10月	1	1	1	
		11月	1	1	1	
		12月	1	1	1	1
		1月	1		1	1
		2月	1	1	1	1
		3月	1	1	1	1
	冬春きゅうり	5月	1			
	6月	1			2	
延小計		24	22	24	12	
農協実数		実6	実6	実5	実3	
県単野菜合計(農協実数)		実10	実9	実9	実8	

④ 交付金額の推移

(単位：千円)

	区分	H11年	H12年	H13年	H14年	
稲 作 転 換 野 菜	夏秋なす	6月		340	68	
		7月		2,352	1,708	
		8月	740	4,489	2,173	403
		9月	1,104	595		
		10月	70	376	494	417
		11月	10	6	59	
	えだまめ	7月	7,346	54,806	15,056	
		8月	12,623		21,386	15,452
		9月	6,908		7,903	4,926
	ほうれんそう	7月	4		9	12
		11月	147			
		12月			221	
	秋冬さといも	12月	165	9		32
		1月	106		10	13
		2月	142		24	53
	冬キャベツ	11月	48		55	
		12月	3			
	夏秋きゅうり	7月	631	287	532	
		8月	108	18	66	
	小計		30,163	62,942	50,291	23,089
一 般 野 菜	春だいこん	4月		1,303		
		5月		1,372	51	
		6月	64		127	
	冬春トマト	5月	1	45		
		6月	59	2		
	春キャベツ	4月				2,193
		5月	5,039	6,955	3,561	
		6月	518	1,601	1,112	
	秋冬はくさい	11月			131	
		12月	787	292	548	
	ほうれんそう	1月	268			
		2月			258	
		3月			56	
	春ねぎ	4月	503	446	1,446	584
		5月	33	197	15	299
		6月	293	205	308	403
	夏ねぎ	7月	1,657	1,334	1,573	1,732
		8月	1,354	1,324		1,071
		9月	195		99	
	秋冬ねぎ	2月		162	1,127	
	3月		488	1,659		
ブロッコリー	5月	162				
	6月	308				
	10月	392	55	111		
	11月	1,708	3,379	1,187		
	12月	50	1,240	1,229	1,910	
	1月	1,180		279	185	
	2月	565	334	1,118	1,335	
	3月	696	337	462	380	
冬春きゅうり	5月	101				
	6月	105			444	
小計		16,053	21,077	16,468	10,542	
県単野菜合計		46,217	84,019	66,759	33,631	

⑤ 資金造成単価の推移

(単位：円)

対象区分の野菜		対象出荷 時期(月)	資金造成単価	資金造成単価	資金造成単価
			H12年	H13年	H14年
稲 作 転 換 野 菜	夏秋なす	6	29.91	29.91	29.91
		7～9	23.42	23.42	23.42
		10～11	33.42	33.42	33.42
	えだまめ	7	66.74	66.74	66.74
		8	71.30	71.30	71.30
		9	81.24	81.24	81.24
	ほうれんそう	4～6	38.11	38.11	38.11
		7～9	69.53	69.53	69.53
		10～12	36.76	36.76	36.76
	秋冬さといも	10～12	19.01	19.01	19.01
		1～2	20.39	20.39	20.39
	夏秋トマト	4～6	29.51	29.51	29.51
	冬キャベツ	5～6	7.62	7.62	7.62
	夏秋きゅうり	7～10	24.89	24.89	24.89
	夏秋キャベツ	7～10	10.07	10.07	10.07
一 般 野 菜	春だいこん	4～6	10.39	10.39	10.39
	冬春トマト	5～6	23.22	23.22	23.22
	春キャベツ	4～6	8.67	8.67	8.67
	ほうれんそう	1～3	28.59	28.59	28.59
	秋冬はくさい	11～12	5.42	5.42	5.42
	春ねぎ	4～6	32.47	32.47	32.47
	夏ねぎ	7～9	36.97	36.97	36.97
	秋冬ねぎ	1～3	25.78	25.78	28.44
	ブロッコリー	4～6	38.64	38.64	38.64
		10～12	34.12	34.12	34.12
1～3		32.48	32.48	32.48	
冬春きゅうり	5～6	17.93	17.93	17.93	

⑥ 交付予約数量の推移

(単位：トン)

対象区分の野菜	平成12年	平成13年	平成14年
県単野菜	4,172	3,975	3,414

(2) 監査の結果

① 保証基準額の運用方法

上記(1)⑤の表から分かるように、資金造成単価が、この3年間変化していない。理由としては、保証基準額の基礎となる平均価格は、平成元年から平成9年までの市場価格の平均で求められるものであり、3年に一度この平均価格の改定を行う慣例とされているが、県は平成12年度の改定を見送り、平均価格が従来のままになっているためである。見送った理由は、国の指定野菜価格安定制度等が、平均価格の改定をしなかったことから、県としてもこれに準じたことによるものである。

平均価格(過去の市場価格の平均)を固定化すれば、保証基準額が価格の下落傾向を反映せず、販売価格が下落傾向又は低価格定着化のときには、直近の販売価格との差額はほとんどの場合、補填される結果となる。

これに対して、所轄部署からは、「平均価格の固定化は、中国など海外からの野菜の輸入量が増加したため野菜価格が下落傾向にあり、また、一方において県内食料自給率の向上や安全・安心な県内農産物の確保(「ぎふクリーン農業」)という目標もあり、国による指定野菜等の方針に準じて実施している」との説明を受けている。

本来ならば、3年に一度見直すべきところ、これを見送りこの基準を据え置いたため、近年、野菜価格の低迷が続く中、県の負担が重くなりつつあると考えられる。今後は基準の内容を見直し、県の負担を軽減するよう改善が求められる。

② 交付予約数量

上記の(1)⑤から分かるように、野菜価格が下落傾向にあり、かつ、保証基準額が固定化されて補填される可能性が高いにもかかわらず、交付予約数量が減少傾向にある。これは、対象産地がより有利な指定野菜価格安定制度である指定産地等に利用を移行したことなどが原因であり、また、流通販売の多様化により、共同販売(系統出荷)されずに、朝市、直売所や宅配等など市場外での販売が増加したことも要因であると思われる。

今後はこの制度を今まで以上に有効なものにするため、交付予約数量を増加させるための手法を検討すべきである。

[5-3] 農協有等家畜導入事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	県内生まれ県内育ちの「飛騨牛」の安定供給を促進するため、和牛繁殖雌牛群の整備・増殖を図り、良質な県内産肥育素牛の生産基盤拡大を推進する。
補助対象事業等	和牛繁殖雌牛群の整備・増殖を図ろうとする農協・農協連が農家に貸し付ける繁殖雌牛の購入に必要な基金の造成に対して助成する。 農協が繁殖育成雌牛を導入するための基金を造成し、これを取り崩し繁殖雌牛を購入し増頭意欲を有する農家に5年間貸し付ける。 ・事業採択要件 1 実施地域当たりおおむね10頭以上 2 肉用牛生産近代化計画作成市町村又は知事が肉用牛の生産振興を図ることが適当と認める地域。
補助事業者	県内農業協同組合
事業の開始	昭和47年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
3,679	1,840	3,680	4,600	4,600

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	現行事業の継続についての必要性を検討した。その結果、県内の和牛生産基盤の強化には、繁殖雌牛頭数を増加することが不可欠であることから、事業の継続を希望している。												
所管課	地域農林商工事務所を通じて地域の意向を調査した。 その結果、肉用牛経営は初期投資が大きい上に、その資金回収までの期間が長いことから、平成14年度以降3ヶ年継続して事業を実施し、肉用牛繁殖雌牛の増加を図りたいという意見であった。												
継続する理由	<ul style="list-style-type: none"> 昭和47年度から平成13年度にかけて本事業により和牛繁殖雌牛の増頭を推進してきた。 その結果、平成3年度の牛肉輸入自由化以降、全国的に和牛繁殖雌牛頭数が減少する中で、岐阜県の和牛繁殖雌牛頭数は増加してきた。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成3年</th> <th>平成13年</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 国</td> <td>739千頭</td> <td>635千頭</td> <td>△14.1%</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>7,354頭</td> <td>7,750頭</td> <td>+ 5.4%</td> </tr> </tbody> </table> 酪農及び肉用牛生産近代化計画に基づき、平成22年度の和牛繁殖雌牛頭数を9,860頭とすることを目標に、今後、一層の繁殖雌牛頭数の増加を図る必要がある。 本事業により、繁殖雌牛の導入に係る農家の負担が軽減され、繁殖農家の増頭が円滑に行われることが期待される。よって、継続して実施する必要がある。 		平成3年	平成13年	増 減	全 国	739千頭	635千頭	△14.1%	岐阜県	7,354頭	7,750頭	+ 5.4%
	平成3年	平成13年	増 減										
全 国	739千頭	635千頭	△14.1%										
岐阜県	7,354頭	7,750頭	+ 5.4%										

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 積算内容

事業名	事業主体	頭数 (頭)	1頭当たり 補助額 (千円)	基金造成 補助額 (千円)	財源内訳 (千円)		積算根拠	
					国庫	県費		
国補	一般型 家畜	2	50	92	4,600	2,300	2,300	導入家畜1頭当たり92,000円又は25.2% 365,000円(子牛価格の全国平均)×25.2%=92,000円
県補	農協有 家畜	3	50	92	4,600	0	4,600	同上
合計		5	100		9,200	2,300	6,900	

② 過去4年間の県単独家畜導入事業の実績

(金額単位:千円)

事業名	事業主体名	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度		
		実施市町村	事業費	頭数	実施市町村	事業費	頭数	実施市町村	事業費	頭数	実施市町村	事業費	頭数
一般型導入	飛騨農協	丹生川村	916	10	丹生川村	2,760	30	古川町	2,300	25	久々野町 古川町 神岡町	2,300	25
	東美濃農協	中津川市	1,838	20				中津川市	2,300	25	中津川市 蛭川村 福岡町	2,300	25
	小計		2,754	30		2,760	30		4,600	50		4,600	50
県単農協有等導入	郡上農協	八幡町 和良村	920	10	八幡町 和良村	920	10	八幡町 和良村	920	10	八幡町 和良村	920	10
	東美濃農協	中津川市 蛭川村 山岡町 上矢作町 加子母村 福岡町	1,839	20	蛭川村 上矢作町 福岡町 坂下町	920	10	蛭川村 加子母村 福岡町	920	10	中津川市 蛭川村 岩村町 串原村 福岡町 坂下町 加子母村	1,840	20
	飛騨農協	高山市 丹生川村 久々野町 古川町	919	10				古川町	1,830	20	古川町	1,803	20
	小計		3,678	40		1,840	20		3,670	40		4,563	50
計			6,432	70		4,600	50		8,270	90		9,163	100

③ 肉用牛の頭数実績(昭和62年から平成12年)

(単位：頭)

年度	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5
繁殖雌牛	6,369	6,648	7,023	7,354	7,568	7,714	7,720
肥育牛	14,504	14,333	15,429	15,218	15,877	16,352	16,832
農家戸数	2,189	2,109	1,985	1,892	1,771	1,653	1,508

	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
繁殖雌牛	7,930	7,974	8,195	8,095	8,009	7,891	7,750
肥育牛	16,835	17,172	16,892	16,733	17,348	17,627	17,907
農家戸数	1,426	1,346	1,271	1,195	1,132	1,046	990

④ 肉用牛の増頭計画(平成13年から平成21年)

・繁殖雌牛

(単位：頭)

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
繁殖雌牛	7,896	8,141	8,387	8,632	8,878	9,124	9,370
増加頭数	200	300	300	300	300	300	300
減少頭数	△55	△55	△54	△55	△54	△55	△54

	平成20	平成21
繁殖雌牛	9,615	9,860
増加頭数	300	300
減少頭数	△55	△54

・肥育牛

(単位：頭)

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
肥育牛	18,084	18,361	18,638	18,915	19,192	19,469	19,746
増加頭数	300	300	300	300	300	300	300
減少頭数	△23	△23	△23	△23	△23	△23	△23

	平成20	平成21
肥育牛	20,023	20,300
増加頭数	300	300
減少頭数	△23	△23

(2) 監査の結果

① 補助効果

上記(1)③、④にあるように繁殖雌牛は、昭和62年度より最近までの15年間で約2,000頭増えただけであり、年間平均133頭増加しているのみである。特に最近7年間をみると目立って増加しているわけではなく、横ばいの状況である。補助が始まったのは昭和47年度で補助期間は長く、規模拡大が図られているが、農家戸数は激減しており今後が懸念される場所である。このような環境変化の中、補助制度も農家戸数の増加や、高齢化していく農家の新陳代謝が促進される事業への交付を優先させるべき時期にあると判断される。

② 補助先

上記(1)②の表にあるとおり、過去特定の農協に補助先が限定されている。質問の結果、「補助金制度については周知徹底しているものの、上記(1)②の表の農協以外からは、補助金交付の要望がなされない」という説明を受けた。広く一般的に利用されるよう、再度この制度の周知徹底することが必要である。

③ 事業規模

上記(1)②の表から分かるようにこの補助事業の対象は、国庫補助と県単独補助を合わせて年間100頭となっている。

一方、目標値については平成21年度に和牛繁殖雌牛頭数を9,860頭としているが、最近の頭数実績から考えると達成は困難と判断される。現状の事業規模を見直すか、頭数増加の対策を早急に検討すべきである。

[5-4] 農事改良組合活動促進事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	農事改良組合は、従来から地域資源の維持管理機能や相互補完機能を持ち合わせており、これらの機能を十分活用することによって、農地の利用調整、生産調整目標面積の達成等集落段階での農政課題解決が円滑に推進される。
補助対象事業等	集落における農業者の基礎的集団であり、市町村農業行政の基礎的組織である農事改良組合の組織強化、活動促進を図ることにより農地の有効利用、生産調整目標面積の確実な達成等の集落段階における農政課題を円滑に解決するため、下記の実践活動を助長促進し地域全体として生産性の高い農業と活力ある村づくりに資する。 1. 麦大豆の生産振興 2. ぎふグリーン農業・農薬の安全使用推進 3. 農地の利用調整活動 4. 水田営農活性化推進 5. 農地改良組合活動
補助事業者	市町村
事業の開始	昭和31年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
30,000	30,000	30,000	30,000	27,000

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	集落における農業者の基礎的組織であり市町村農業行政の基礎的組織である農事改良組合の組織強化・活動促進を図ることにより、集落段階における農政課題の解決に向けて大きな役割を果たせるよう支援した。 特に、県独自の生産である麦大豆の生産振興を最重点に地域内の合意形成を図るため積極的な活動を展開した。
所管課	集落段階の農政課題の解決のため引き続き農事改良組合活動を促進させるとともに、一部を単年度事業分として時の農政課題に対応した各種事業内容を取り入れ事業を展開した。 平成11年度は、今日的な課題である遊休農地などの有効活用を検討し、それらを活用した地場野菜等の生産拡大を図ることにより、地域内流通の推進を行った。また、県民食料自給の観点から、麦・大豆等の生産を積極的に推進するための活動を実施した。
継続する理由	農政課題の円滑な推進を行うためには、末端での集落活動がこれまで以上に重要な役割を果たす必要があり、これまで培った活動ノウハウを最大限に活用しながら事業を継続実施する。 また、地域における農事改良組合活動の重要性から市町村、関係農業団体の事業継続要望が強い。 なお、平成15年度からは単年度分を廃止し、本体事業の中で県の重要施策について全集落で緊急的に実施することとする。

*1 平成15年度は内容が見直し予定であるが、事業への支出は継続されている。

*2 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

以下①～③の数値等は、平成14年度予算策定資料に基づくものである。

① 農事改良組合

該当市町村数	99市町村
組合数	4,094組合
組合員数	100,897戸(1組合当たりの平均21戸)

② 補助事業の予算の積算資料

事業内容	1市町村当たり 標準事業費	積算基礎
農地の利用調整活動	50千円	@1,000×50組合
農事改良組合活動	270千円	@5,400×50組合
麦・大豆等生産振興活動	200千円	@4,000×50組合
ぎふクリーン農業・農薬の 安全使用等推進活動	200千円	@4,000×50組合
水田営農活性化推進活動	100千円	@2,000×50組合
計	820千円	

③ 補助事業の収支状況

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予算)
収 入	会 費	—	—	—
	県 補 助 金	30,000	30,000	27,000
	繰 越 金	—	—	—
	市 町 村 費	68,512	60,000	54,000
	計	98,512	90,000	81,000
支 出	人 件 費	—	—	—
	集 落 活 動 促 進 事 業 補 助 金 (農業改良組合活動 促進事業)	30,000	30,000	27,000
	市 町 村 費	68,512	60,000	54,000
	計	98,512	90,000	81,000
差 引		—	—	—

(2) 監査の結果

① 積算根拠

上記(1)②の表は、予算策定資料であるが、それぞれの活動費について具体性がなく、積算根拠が明確でない。事業内容として、どのようなことを想定しているのか再度検討し、具体的な積算に改善する必要がある。

② 補助金の使途

A町、B町、C町、D町、E町の実績報告書及び会計記録をサンプル抽出して調査した結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	A町	B町	C町	D町	E町
報酬	264	728	—	—	—
賃金	—	—	—	278	—
報償費	—	—	285	—	200
消耗品費	291	187	72	34	46
燃料費	—	—	—	8	—
印刷製本費	—	—	—	30	—
会議費等	170	157	—	—	—
役務費	67	—	35	19	—
使用料及び賃借料	145	—	—	190	—
合計	939	1,072	393	560	246

消耗品費の詳細な内容を検証したところ、M0ディスク、プリンター用インクカートリッジ、公用車タイヤ交換、印影、ユポ紙、線香、テープカッター、コピー用紙代、電話料及び賃金等に支出されていた。

これらは、集落活動の推進に直接使用されているとは考えにくい。実績報告書から判断すると、生産調整会議、農事改良組合長会議、水田生産調整推進協議会に必要な経費だけで十分と考えられる。今後は補助目的に沿った活動に直接必要な支出のみに限られるよう改善する必要がある。

③ 実績報告書

実績報告書を検証したところ、支出区分が農事改良組合活動費、農事改良組合実践活動費などの科目により区分されていた。くくりが大きすぎて、支出内容に何が含まれているのか理解することができない。市町村が作成しているものであることから、前頁の表にある会計上の明瞭な勘定科目を使用して、実績報告書を提出してもらうよう改善すべきである。

(3) 監査の意見

① 補助効果

この補助事業は、少額の補助金を広範囲の組合に交付するもので、昭和31年度から続いているが、生産調整、転作及び組合活動全般などに使われており、補助効果の把握が難しい。

組合が自主財源で活動できるようにするにはどうすればよいのかを検討しない限り半永久的にこの補助金の交付が続くことになる。

今後はたとえば、会費を徴収して自主財源を確保する、補助率の段階的な削減を行う、さらに補助金を単純に配分するのではなく、市町村及び組合の要望を取入れて重点配分を行うなどにより、補助効果がより向上するような工夫を検討していただきたい。

『6』 県内農産物の消費拡大

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
特別対策	農業構造改革	農林業の再生	123

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要							
目的	誰を対象として (対象区分)	消費者及び県内農産物の生産者、加工業者、流通業者、販売業者					
	どうありたいか (あるべき状態)	県内で各種の農産物が生産され、それらが安定的に県民に消費される。					
	目指すべき意図・ 明確なねらい	県内農産物のPR活動と、販売戦略の策定によって、消費の拡大を図る。					
	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 顔の見える農林水産物の販売等、販売戦略の展開 2. 学校給食への食材提供 3. イベント等での県内農産物のPR活動					
①成果を説明する指標							
		前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
	イベント入場者数 (農業フェスティバル)	146,300人	151,400人	152,600人	153,600人	—	—
	●指標の種類 ■活動 □成果	◆ 出典 農林水産政策室調べ ◆ 計算式 記載なし					
	●目標値(単期と将来)の設定理由 記載なし						
	●当該指標の設定理由・補足説明 イベントにおけるPR活動の効果について示されている。						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
県内農産物の消費拡大	1. 顔の見える農林水産物の販売等、販売戦略の展開	農産物販売戦略推進費	3,500	
		ぎふ産麦大豆需要拡大促進事業費	2,500	
		新事業展開モデル事業費	2,376	
		農産物情報センター運営	6,032	
		ふれあい朝市等園芸産品育成対策費補助金	5,000	
		農産物空輸定着化事業費	1,800	
		そばの地産地消推進事業費	600	
		飛騨・美濃園芸王国友好店活用促進事業費補助金	2,000	
		産地マーケティングリサーチ研修事業費	790	
		元気な美濃茶産地づくり推進事業費	1,000	
	2. 学校給食への食材提供	健康で豊かな学校給食支援事業費補助金	27,000	
		学校給食用牛乳供給事業費補助金	24,454	
		学校給食茶導入支援事業費	2,500	
	3. イベント等での県内農産物のPR活動	岐阜県農業フェスティバル開催費負担金	15,000	
		錦鯉振興会事業活動費補助金	500	○[6]

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[6] 錦鯉振興会活動費補助金

〈事業の概要〉

目的	昭和47年に発足した岐阜県錦鯉振興会は、本県錦鯉養殖振興のため県内錦鯉養殖業者の育成を図るとともに、県が推進する米の新生産調整推進対策の一環として錦鯉の水田養殖に積極的に取り組みながら生産量の増大と品質の向上をみて、近年では、本場新潟に対抗できるまでになった。 現在、錦鯉養殖は優良鯉の安定生産を目指した飼育管理技術の改良に努めるとともに、転作に伴う水田養鯉の積極的推進を図る必要がある。
補助対象事業	錦鯉養殖業者に優秀な錦鯉の生産を促し、その販路を拡大するため、岐阜県錦鯉振興会の行う次の事業に助成する。 1. 錦鯉品評大会開催事業 2. 生産技術等指導事業 3. 情報対策事業
補助事業者	岐阜県錦鯉振興会(以下「振興会」という。)
事業の開始	昭和47年度

〈補助金額の推移〉

(単位: 千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
500	500	500	500	400

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	下部組織に11の地区振興会を持つ当該団体は、錦鯉品評会県大会の開催、生産物の斡旋等流通対策、生産技術の指導普及のためのパンフレットの作成を行い養殖漁家が優秀な錦鯉を生産し、その販路の拡大等錦鯉の振興等を図るため、努力している。
所管課	岐阜県の錦鯉ブランドを推進することより、錦鯉養殖漁家の飼育技術の向上及び伸び悩んでいる錦鯉養殖業界全般の生産意欲の高揚を図り、漁家における所得の向上を図ってきた。
継続する理由	本県の錦鯉は、本事業によって東海大会、全国大会等で高い評価を受け、本場新潟の錦鯉に対抗でき得るまでにレベルが上がってきた。それは、生産技術の指導と品評会の開催による生産意欲の高揚の賜物であり、本事業は今の岐阜県の錦鯉の地位を築くうえでの根幹になっている。 また、斡旋等流通対策においては、流通状況を的確に把握することによって、生産物の効率的な売買により、錦鯉の良さを広くアピールし、岐阜県ブランド化を図る上で大きな効果がある。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 振興会の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (実績)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	会 費	550	500	500
	県 補 助 金	500	500	400
	受 入 手 数 料	806	800	800
	そ の 他	294	200	400
	計	2,150	2,000	2,100
支 出	品 評 会 開 催 費	1,657	1,570	1,660
	生 産 技 術 指 導 費	363	330	330
	情 報 対 策 費	110	100	110
	計	2,130	2,000	2,100

上掲の収支状況からわかるように支出の大半は、農業フェスティバルの中で開催される錦鯉の品評会に使用されている。

(2) 監査の結果

① 食事代、賞品代等

県農業フェスティバルで開催される錦鯉の品評会において、参加者への弁当、飲み物代及び表彰された人へのトロフィー・賞品代が支出されていた。近年の財政難から考えると、食事代は自己負担とし、トロフィーは繰返して使用する方式に変え、賞品はランクを下げるなどの改善が必要である。また、受益者負担の観点から、参加費用を増額することも検討する必要がある。

② 生産技術指導費、情報対策費

上記収支状況の生産技術指導費及び情報対策費は、各地区の組合に均等に配分されているが、その用途については各地区の組合で監査を受けているが、県振興会からは何らのチェックが実施されていない。今後は領収書等の証憑類で確認することが必要である。

(3) 監査の意見

① 補助の意義

現在、振興会の事務処理は県の所轄部署が行っている。すなわち、補助金の交付者と受取人が同一となっている。

事務処理などの運営ができないほど振興会の当事者能力が欠如しているのが実態であり、振興会を補助する意義は見出せなくなっていると考えられる。

また、昭和47年度に発足した振興会は、錦鯉養殖振興のため県内錦鯉養殖業者の育成を図ることが目的とされたが、現在では、事業者の高齢化が進み、事業者の数も減少しており、補助金はほとんどが農業フェスティバルと同時に開催される錦鯉の品評会に充てられている。

これらの現状を考えると、補助金を廃止して、県直轄の錦鯉品評会開催事業として予算措置するか、あるいは、補助のあり方を、たとえば、成長が期待される養殖業者へ切り替えるなど施策変更の検討が求められる。

『7』安全・安心・健康な農林水産物の生産・販売

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
特別対策	産業構造改革	農林業の再生	124

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要						
目的	誰を対象として (対象区分)	消費者及び生産者				
	どうありたいか (あるべき状態)	安全・安心・健康な農林水産物の生産支援と販売促進により、県民の健康増進と農業生産の振興が図られる。				
	目指すべき意図・ 明確なねらい	消費者ニーズに即した、安全・安心・健康な農林水産物の生産支援、販売促進				
	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. ぎふクリーン農業の推進 2. 農産物の安全性の確保 3. 健康によい農産物の生産・販売の振興				
②成果を説明する指標その1						
	前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標 値又は予 測値
ぎふクリーン農業実 施面積	1,556ha (H10)	2,127ha (H11)	2,995ha (H12)	3,630ha (H13)	3,500ha	5,500ha (H17)
●指標の種類 ■活動 □成果	◆ 出典 ぎふ農林業ビジョン		◆ 計算式 $1,500\text{ha (H9)} + 500\text{ha} \times 8\text{年} = 5,500\text{ha}$			
●目標値(単期と将来)の設定理由 平成9年度を1,500haとし、その後年間500haの増加を目標として設定した。						
●当該指標の設定理由・補足説明 ぎふクリーン農業の生産の増加を示している。						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
安全・安心・健康な農 林水産物の生産・販売	1. ぎふクリーン農業の推進	ぎふクリーン農業新技術取組支援事業費補助金	5,000	
		ぎふクリーン農業条件整備事業費補助金	50,000	
		ぎふクリーン農産物販売促進事業費	1,100	
		ぎふクリーン農業表示制度推進事業費	450	
		ぎふグリーン農産物商談促進事業費	4,400	
	2. 農産物の安全性の確保	環境保全型農業実践地区条件整備事業費補助金	11,222	
		環境保全型農業推進費	8,500	
		農薬安全使用総合啓発推進事業費	3,000	
		主要農産物安全性実態調査事業費	3,000	
		家畜伝染病予防事業	28,182	
		自衛防疫強化総合対策事業	5,903	
		生産性向上性対策事業費	15,610	
		病性鑑定事業	14,000	
	3. 健康によい農産物の生 産・販売の振興	健康な「食」推進事業費	5,000	
		安全・安心・健康野菜等支援事業費補助金	40,000	○[7]
		健康によい食品づくり推進事業費	2,800	
		顔の見える農産物流通実践事業費	6,400	

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[7] 安全・安心・健康野菜等支援事業補助金

〈事業の概要〉

目的	水田農業経営確立対策において、農業団体が、転作田の利活用に関する地域内農業者の合意形成(地域とも補償)を推進することにより、生産調整の確実な達成を図るとともに、ぎふクリーン農業の推進、地域内生産・地域内流通の推進を支援することにより、消費者にとっても安全、安心、健康な野菜、果樹の振興を支援する。
補助対象事業	地域内生産・地域内流通、ぎふクリーン農業に積極的に取り組む地域において、地域とも補償に加入する農業者が実施する野菜、果樹の転作面積に応じて、県が市町村とともに、農協に助成を行う。 農協は、農協の負担に併せ、地域とも補償の基金に繰入、農業者に交付する。
補助事業者	県下農業協同組合(11農協)
事業の開始	平成10年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
28,811	29,052	29,188	29,384	26,000

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	<p>事業主体である農業協同組合(農協)は、生産者により組織されている団体である。</p> <p>農協は、当該事業により県・市町村と共に、積極的に「とも補償」への生産者の参画を促進した結果、参加率は全国平均を大幅に上回り、米の生産調整目標面積の確実な達成が図られているところである。</p> <p>また、地産地消(朝市・直売、学校給食での県内野菜等の使用)、ぎふクリーン農業の推進も図られてきたところである。</p>
所管課	<p>生産量が消費量を大幅に上回る厳しい米の需給環境においては、生産調整の実効性確保と、望ましい水田営農の確立による農業経営の安定を図ることは、食糧自給率の確保を図るうえでも重要な課題である。</p> <p>県としては、農協、市町村と一体となり「とも補償」の支援と生産調整の確実な実施に努めてきたところである。</p> <p>また、転作田での野菜・果樹の安定確保により、「地産地消」、「ぎふクリーン農業」の一層の促進が図られるよう推進してきたところである。</p>
継続する理由	<p>県民に対する食の安全確保と県内需要を高め、食糧自給率の向上を図ることは、引き続き重要な課題となっている。</p> <p>このためには、転作田の有効活用による安全安心な野菜等の生産の場の確保と、県民への供給を促進することが必要である。</p> <p>また、平成15年度の生産調整規模が拡大(全国5万ha、岐阜県837haの拡大)され、過去最大の規模となる中、米価を維持し農業経営の安定を図るためには、「とも補償」の加入促進を図り、生産調整目標面積の確実な達成を図ることが必要である。</p> <p>このため、「地産地消」、「ぎふクリーン農業」の積極的取り組みが認められる地域において、引き続き助成を継続していく必要がある。</p>

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① とも補償制度

とも補償制度は、米の生産調整の円滑かつ着実な定着を図るために実施するものである。生産者の拠出金と政府の助成金により全国規模で資金を造成し、この資金から生産調整者に対して、生産調整の取組み実績に応じて、とも補償金を交付する。

② 生産調整対策における助成体系(10a当たり単価(千円))

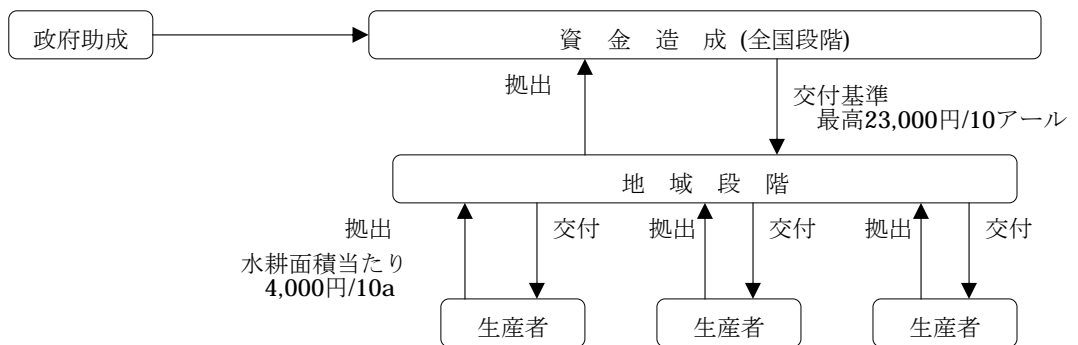
経営確立助成	水田高度利用等加算	10							
	基本助成	40	20						
とも補償	地区達成	3							
	基本額	20		3	3				
				3	3				
			10	10	3				
					6.7				
						3.3			
							3		
		一般作物①	特例作物	永年性作物	調整水田	保全管理	実績参入		
		麦、大豆飼料作物	野菜、たばこ、こんにゃく②	多面的機能水田③、④	⑤	⑥	⑦		
		豆類、そば、地力みつ源れんげ等							

■ 県事業の補助対象

②、③、④のうち、県事業の対象作物：野菜・果樹等

⑦のうち、県事業の対象作物：5年以上を経過した果樹等

③ 事業のフローチャート



④ 事業の採択要件

実施要領第5におけるこの事業の採択要件は、次のとおりである。

1. 実施区域において、当該年度の米の計画的生産の達成が確実であると見込まれること。
2. 実施区域において、安全、安心、健康な野菜、果樹等の地域内生産、地域内流通の積極的な取組みが見られること。

(3と4は省略。)

(2) 監査の結果

① 補助金額

上記の表(1)②にあるとおり、県の当該事業に対する補助は、特例作物転作(野菜等)、永年性作物転作(果樹等)等であるが、10アール当たり3千円(県、市町村、農協で1/3ずつ負担)となっている。サンプルでA市の農業者個人への交付明細を閲覧し、一人当たりの単純平均受領金額を計算してみた。結果は、以下のとおりである。

(単位：円)

地 区	人数	総額	平均金額
B05	19	21,039	1,107
B06	44	49,311	1,120
B07	44	166,719	3,789
B08	33	43,266	1,311
B09	77	192,009	2,493
B10	245	507,822	2,072
計	462	980,166	2,121

農家へは、上記(1)②の表にあるように一般作物への転作の場合には、経営確立の補助金として、国から多くの補助がなされている。

しかし、野菜等への特例作物への転作の場合は、上記に計算されているように一戸当たり約2千円程度であり、この野菜等へ転作した場合の農家が受取る「県、市町村、農協が負担する部分」の補助金は非常に少ないと判断される。また、これとは別に、とも補償から10アール当たり13千円が支給されている。

とも補償の13千円に加えて、県が10アール当たり3千円という追加補助を実施している根拠は、県単独補助金調書を見ても明確にされていないが、過去から継続している予算金額があり、それを対象面積で配分した場合の単価で求められていると考えられる。

補助金を受け取る農家からみれば少しでも受領額が多い方がよいと思われるが、とも補償の13千円に県が3千円上乘せしたからといって、どれだけの生産調整のために役立つのか、もしくは、野菜へ転作しようとする動機になるのか、補助効果を再度検討しなければならない。なお、平成16年度から廃止されることとなった。

② 安心・安全・健康野菜等への協力と受益の関係

安心・安全・健康野菜等を振興する農業協同組合に対して補助金を支出しているが、さらにその先の受取者を調査したところ、結局、従来どおりの生産調整に協力した農家に面積割等で小口に配分されていた。

補助金を受領する農家は、農業協同組合に所属しているものの、安心・安全・健康野菜作りへの協力の有無にかかわらず、最終的には生産調整したすべての農家へ生産調整面積に応じて、均等に補助金が配分されている。

この方式では、生産調整に協力した農家であれば、必ずしも安心・安全・健康野菜作りにかかわっていなくとも補助金が支給されるため、負担と受益の直接的関係がなくなることが懸念される。

補助金を受け取っている何百軒という農家の中には、必ずしも安心・安全・健康野菜等支援事業の助成金と知らずに受領している農家も存在すると思われる。

さらに、交付金の通知書である「米需給調整・需要拡大基金拠出金確定通知書」においては、とも補償金額の内訳欄には「県単事業」としか記載されていない。

この補助事業の実施要領の採択要件が、上記(1)④のように規定されているならば、生産調整に協力し、なおかつ、朝市開催に参加したり、学校へ食材を提供した農家のみが、補助金をもらう要件を満たしていると考えられ、そのような農家に対してのみ、安心・安全・健康野菜作りやその販売に必要な経費を直接補助することを検討しなければならない。

(3) 監査の意見

① 補助対象の選別

安全・安心・健康野菜等支援事業という名称になっているものの、実態としては、生産調整のための補償金に相当するものであると判断される。すなわち、従来は生産調整のために補助するばかりであったが、それに加えて安全・安心・健康野菜指向を目指し、この目的の達成のために協力した農協であれば、その構成員に補助金を分配するしくみに変更していったと考えられる。

この補助対象となった農協を調査したところ、都市に近い岐阜南農協ともうひとつの小規模な農協を除いたすべての農協において、補助金が交付されていた。

現状では、少額の補助金を広く各農家へ配分している状況であり、今後は(2)監査の結果②に記載したように、安全・安心・健康野菜作りに直接参加した農家のみへ補助金を交付すべきであり、限られた予算の中で最大の効果が得られるよう、より積極的な事業者へ重点補助するように転換していくことを検討すべきである。

② 実績報告書

補助対象事業の採択要件には「安全・安心・健康な野菜、果樹等の地域内生産、地域内流通に積極的な取組が見られること」とあるが、どの農協の実績報告書を見ても、1. 朝市・直売等、2. 学校給食における県内産野菜・果樹の使用など画一的な実績報告のみであり、積極的な取組みの意味が希薄に思われる。

今後は積極的な取組みの内容を具体化して、たとえば、目標に対して何%であった場合に交付するなど客観的な基準を設けるべきであると考えられる。

『8』 県産材の需要拡大、県産材の利用拡大

区 分	課題・テーマ	分 野	施 策 コード
重要施策 特別対策	環境・森林 産業構造改革	森林 農林業の再生	85 127

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要						
目 的 目 標 手 段	誰を対象として (対象区分)	消費者及び県産材関係者				
	どうありたいか (あるべき状態)	人と自然との共生社会の形成				
	目指すべき意図・ 明確なねらい	県産材の需要拡大をとおして、山村の活性化や林業、林産業を振興する。				
	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 木材生産、木材産業の振興 2. 間伐材の利用拡大 3. 産直住宅産業等の木材の新たな需要の創出				
②成果を説明する指標その1						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前 期 (H12年)	当 期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
県産材使用率	57%	58%	59%	58%	—	70% (H17)
●目標値(単期と将来)の設定理由 木の香る環境づくり県民運動の目標値を準用						
●当該指標の設定理由・補足説明 県産材の利用の状況を明確に反映しているため。						
③成果を説明する指標その2						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前 期 (H12年)	当 期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
産直住宅建設数	2,083戸	2,165戸	2,198戸	1,913戸	2,300戸	3,320戸 (H17)
●目標値(単期と将来)の設定理由 産直住宅1,000億円構想(H18年度までに産直住宅の売上額を1,000億円とする)を達成するため、H17年度の3,320戸を目標として各年度の目標値を設定した。						
●当該指標の設定理由・補足説明 県産材を活用した産直住宅の建築戸数を示しているため。						

④成果を説明する指標その3						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前 期 (H12年)	当 期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
間伐材利用量	31千m ³	33千m ³	36千m ³	40千m ³	63千m ³	63千m ³ (H17)
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由 間伐材のうち、通直のものを製材・建築用として44,000m³、製材加工用には向かないものを丸太・丸棒加工用として13,000m³、それ以外のものをチップ・堆肥用として6,000m³を利用目標とした。</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 森林資源としての間伐材の利用がどの程度促進されているか反映している。</p>						
⑤関連指標						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前 期 (H12年)	当 期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
林業粗生産額	18,844 百万円	18,411 百万円	16,784 百万円	13,692 百万円	—	—
<p>●当該指標の設定理由及び「成果を説明する指標」への影響 県産材の利用促進に影響するため。</p>						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
県産材の需要拡大、利 用拡大	1. 木材生産、木材産業の振興	林業構造改善事業	386,536	
		先駆的公共木造施設整備事業補助	19,170	
		木材産業高次加工化等促進事業費補助金	12,400	○[8-1]
		木材利用相談活動等促進事業費補助金	2,500	
		特定基盤整備推進交付金(木造化支援分)	9,179	
		林業・木材産業構造改革推進支援事業費	2,600	
		県内緑化木利用促進事業費	230	
		木材流通対策事業費	224	
		防災対策備蓄事業費交付金	1,000	
	2. 間伐材の利用拡大	木の香る環境整備促進事業	4,330	
		間伐材加工施設整備助成事業	65,823	
		間伐材利用高度化施設整備事業費補助金	67,000	
		間伐材利用促進事業費補助金	75,000	
	3. 産直住宅産業の木材の新たな需要の創出	「みどりの健康住宅」普及促進事業	7,800	
		学童机・椅子導入促進事業費補助金	11,430	
		「ふるさとの木で住宅を」普及促進事業費補助金	76,165	
		産直住宅建設支援事業費補助金	14,000	○[8-2]
		大型公共施設木造化支援事業費補助金	260,000	
		個人住宅建設資金助成費	54,891	

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[8-1] 木材産業高次加工化等促進事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	木材業者等が高次加工設備、環境保全対応設備等の導入に必要な資金を借入した場合の利子の負担軽減により、設備投資を促し、木材産業の基盤・経営の体質強化を図る。
補助対象事業	高次加工設備等の導入に際して、国が補助して造成している特別資金を活用し、その資金に対し岐阜県木材協同組合連合会が出捐する場合、その実績(出捐金)の一部を助成する。
補助事業者	岐阜県木材協同組合連合会(以下「県木連」という。)
事業の開始	平成2年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
12,600	4,258	3,752	119	3,100

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	県木連では、県内の木材加工業の会員に対して、高次加工設備等の導入に国の特別資金を活用する場合に必要な出捐金の一部を助成し、県内木材業界の設備投資を促進してきた。
所管課	県木連が支払う出捐金の一部を助成し、県内木材業界の高次加工設備等の導入の円滑化を図ると共に、県内木材産業の体質強化、経営合理化のための講演会の実施や、同主旨で県木連が行う協議会等の活動への助成等を行ってきた。
継続する理由	県内木材産業の体質強化のためには、年々高度化する需用者ニーズに対応するための高次加工機械等の設備投資が必須である。本事業における国利子助成制度の利用促進は、木材業界の経営合理化、活性化には欠かせないものであり、ひいては県産材需要の拡大により県内林業を活性化させ、本県の森林の適正管理を促すものであることから、「災害に強い森林づくり」の実現に資するためにも、本事業による県内木材産業の体質強化策を継続して行う必要がある。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 過去の実績

	借入者	借入金額 (千円)	借入利率 (%)	出捐金適用 利率(%)	出捐金 (千円)	県補助金 (千円)
平成 8 年度	K木材(株)	25,000	2.875	6.30	1,575	787
	S木材工業(株)	72,000	2.375	6.30	4,536	2,268
	(株)M	12,000	2.500	6.30	756	378
	(株)T	30,000	2.375	6.30	1,890	945
	K木材工業(株)	11,000	3.000	6.30	693	346
	(株)T	188,000	2.375	6.30	11,844	5,922
	計	338,000			21,294	10,647
平成 9 年度	F工業(株)	28,000	4.375	6.30	1,764	882
	G木材(株)	62,000	2.000	6.30	3,906	1,953
	計	90,000			5,670	2,835
平成 10 年度	(株)Z	8,500	3.000	6.30	536	268
	F工業(株)	60,000	3.075	6.30	3,780	1,890
	(株)H	22,600	1.900	6.30	1,424	712
	計	91,100			5,740	2,870
平成 11 年度	(株)G	400,000	3.000	6.30	25,200	12,600
	計	400,000			25,200	12,600
平成 12 年度	(株)G木材	160,000	2.200	4.95	7,920	3,960
	F工業(株)	8,000	3.000	7.45	596	298
	計	168,000			8,516	4,258
平成 13 年度	S木材(株)	40,000	2.500	4.95	1,980	990
	S木材工業(株)	24,000	2.000	4.95	1,188	594
	S木材(株)	50,000	2.500	4.95	2,475	1,237
	F工業(株)	25,000	3.000	7.45	1,862	931
	計	139,000			7,505	3,752

* 平成11年度までは出捐金は一律6.30%

(2) 監査の結果

① 補助効果

(単位：百万円)

関連指標	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)
林業粗生産額	18,844	18,411	16,784	13,692

(単位：件)

利用者実績数	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	計
件数	11	1	4	6	2	3	1	2	4	1	35

上記の関連指標から判断すると、県内の林業の粗生産額は、毎年低下傾向にあることが分かる。

この低下傾向に対して様々な対応がなされ、その一つがこの補助事業であると思われる。

しかし、(1)①の過去の実績の推移から理解できるように補助事業の利用実績は低迷しており、また、利用者も偏っている。

毎年数社程度の企業に対して多い年で約1千万円程度を補助しているだけであり、県内全体の業者の設備の高度化や業界全体の活性化にどの程度つながるのか疑問である。

この補助事業は、林業全体の経済規模に対して補助金が零細すぎ、木材生産、木材産業の振興のために役立つとはいえず、結果として粗生産額が減少することに対応できなかつた一因となっていると思われる。

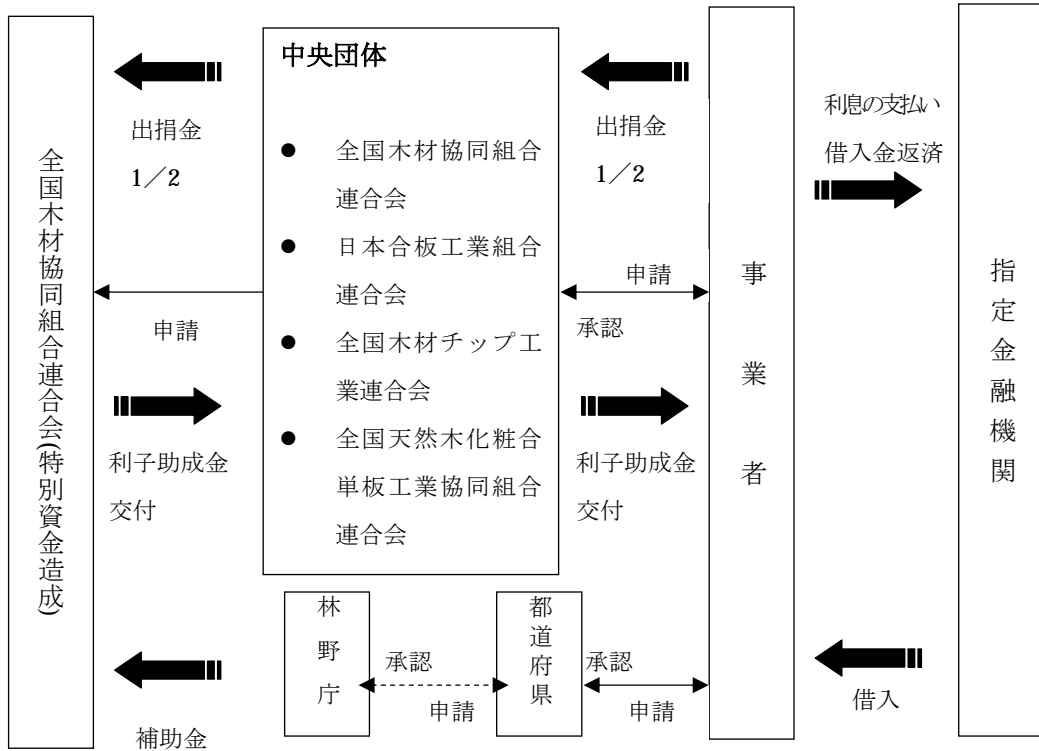
このように利用自体が低迷している補助事業は、制度自体に問題があると考えられることから、基本的に廃止し、林業分野の他の補助事業と統合することにより、まとまった規模の補助事業として再度構築し直す必要がある。

② 複雑な制度体系

事業者(個人・企業等)が行う利子助成金申請の事務手続きは、以下のとおりである。

- a. 事業実施計画の作成(県木連等を通じ都道府県の林産担当部局へ提出)
- b. 都道府県知事の認定を受けた後、指定金融機関へ借入金の申し込み
- c. 設備導入及び機械代金の支払い
- d. 利子助成を受けるためには基本申請書を事業実施団体(県木連・地区合板組合等)を経由して全国木材協同組合連合会に提出
- e. 事業実施報告書(証拠写真等添付)の提出
- f. 全国木材協同組合連合会の指定する検査員による確認検査
- g. 基本申請承認通知書を受取った後、利子助成交付申請
- h. 利子助成金受取

また、制度の体系フローは、以下のとおりである。



(銀行・信用金庫・農林中央金庫・商工組合中央金庫・
信用協同組合・農業協同組合)

このフローチャートは、パンフレットから写したものであるが、複雑すぎて利用者が一読してどの程度理解できるのか疑問に思われる。もっと分かりやすいパンフレットを県独自に作成すべきである。また、国に対して利用低迷の一因であるとして改善するよう働きかける必要がある。

(3) 監査の意見

① 他府県の状況

東海地方、近畿地方、北陸・甲信越地方の府県に、出捐金に対する府県単独の補助制度を行っているか聞き取りを依頼した。その結果は以下のとおりである。

すでに補助していない県及び平成14年度に実績のない県も多いことから岐阜県においても、補助事業継続の適否について検討すべき時期にあると思われる。

府県名	制度の有無	制 度 内 容	平成14年度 交付実績
富 山 県	有	補助率1/2、県木連に対し補助	有
石 川 県	有	補助率1/2、県木連に対し補助	有
福 井 県	無		
山 梨 県	無		
長 野 県	有	補助率1/2、県木連に対し補助	有
新 潟 県	有	補助率1/2、県木連に対し補助	有
愛 知 県	無		
三 重 県	無		
静 岡 県	無		
滋 賀 県	無		
京 都 府	有	利用者がある年度のみ、補正予算を組んで府木連に助成。補助率は1/4。	無
大 阪 府	無		
兵 庫 県	無	H13年度まで制度あったがH14年度から廃止	無
奈 良 県	無		
和 歌 山 県	有	補助率1/3、県木連に対し補助	無

[8-2] 産直住宅建設支援事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	産直住宅の建設促進を通じた県産材の需要拡大、産直住宅団体の良心的なサービス定着への取組みの助長と消費者ニーズに対応する。また、住宅の品質確保等に関する法律に基づく住宅の性能表示への対応等、今後、住宅の構造材は乾燥材の使用が不可欠となることから、県産乾燥材柱の活用促進を図る。
補助対象事業等	産直住宅建設団体又はその構成員が建設する木質部材(柱・土台などの基本的な構造部材)のうち県産材を60%以上使用した木造住宅で、下記事項を内容として契約締結する場合に、その信頼の証として、市町村長等が下記のものを贈呈する経費の一部、又は構造材の人工乾燥経費の一部を助成する。 (契約締結する事項) ・ 築後10年間は訪問点検(原則年1回以上)を実施すること。 ・ 建設して11年以降20年までの間に定期点検(原則2年に1回以上)実施すること (贈呈品) ・ 床下調湿炭 ・ 間伐材を使用した畳 ・ 大黒柱などの木質部材 (経費の助成) ・ 構造材の人工乾燥経費
補助事業者	市町村
事業の開始	平成12年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
—	14,000	14,000	14,000	17,500

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	本事業実施により産直住宅の建設促進と信頼度向上に努めた結果、産直住宅の着工戸数は毎年順調に増加し、補助金の目的を達成してきた。その一方、不況による昨年来の全国的な新規住宅着工戸数の落ち込みから産直住宅についても建設戸数が減少に転じており、引き続き支援を必要としている。
所管課	本事業がより効果的に実施されるよう、積極的なPR及び信頼度向上に努めるよう助言等を行ってきた。
継続する理由	県産材の需要を拡大し、林業・山村の活性化を図るうえでも、産直住宅の建設促進が効果的であるが、今後、全国的に新規住宅着工需要の大幅増は期待しにくい状況である。 このような状況下で本事業を廃止した場合、地域の工務店や木材業界の弱体化のみならず本県の林業の衰退を加速させ、ひいては森林の適正な管理が図られなくなるおそれがあることから、「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現に資するため、本事業を引き続き実施し、産直住宅の建設促進を支援していくことが必要である。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 監査の結果

① 補助の有効性

最近の実績は、以下のとおりである。

(単位：棟)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14
産直住宅建設実績(A)	2,033	2,083	2,165	2,198	1,913	1,720
産直住宅建設目標(B)	3,500 (産直住宅1,000億円構想最終目標 H18年度)					
達成率(A/B)(%)	58.0	59.5	61.9	62.8	54.7	49.1

事業の内容は、産直住宅建設団体又はその構成員が建設する木質部材(柱・土台などの基本的な構造部材)のうち県産材を60%以上使用した木造住宅で、「築後10年間は訪問点検(原則年1回以上)を実施すること」及び「建設して11年以降20年までの間に定期点検(原則2年に1回以上)を実施すること」を内容として契約締結する場合に、その信頼の証として、市町村長等が、床下調湿炭、間伐材を使用した畳、大黒柱などの木質部材を贈呈する経費の一部、もしくは構造材の人工乾燥経費の一部を助成するものである。

一戸当たりの補助額は、約10万円(県の負担は3分の1、残りは市町村)と建築費全体に占める割合は少額である。事業の開始は昭和61年度(名称は変更されている)からであるが、上記の表からわかるように建設実績はほとんど増加していない。

補助の仕方は、広範囲に均等に少額の補助金を交付する形態であり、補助事業内容に目新しさがなくなってきたと思われる。経済効果として、一戸当たりの補助額は少額であり、また、宣伝や啓蒙の効果を期待したとしても、20年近くも実施すれば、十分と考えられる。

これ以上補助を実施しても、目立った産直住宅建設の数量増加は、期待できないため、補助のあり方を変更するなどにより補助内容の改善が求められる。

② 補助対象事業者

	全体事業費	県補助額	全件数	一つの業者の数
A町	3,150千円	1,575千円	45件	13件
B町	4,410千円	1,470千円	42件	22件
C町	2,415千円	805千円	23件	21件
D市	1,890千円	630千円	18件	14件

上記の市町村において、補助金の受領者を調査したところ、一定の業者に偏っていた。理由を問い合わせたところ、上記の市町村からの回答は下表のとおりであった。

今後は組合からの要望戸数が予算措置できる額を上回った場合に備え、事前に基準を確定しておくことが必要である。また、D市については、補助金が周知されているかどうか確認しなければならない。

各市町村からの回答

A町	<p>配分について、町は適切な配分をするよう指導している。</p> <p>A町産直住宅建設団体の配分方針は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その年の要望戸数が予算の範囲内であれば、すべての建築業者に要望どおり配分する。 ・要望戸数が予算をオーバーした場合は、次の方針で配分する。 <p>→建設箇所別に優先順位(県外、郡外、町外、町内の順)を付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に全体のバランスを見て、特定の業者に偏ることがないように調整する。
B町	<p>現状、ルールは設けていない。今後、協同組合からの要望戸数が予算措置できる額を上回った場合に備え、公正な配分ルールを定めるよう指導することとする。</p>
C町	<p>県補助を超えた戸数については町の単費で補助を出しているため、補助対象の枠内で配分するルールは設けていない。結局、すべて補助対象となる。</p>
D市	<p>市は、D市産直住宅建設団体内の補助金の配分について、なるべく均等に実施するようという指導はしているが、基本的には組合に任せている。</p> <p>組合内の基本方針も、年度内に当事業の要件に合った施工をした件数をもちより均等に配分している。</p> <p>しかし、現状では建設する住宅の規模や施工状況により当事業を利用している業者が、組合内では一部となってしまっている傾向である。</p>

(2) 監査の意見

① 継続理由

終期到来補助金調書の継続理由を見ると「本事業を廃止した場合、地域の工務店や木材業界の弱体化のみならず本県の林業の衰退を加速させ、ひいては森林の適正な管理が図られなくなるおそれがある」と記載されている。

しかし、この事業を廃止したからといって、ここまでの影響が出るのか疑問に思われる。事業効果の検証を行ってみるために、目標数値をはっきりさせた上で、事業内容を変化させた場合、産直住宅の着工数の推移にどのような影響があるのか、事業への影響を明確に測定できるようにすることを検討すべきである。

② K村の事業への取り組み

この事業では、利用者に補助金が還元されたことが分かるように、市町村担当者により贈呈式が行われる。直接、贈呈が行われるため、実績報告書を読んだところ県外の施主が多かったK村の贈呈式の写真を入手してみた。K村において県外の施主が多いのは、県外の施主に主に利用してもらおうという村の政策である。

写真を入手した結果、村長、助役自ら兵庫県、厚木市、神戸市へ出張して、贈呈していることが確認された。話題づくりやパフォーマンスとしては理解できるが、コストと宣伝効果の関係を考えると、10万円の補助を実施するのにいくらの交通費や日当を毎回使用しているのだろうか。人件費の機会費用も当然に発生しているはずである。

事業の営業活動は積極的に実施していただきたいが、宣伝効果とコストの関係を十分に検討すべきである。

『9』 農林業の情報化の推進

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
特別対策	産業構造改革	農林業の再生	129

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要						
目的	誰を対象として (対象区分)	生産者及び消費者				
	どうありたいか (あるべき状態)	生産・販売・流通・都市との交流など、あらゆる分野で情報技術が活用される。				
目標	目指すべき意図・ 明確なねらい	農林業者の情報技術能力の向上、利活用の促進				
手段	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. インターネット等の利活用の促進 2. ITを活用した農林行政サービスの向上				
②成果を説明する指標その1						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
インターネットホームページ開設農家数	—	—	60件 (H12)	65件 (H13)	78件	150件 (H17)
●目標値(単期と将来)の設定理由 IT活用研修、農業情報リーダー研修の受講者の内、15%がホームページを開設するとして設定した。						
●当該指標の設定理由・補足説明 農業者の情報化技術の向上と、活用状況が反映されている。						
③成果を説明する指標その2						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
普及情報ネットワーク加入農家数	109戸 (H10)	119戸 (H11)	123戸 (H12)	344戸 (H13)	192件 (H13)	500戸 (H17)
●目標値(単期と将来)の設定理由 「普及情報ローカルネットワーク緊急整備事業」の目標値を準用。						
●当該指標の設定理由・補足説明 農業者の情報化技術の活用状況が示されている。						
④成果を説明する指標その3						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
在宅健康管理端末機器設置数(累計)	206台 (H10)	506台 (H11)	773台 (H12)	990台 (H13)	983台 (H13)	1,200台 (H14)
●目標値(単期と将来)の設定理由 新山村振興等農林漁業特別対策事業により平成14年度までに1,200台の設置を計画している。						
●当該指標の設定理由・補足説明 農山村の情報化技術の活用状況が示されている。						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
農林業の情報化の推進	1. インターネット等の利活用の促進	設定農業者情報化支援事業費補助金	3,400	
		IT活用型農産物直売支援モデル事業	45,745	
		農業共済組合連合会事業活動促進費補助金	7,470	○[9]
		野菜生産出荷予測システム確立事業費補助金	1,200	
		林業普及情報システム化事業費	458	
	2. ITを活用した農林行政サービスの向上	普及情報データベースの作成、運営委員会・専門技術員によるGA-NETの活用	800	
		インターネット「ぎふの木辞典」開設事業費補助金	1,500	

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[9] 農業共済組合連合会事業活動促進費補助金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県農業共済組合連合会の農業共済事業の円滑な推進を図るため、岐阜県農業共済組合連合会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。
補助対象事業	農業共済運営基盤強化 組合役職員研修事業 対策事業 基礎組織強化対策費 農業共済年報発行事業 広告紙発行事業 損害防止強化事業 家畜共済損害防止事業 損害防止体制強化事業
補助事業者	岐阜県農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)
事業の開始	昭和38年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
8,300	8,300	8,300	7,470	5,970

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者
<p>1 自主財源の確保 国の災害対策の一環としての高い公共的性質を持つ連合会の財源は、国庫補助金を主に、預金利息及び組合員からの賦課金に頼っている。</p> <p>2 補助事業内容の検討 農業者の経営安定の確保を図るために農業共済加入の推進顧客満足を得るための損害防止活動の実施、連合会及び5組合等の人材育成及び組織体制強化のための研修会を実施しているが、農業を取り巻く厳しい情勢に対応できるように、事業内容の検討を行い、事業の効果を最大に保つよう努めている。</p>
所管課
<p>1 補助事業内容の精査、指導 毎年度、事業内容のヒアリングを行い、各事業の必要性事業の実施により得られる効果等を精査するとともに、農業共済事業が直面している課題に対して補助事業に取り組むよう指導をしている。</p> <p>2 実施状況の確認 補助事業の遂行状況を提出させ、計画的で効果的な事業の実施について指導をしている。また、事業の実施状況の把握のために、各種会議等に出席し、監督指導を随時行っている。</p>
継続する理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 五つの農業共済組合等の上部組織であり、指導する機能を持つ団体である。 ・ 農業者が災害によって受けることのある損失を補填して、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することに貢献する団体である。 ・ 農業災害補償法上の共済目的(農作物(水稻・麦)共済、畑作物(大豆・蚕繭)共済、果樹共済、園芸施設共済、家畜共済)の事業推進、また、事務費についての国庫負担金がある公的団体である。 <p>以上のことから、県が農業行政を推進する上で連合会と連携をとり、共済事業を支援していくことは最大の効果をもたらすことと考える。また、連合会は事業の見直し検討、財政改善の自助努力を重ねているところではあるものの、補助金の廃止は円滑な事業推進に支障を来すことになる。</p> <p>上記の事項を遂行していくためには、連合会の安定した事業活動の実施が重要であり、これに対する補助を継続して行う必要がある。</p>

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 要約損益計算書(自平成14年4月1日至平成15年3月31日) (単位:百万円)

		農作物 共済勘定	家畜共済 勘定	果樹共済 勘定	畑作物 共済勘定	園芸施設 共済勘定	任意共済 勘定	業務勘定	合計
(事業収益)									
保険料		54	59	6	9	36	665	—	829
交付金		44	63	0	7	28	—	—	144
責任準備金戻入		15	66	6	—	9	246	—	344
その他		66	301	10	4	16	249	—	645
事業収益計		179	489	22	20	89	1,160	—	1,962
(事業費用)									
保険金		10	307	13	0	23	325	—	680
責任準備金繰入		18	70	5	—	9	244	—	348
業務勘定繰入	*2	21	6	—	—	—	254	—	282
その他		45	105	2	19	11	238	—	700
事業費用計		94	488	20	20	43	1,061	—	1,728
当期剰余金		85	0	1	0	46	99	—	233
(業務収入)	*1								
受取補助金		—	—	—	—	—	—	138	138
受取利息		—	—	—	—	—	—	166	166
事業勘定受入	*2	—	—	—	—	—	—	282	282
その他		—	—	—	—	—	—	49	49
業務収益計		—	—	—	—	—	—	635	635
(業務費用)									
人件費		—	—	—	—	—	—	210	210
諸税負担金		—	—	—	—	—	—	135	135
その他		—	—	—	—	—	—	290	290
業務費用計		—	—	—	—	—	—	635	635
当期剰余金		—	—	—	—	—	—	—	—

*1 業務勘定は、販売費及び一般管理費などの一般勘定に相当するもの。

*2 事業勘定から、業務勘定へ振替処理されているもの。

②要約貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位:千円)

(流動資産)		(流動負債)	
1. 現金預金	1,891,461	1. 未払債務	193,532
2. 有価証券	5,094,650	2. 責任準備金	348,888
3. 未収債権	403,233	3. 支払準備金	16,379
4. 雑資産	6,680	4. 拠出金払戻準備金	3,656
5. 棚卸資産	3,132	5. 前受保険料	21
6. 他勘定へ貸	6,255,917	6. 雑負債	10,934
		7. 他勘定から借	6,255,917
流動資産計	13,655,076	流動負債計	6,829,330
(固定資産)		(固定負債)	
1. 有形固定資産	1,058,716	1. 退職給与引当金	328,504
減価償却累計額	△16,622	2. 建設引当金	4,265
2. 無形固定資産	115	3. 修繕引当金	37,519
3. 拠出金及び出資金	59,160	4. 更新引当金	30,491
4. 退職金原資	138,679	5. 教育研修基金	200,000
		6. 事務機械化引当金	192,762
		7. 基本財産積立金	1,059,800
		8. 組合拠出金	36,576
固定資産計	1,240,049	固定負債計	1,889,920
		負債合計	8,719,250
		(純財産)	
		1. 処分済剰余金	5,942,147
		法定積立金	4,100,170
		特別積立金	1,841,977
		2. 未処分剰余金	233,728
		(未処理不足金)	—
		繰越不足金	—
		当期剰余金	233,728
		当期不足金	—
		純財産合計	6,175,875
資産合計	14,895,125	負債及び純財産合計	14,895,125

(2) 監査の結果

① 補助割合等

前掲の要約損益計算書から事業費用計に占める補助金の割合をみると低いことが分かる。

$$\begin{aligned} & \text{受取補助金} / (\text{事業費用合計 (業務勘定繰入除く)} + \text{業務費用合計}) \\ & = 138 \text{百万円} / ((1,728 \text{百万円} - 282 \text{百万円}) + 635 \text{百万円}) \\ & = 6.6\% \end{aligned}$$

受取補助金138百万円のうち県の補助は7百万円であり、残りは国である。

決算書を閲覧した結果、剰余金も多額に発生しており、連合会の経営状態は非常に優良である。したがって、県の補助金がなくとも特段、運営上支障が発生するわけではない。

また、農家戸数ベースで平成14年には81% (監査人試算 68,043戸 / 83,820戸) の加入率となっており、連合会の運営はすでに確立されており、自主運営へ転換していかなければならない段階にあると判断される。

さらに、教育研修基金が2億円積立てられている。自主財源が豊富な状況の中で、連合会の研修費や組織強化のための費用を県が補助することが妥当であるか疑問に思われる。この2年間で補助金は減少傾向にあるが、当然と思われる。当該補助金のさらなる削減又は廃止を検討すべきである。

② 施策目標との関係

施策目標との関係において、当該事業は、インターネット等の利活用の促進の手段として位置づけられている。しかし、実績報告書を詳細に検証してみると、以下の事業に補助金が使用されている。この内容からは、どのようにインターネット等の利活用の促進と関係しているのか分からない。施策目標との関係においては、当該事業は位置づけがあいまいとなっているため、見直しが必要である。

(単位：千円)

事業名	事業内容	経費	補助金	補助率
組合等役員研修事業	組合職員を対象として、管理職研修、各事業ごとの研修を行う。特に中央において開催する職員研修に参加した。	13,464	5,770	42.9%
基礎組織強化対策事業	共済部長等、共済組織の構成員を対象に制度普及説明会及び推進会議を開催し、組合等に補助金を交付した。基礎組織を強化する方策等について検討会を設置し、制度に対する農家ニーズの聞き取り調査を通じて基礎組織のあり方について検討した。	6,016	3,200	53.2%
農業共済活性化事業	参事、事務局長により定期的な事業運営等の検討及び、小集団活動、一組合一運動など組織の活性化を図るため研修発表会を開催した。	808	400	49.5%
農業共済年報発行事業	平成13年度の組合等の農業共済事業成績と財務状況等を収録した年報を発行した。	808	400	49.5%
広報紙作成事業	広報紙「農業共済だより」を発行し、制度主旨の徹底・制度の解説、損害防止等の理解を図る。特に中央において開催する広報政策セミナーに3人を派遣した。 損害評価員向け農業共済だよりを発行して適性評価への理解を図った。	4,177	1,600	38.3%
一般損害防止事業	死亡事故の多発疾病である乳用牛の分娩直後の疾病、及び肉用牛の肺炎及び仔牛の下痢症の予防を行い畜産農家の経営安定を図った。	3,622	1,700	46.9%
基盤組織防除研修事業他	病虫害防除の実践活動を組織的に推進し、被害の軽減に努めるため損害評価委員会、評価員及び共済部長、連絡員等対象に防除技術に関する研修会(病虫害防除実践講習会)を開催した。	1,499	700	46.7%

『10』 農林業を担う多様な担い手育成

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
特別対策	産業構造改革	農林業の再生	130

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要							
目的	誰を対象として (対象区分)	経営感覚に優れた経営体と新規就農者、農山村女性、高齢者や退職者、農林業に関心のある者、就農を希望する者、NPO等ボランティア団体、児童・生徒					
	どうありたいか (あるべき状態)	農林水産業を担う人材を幅広く確保・育成することで、経営の安定化と活性化が図られる					
目標	目指すべき意図・ 明確なねらい	重要な担い手、支援者等と位置づけ、幅広くその活動を促進する。					
手段	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 新規就業者の育成・確保 2. 女性、高齢者の活動促進 3. 次世代を担う人材の育成 4. 農林業経営体等の育成 5. ボランティア団体の育成 6. 農業技術の普及 7. 卓越した技術の伝承					
②成果を説明する指標その1							
		前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
	森林技術者数	1,929人 (H9)	1,786人 (H10)	1,687人 (H11)	1,587人 (H12)	—	2,063人 (H17)
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由</p> <p>平成17年度に県内各流域の地域森林計画に従って森林整備を進めるために必要な人数に、間伐目標面積を実施するために必要な人数を加え、必要な労働力を算出し目標を設定した。</p>							
<p>●当該指標の設定理由・補足説明</p> <p>林業を支える森林技術者の育成の結果を明確に反映しているため。</p>							

③成果を説明する指標その2						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
新規就農者数	56人	54人	51人	65人	62人	80人
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由 経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体形として、3,200戸の経営体の育成が見込まれる。また、世代交代を35～40年として目標を設定した。</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 新規就農者数を示している。</p>						
④成果を説明する指標その3						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
年間新規林業従事者数	—	96人	85人	81人	176人	176人 (H17)
<p>●当該指標の設定理由及び「成果を説明する指標」への影響 平成17年度に県内各流域の地域森林計画に従って森林整備を進めるために必要な人数に、間伐目標面積を実施するために必要な人数を加え、必要な労働力を算出し目標を設定した。</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 林業事業体(森林組合・民間事業体)に新規参入した技術者数を示しているため。</p>						
⑤成果を説明する指標その4						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
認定農業者数	1,121人	1,275人	1,411人	1,533人	—	—
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由 記載なし</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 認定農業者数を示している。</p>						
⑥成果を説明する指標その5						
	前々々期 (H10年)	前々期 (H11年)	前期 (H12年)	当期 (H13年)	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
農業法人数 (農業生産法人数)	255(77)	271(84)	287(92)	288(94)	—	380
<p>●目標値(単期と将来)の設定理由 年間15～20法人の育成を図ることとして目標を設定した。</p>						
<p>●当該指標の設定理由・補足説明 農業の法人化の推進の達成状況が示されている。</p>						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
農林業を担う多様な担い手育成	1. 新規就業者の育成・確保	就農支援資金貸付金	81,162	
		中核森林技術者定着促進事業費補助金	25,016	
		退職金共済加入促進事業費	18,447	○[10-1]
		森林文化アカデミー維持管理費	99,113	
	2. 女性、高齢者の活動促進	農山村女性チャレンジ支援事業費	8,500	
		農業・農村男女共同参画推進事業費	7,000	
	3. 次世代を担う人材の育成	学校農園交流事業費交付金	4,500	
		農林業やる気発掘支援事業費	3,000	
		実践教育施設整備事業費	1,070	
	4. 農林業経営体等の育成	農業会議運営費 *1	53,517	○[10-4]
		農業貸付資金に係る利子補給金 *1	250,943	○[10-2]
		経営構造対策事業関係費 *1	640,245	○[10-5]
		畜産協会等事業推進費補助金	36,534	○[10-3]
	5. ボランティア団体の育成	愛・農ボランティア団体育成事業費	900	
	6. 農業技術の普及	農事改良普及推進協議会運営費	2,208	
		普及情報活動促進費	3,080	
		巡回指導施設費	2,869	
	7. 卓越した技術の伝承	匠の国・岐阜県伝統建築セミナー開催助成事業費	2,200	

*1 監査対象は、この事業の中の一つである。

*2 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[10-1] 林業退職金共済加入促進事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	森林技術者を中小企業退職金共済制度又は林業退職金共済制度の被共済者とするために負担した掛金の一部について補助を行い森林技術者の福祉の向上と林業労働力の安定確保に資する。
補助対象事業	中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)による「林退共」の掛金の一部を助成する。
補助事業者等	事業主体 市町村(補助事業者) 実施主体 林業事業体(間接補助事業者) (補助対象者の条件) ・被共済者になったときが60才以下 ・年間就労の過半数を林業に従事 ・年間就労30日以上
事業の開始	昭和59年度

〈補助金額の推移〉

(単位:千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
14,703	14,497	14,148	18,447	14,777

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者
補助事業者である市町村は、地元の森林環境を保全するため、年々森林技術者が減少していく中、担い手の確保に努めている。 そこで、林業事業体が退職金共済制度の被共済者とするために負担した経費の一部を助成することによって、森林技術者の福祉の向上と林業労働力の確保に努めてきた。
所管課
林業労働力の担い手である森林技術者が年々減少していく中、森林技術者の確保は重要な課題である。 また、森林技術者を雇用している零細な事業体も、長引く林業不況により廃業が進んでいる。 林業の担い手を確保するためにも、林業事業体への財政的支援は不可欠である。しかしながら、補助事業者である市町村についても財政的に余裕はない。
継続する理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障制度の完備が新規森林技術者の受け入れに必要不可欠である。 ・ 退職金共済制度は零細で脆弱な林業事業体にとって、大きな負担となっている。 ・ 退職金共済制度は任意加入のため、補助の廃止に伴い脱退が予想され、就労条件が悪化することにより、森林技術者の確保が困難となる。ひいては森林の保全に支障を来す恐れがある。 ・ 当事業を通じて、森林技術者の福祉の向上が図られるとともに、林業労働力の安全確保が図られる。 以上により本補助金は、継続する必要がある。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 過去の実績

林業労働力確保対策事業実績

	区 分	H9	H10	H11	H12	H13
中退共	補助金(千円)	10,407	10,332	9,784	9,901	9,254
	対象事業体数(体)	62	54	54	50	47
	対象労働者数(人)	798	769	721	733	660
林退共	補助金(千円)	5,937	5,341	4,919	4,596	4,894
	対象事業体数(体)	71	65	62	58	53
	対象労働者数(人)	419	376	335	318	289

② 林業事業体の加入状況

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
林退共 A									
加入事業体数 ／事業体数量	92/229	87/219	81/212	77/208	83/207	80/189	81/190	75/180	65/165
加入率	40%	40%	38%	37%	40%	42%	43%	42%	39%
中退共 B									
加入事業体数 ／事業体数量	79/229	76/219	79/212	79/208	81/207	68/189	69/190	70/180	65/165
加入率	34%	35%	37%	38%	39%	36%	36%	39%	39%
計 A+B									
加入事業体数 ／事業体数量	171/229	163/219	160/212	156/208	164/207	148/189	150/190	145/180	130/165
加入率	75%	74%	75%	75%	79%	78%	79%	81%	79%

③ 他府県の状況

愛知県、長野県、静岡県ほか全国40道府県で掛金の助成を実施している。

(2) 監査の結果

① 補助効果

上記の表(1)②から分かるように退職金共済への加入者は、近年低下傾向にある。この事業では、県と市町村が合わせて掛金の2分の1を補助しているが、長年補助していても全体を増加させることなく、結局減少傾向に歯止めを掛けられなかったといえる。すなわち、長期間にわたり補助しても、新規の参入者を増加させるか、退出者を減少させるほどの効果がなかったのではないかと考えられる。

施策目標を林業従事者の増加においているにもかかわらず、制度の内容を抜本的に見直すことなく、従来と同じ補助制度を繰り返し、むしろ、減少させてしまったことは、制度の改善をしていないという点で反省すべき事項と考えられる。

所轄部署は「補助していなかったならば、さらに減少傾向が大きくなっている可能性がある」と主張しているが、補助割合を高めるなどの改善を実施し、減少傾向が止まるよう対策を立てるべきである。

(3) 監査の意見

① 今後の課題

このような長期にわたる補助金は事業者が漫然、かつ、当然として受領していく傾向となり、最終的には事業者の自主経営意欲を減退させ、行政依存となってしまう傾向が強い。

長期にわたり交付されることを前提に経営を続けることが当然になり、経営の意思決定に影響を及ぼすことは期待できない。

林業産業全体は、縮小傾向にあることから、広く薄くこのような補助を実施したからといって、林業従事者数を増加できるわけではないと考えられる。

より直接的に林業労働人口が増える施策へと事業全体を転換すべき時期にあるといえる。

また、終期設定はしてあるものの、一度に廃止することは難しいと考えられるため、補助率を段階的に減少させていく方法も検討していくべきである。

② 最近の新規就業者

最近の新規の森林技術者の推移は、以下のとおりである。施策目標である担い手の確保といった観点から考えると、たとえば、下記の新規の参入者の参入の動機を聞き取り、分析することにより最も補助してほしい分野へ補助金を投入する方が、今後の林業就業者の増加につながるのではないかと思われる。また、新規就労者のうち20代、30代の階層の人たちへ、より多く補助するなど工夫して、定着を試みる方法も検討すべきである。

平成14年度階層別

区 分	新規就業者数(人)
19歳以下	10
20～29歳	34
30～39歳	20
40～49歳	10
50～64歳	18
65歳以上	4
計	96

新規就業者の定着状況

(単位：人)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	計
新規就業者	85	81	96	262
退職者	14	6	3	23

[10-2] 岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱(平成6年11月24日付け農経第447号。以下「交付要綱」という。)に基づき、農業者が融資機関から農業経営基盤強化資金の融通を受ける場合に、県が利子助成措置を講ずることにより、資金の効率的運用を図るとともに、もって効率的かつ安定的な農業経営の育成に資することを目的とする。
助成対象事業等	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の達成に必要な長期資金を借り受けた農業者に対し、その借入金利負担を軽減するための利子助成を行う。 貸付対象事業を具体的に例示すると下記のとおり。 1. 農地等の取得、改良等 2. 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 3. 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得 4. 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 5. 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 6. 負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金
助成事業者	農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた者。
事業の開始	平成6年度

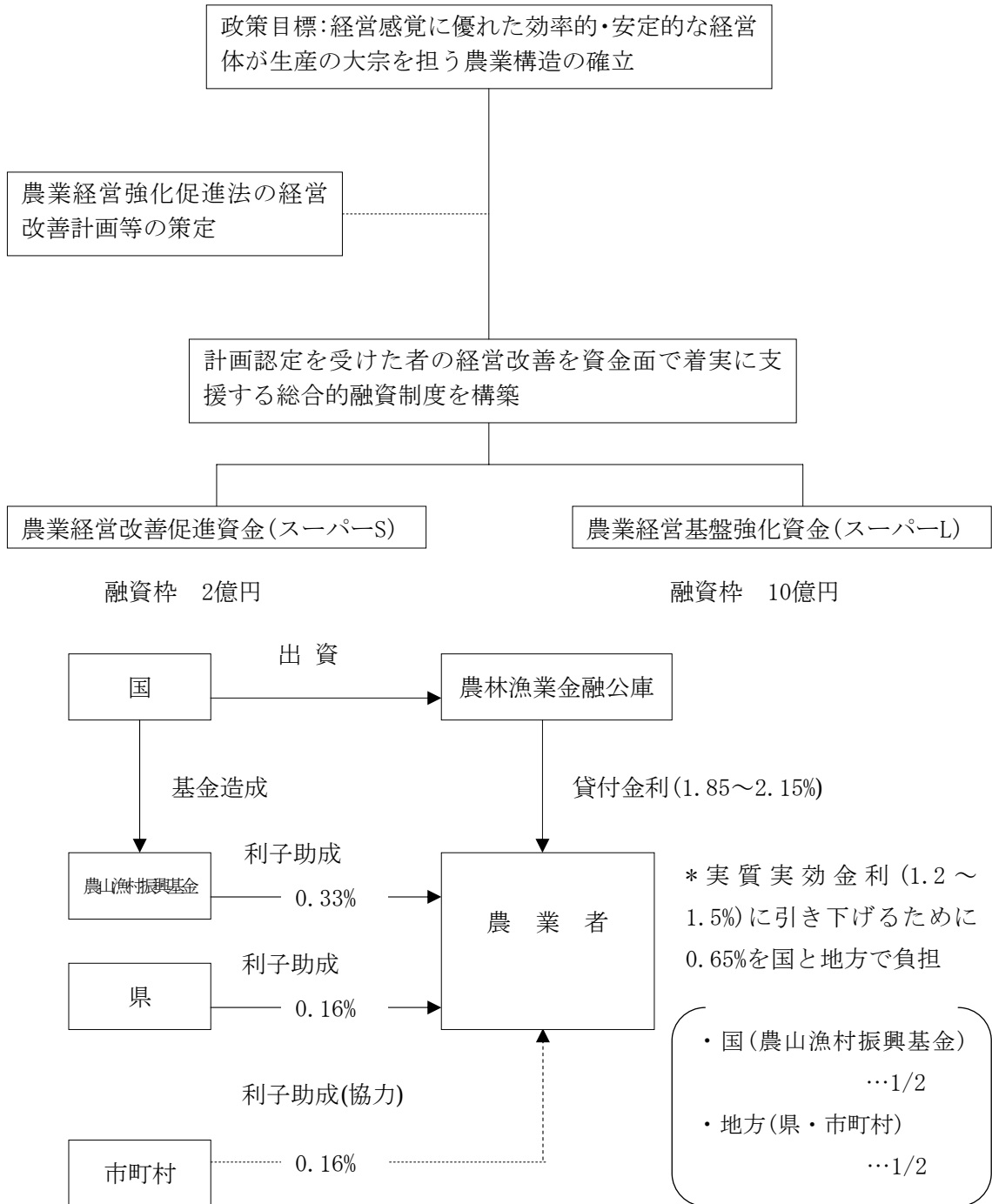
〈助成金額の推移〉

(単位：千円)

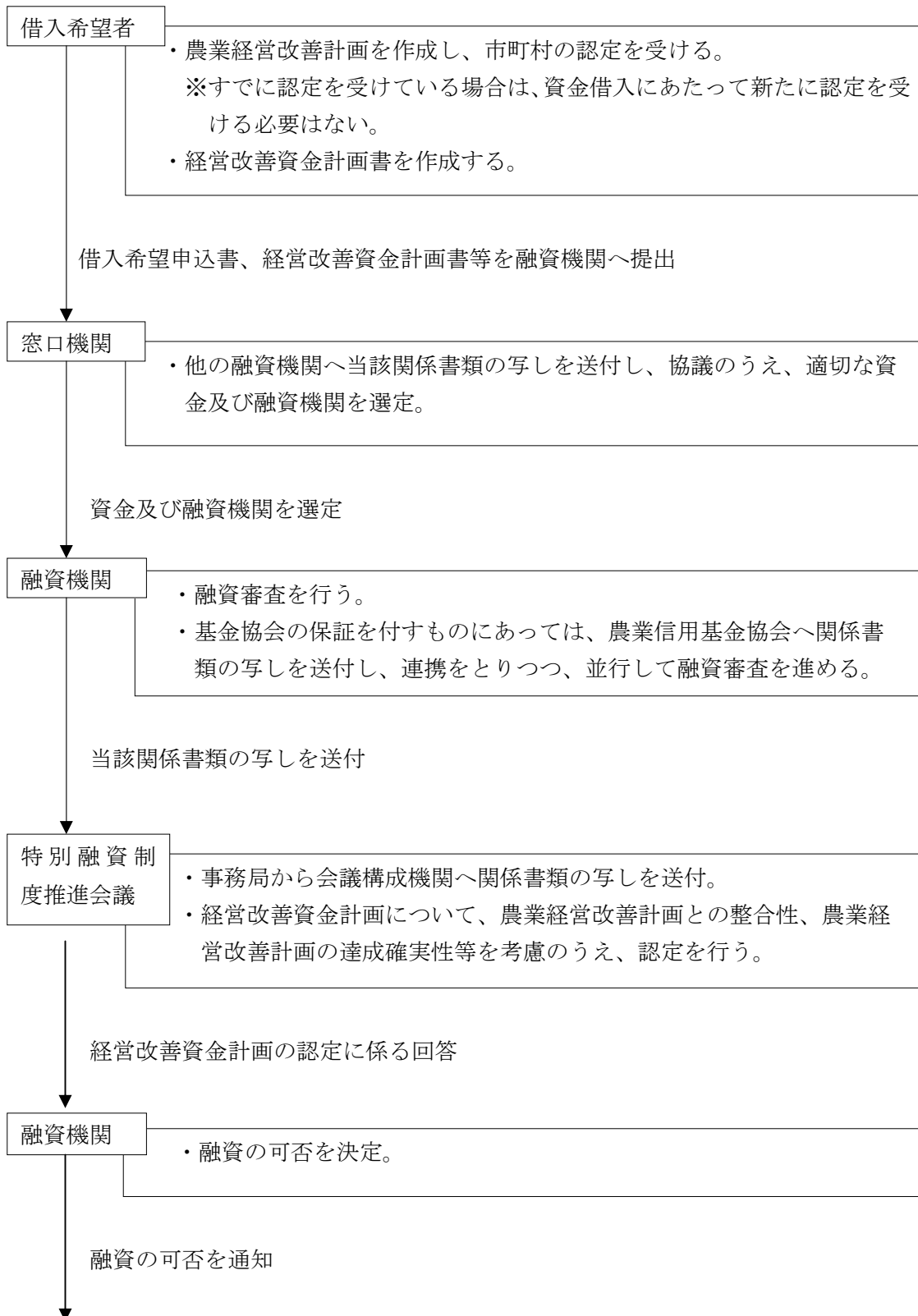
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
7,456	7,538	7,593	6,981	9,187

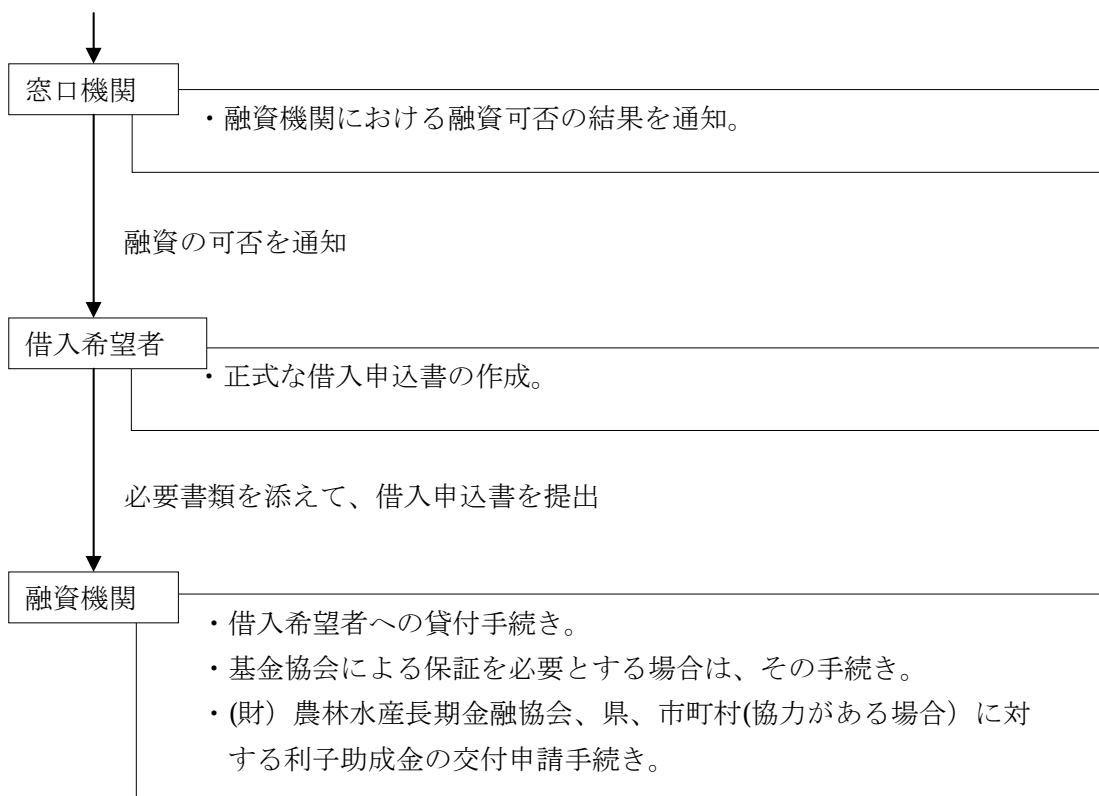
(1) 関係資料

① 事業の概要



② 資金の借入手続





③ 他の類似事業も含めた過去の貸付枠と承諾件数、承諾額の推移

(金額単位：百万円)

年度 資金区分	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
農業近代化資金貸付枠	6,900	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	3,028	3,300
貸付承諾額	6,450	5,803	4,485	2,948	3,056	2,664	2,968	1,625	1,372	301	253
貸付承諾件数					317	216	236	107	96	65	46
農業企業化特融資金貸付枠	386	386	386	386	386	386	386	386	386	1,358	1,086
貸付承諾額	19	8	8	15	20	-	13	-	10	559	398
貸付承諾件数	-	1	1	1	4	-	10	-	1	66	38
特定農産加工貸付枠	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	100
貸付承諾額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付承諾件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中山間地域活性化貸付枠	800	800	800	800	800	800	800	800	800	400	400
貸付承諾額	53	65	360	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付承諾件数	3	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業近代化資金貸付枠	48	48	48	48	48	48	48	24	24	24	24
貸付承諾額	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付承諾件数	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業経営基盤強化資金貸付枠(スーパーL)	-	-	500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000
貸付承諾額	-	-	7	1,708	756	521	220	205	912	35	414
貸付承諾件数	-	-	1	29	24	17	12	7	8	3	9
農業経営改善促進資金貸付枠(スーパーS)	-	-	-	100	200	200	200	200	200	200	200
貸付目標額	-	-	-	61	142	91	75	74	90	91	77
契約者	-	-	-	1	6	6	8	8	4	3	1
農業経営負担軽減支援貸付枠	-	-	-	500	500	500	500	500	500	500	500
貸付承諾額	-	-	-	171	-	9	18	20	20	36	7
貸付承諾件数	-	-	-	3	-	1	1	1	2	2	1
農業改良資金貸付枠	320	370	370	430	430	430	430	430	340	320	298
貸付承諾額	257	348	323	381	227	211	185	164	134	124	142
貸付承諾件数	56	58	94	50	25	16	21	17	12	10	14
資金枠合計	8,654	8,604	9,104	11,164	11,164	11,164	11,164	11,164	11,050	7,922	7,508
貸付承諾額	6,782	6,225	5,184	5,225	4,061	3,406	3,405	2,015	2,449	1,616	1,614
貸付承諾件数	62	62	97	83	370	250	280	132	119	212	146

*1 農業企業化特融資金貸付枠の平成13年、14年の増加は、BSEの影響による増加である。

*2 斜線は資料なし。

*3 編かけが今回監査対象とした事業である。

④ 今回監査対象とした農業経営基盤強化資金利子助成率の推移

(単位:%)

期 間	貸付金利	実質金利	国助成	県助成	市町村協力
～10/ 6/15	3.5	2.0	1.00	0.250	0.250
10/ 6/16～ 8/20	3.5	1.8	1.13	0.285	0.285
10/ 8/21～ 9/17	3.5	1.9	1.07	0.265	0.265
10/ 9/18～10/21	3.5	1.7	1.20	0.300	0.300
10/10/22～12/21	3.5	1.1	1.60	0.400	0.400
10/12/22～11/2/ 2	3.5	1.3	1.47	0.365	0.365
11/ 2/ 3～ 5/24	3.5	2.0	1.00	0.250	0.250
11/ 5/25～ 6/15	3.5	1.7	1.20	0.300	0.300
11/ 6/16～ 7/25	3.5	1.6	1.27	0.315	0.315
11/ 7/26～10/19	3.5	2.0	1.00	0.250	0.250
11/10/20～11/17	3.5	1.9	1.07	0.265	0.265
11/11/18～12/2/20	3.5	2.0	1.00	0.250	0.250
12/ 2/21～ 3/15	3.5	1.9	1.07	0.265	0.265
12/ 3/16～ 6/18	3.5	2.0	1.00	0.250	0.250
12/ 6/19～ 9/13	3.5	1.9	1.07	0.265	0.265
12/ 9/14～13/ 1/31	3.5	2.0	1.00	0.250	0.250
13/ 2/ 1～ 2/25	3.5	1.8	1.13	0.285	0.285
13/ 2/26～ 3/18	3.5	1.7	1.20	0.300	0.300
13/ 3/19～ 4/ 1	3.5	1.6	1.27	0.315	0.315
13/ 4/ 2～ 4/30	3.5	1.3	1.47	0.365	0.365
13/ 5/ 1～ 5/ 8	1.95～2.05	1.20～1.30	0.38	0.185	0.185
13/ 5/ 9～ 5/17	1.85～2.25	1.20～1.60	0.33	0.160	0.160
13/ 5/18～ 5/31	1.70～2.25	1.05～1.60	0.33	0.160	0.160
13/ 6/ 1～ 6/17	1.70～2.15	1.05～1.50	0.33	0.160	0.160
13/ 6/18～ 7/ 2	1.55～2.15	0.90～1.50	0.33	0.160	0.160
13/ 7/ 3～ 7/17	1.60～2.10	0.90～1.40	0.35	0.175	0.175
13/ 7/18～ 8/ 2	1.55～2.10	0.85～1.40	0.35	0.175	0.175
13/ 8/ 3～ 8/19	1.50～2.25	0.85～1.60	0.33	0.160	0.160
13/ 8/20～ 9/ 2	1.55～2.25	0.90～1.60	0.33	0.160	0.160
13/ 9/ 3～12/18	1.55～2.25	0.90～1.60	0.33	0.160	0.160
13/12/19～14/ 1/20	1.70～2.25	1.05～1.60	0.33	0.160	0.160
14/ 1/21～ 2/ 7	1.85～2.25	1.20～1.60	0.33	0.160	0.160
14/ 2/ 8～ 2/18	1.75～2.35	1.20～1.80	0.28	0.135	0.135
14/ 2/19～ 3/17	1.95～2.35	1.40～1.80	0.28	0.135	0.135
14/ 3/18～ 4/ 1	2.05～2.35	1.50～1.80	0.28	0.135	0.135
14/ 4/ 2～ 4/17	2.10～2.30	1.50～1.70	0.30	0.150	0.150
14/ 4/18～ 5/19	1.90～2.30	1.30～1.70	0.30	0.150	0.150
14/ 5/20～ 6/18	1.95～2.30	1.35～1.70	0.30	0.150	0.150
14/ 6/19～ 7/ 4	1.85～2.30	1.25～1.70	0.30	0.150	0.150
14/ 7/ 5～ 8/18	1.90～2.15	1.25～1.50	0.33	0.160	0.160
14/ 8/19～	1.85～2.15	1.20～1.50	0.33	0.160	0.160

(2) 監査の結果

① 利用の低迷原因

上記の(1)③の表から分かるように貸付承諾額の金額及び件数のいずれも、利用が低迷している。一方、貸出金利は、近年は低下している。また、この補助制度の手続は、(1)②にあるように農業経営改善計画の作成、金融機関の融資審査、特別融資制度推進会議(市町村内に事務局がある)の審査を受けなければならない。

また、今回の監査で特別融資制度推進会議宛に提出された資金利用計画認定申請書のサンプルを入手してみたが、生産計画、収支実績、収支計画、資金使途などの記載が必要であり、利用者には、申請のための事務負担が重く、特に零細な事業者には負担が大きいのと思われる。

金利が高い時期には、補充される金利の額も大きくメリットがあったため、経営改善計画などの作成の手間を考慮しても補助を受けようとする事業者が多かったと思われるが、現在の低金利下では、そのメリットが少なくなってきた。すなわち、現状において金利が低下しているのに対して、申請までの手続は資金需要が高い時期のままになっているため、利用者には、相対的に負担が重くメリット感が少ない結果となり利用の低下の原因になっていると考えられる。可能な限り手続を簡素化する方向へ、国に対し働きかける必要がある。また、制度が確立されてから期間が経過しているため、再度、金融機関、農協等へ利用促進の依頼を行う必要がある。

② 補助効果

当該事業の利子助成承認台帳を閲覧したが、承諾年月日、償還期限、資金使途が記載されているのみであり、助成開始からの追跡調査がなされていない。ローテーションベースで十分であるので、利子助成対象事業者から経営収支の実績を提出してもらい、事業計画の達成状況や設備の稼働状況について確認し、補助効果を検証する必要がある。

(3) 監査の意見

① 事業の有効性

貸付枠と比較して、大幅に融資実績が低迷している中、この助成制度の在り方について検討を要するところである。景気の低迷を原因とするばかりでなく、資金需要がなぜ発生してこないのか、その原因を分析し、今後は社会経済の環境変化に応じて制度の運用形態を対応させていく等、利用促進を促す努力することを検討されたい。

[10-3] 畜産協会等事業推進費補助金

〈事業の概要〉

目的	民間における畜産指導体制の充実強化を図るため、社団法人岐阜県畜産協会の行う事業に助成し、民間技術を活用して、畜産農家の指導を推進する。
補助対象事業	畜産コンサルタント事業、家畜改良事業、畜産展示会等事業、畜産振興計画推進事業、家畜家禽及び畜産物流通、畜産環境保全対策事業
補助事業者等	社団法人岐阜県畜産協会(以下「畜産協会」という。)
事業の開始	昭和31年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
34, 116	37, 595	35, 595	36, 534	32, 278

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	畜産振興計画推進協議会の開催経費について、他会議等との合同開催により開催経費を削減する。 (△500千円)
所管課	県畜産情勢報告書「岐阜の畜産」の作成について、これまで県、畜産協会各々で行っていたものを県で一括発注するとともに、作成検討会経費について畜産課の既定経費内で対応する。(△1, 100千円) 畜産環境衛生指導事業について、一定の事業効果を得たこと、また、類似する中央団体の助成事業が創設されたことにより廃止する。
継続する理由	畜産協会は、民間畜産指導体制の中核として、主要事業である畜産経営コンサルタント事業(国庫事業－県委託)の円滑な推進を図るための補完事業の実施、県の基本方針に基づいた家畜改良の推進や県畜産振興計画達成のための普及啓蒙等を行う等、県畜産行政の補完的な役割を果たしてきている。 事業を廃止した場合は、県行政の各種諸施策の普及、農家指導等が困難となり、本県の畜産振興上、混乱が生じるため、事業継続をしていく必要がある。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 畜産協会の経緯

会員及び会費	134団体 平成14年度会費 6,115千円
職員	19人
設立年月日	昭和31年2月13日
設立根拠	民法第34条(昭和31年1月28日許可)、畜産指導体制の強化に関する措置要綱(昭和30年10月25日省議決定)
畜産協会の事業	畜産に関する生産の振興及び経営技術の支援指導
	畜産に関する調査、研究及び情報の提供
	畜産に関する技術及び知識の普及啓発並びに指導員の育成支援指導
	家畜の改良及び登録
	家畜の健康保持、伝染性疾病の予防措置及び自衛防疫の推進
	畜産物の安全性及び品質保向上に関する指導及び検査
	家畜及び畜産物の消費及び流通の促進

② 畜産協会の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予算)
収 入	県補助金	35,595	36,534	32,278
	その他	6,120	7,043	5,784
	計	41,715	43,577	38,062
支 出	人件費	8,273	10,814	9,998
	事業費	33,442	32,763	28,064
	計	41,715	43,577	38,062
	差 引	—	—	—

③ 畜産協会等事業推進費補助金一覧表

(単位：千円)

事業名	事業の内容	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金
1. 畜産コンサルタント事業	(1) 経営記帳指導	900	900	900	900	900	900	880	880
	(2) 経営指導資料作成	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,488	1,488
	(3) 経営診断濃密指導	950	950	950	950	950	950	923	923
	(4) 県単畜産コンサルタント設置	7,434	7,434	7,654	7,654	8,960	8,960	10,814	10,814
	(5) 畜産経営検討会開催	596	596	523	523	523	523	523	523
	小計	11,380	11,380	11,527	11,527	12,833	12,833	14,628	14,628
2. 家畜改良事業		3,750	1,850	3,470	1,570	3,470	1,570	3,310	1,490
3. 畜産展示会等		5,740	2,390	7,740	4,390	5,740	2,390	6,629	3,265
4. 畜産振興計画	(1) 推進協議会開催	1,100	1,100	953	953	953	953	500	500
	(2) 県畜産実勢報告書作成	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	-	-
	(3) 畜産大学講座開催	1,200	600	1,200	600	1,200	600	1,200	600
	小計	3,400	2,800	3,253	2,653	3,253	2,653	1,700	1,100
5. 家畜・家禽及び畜産物流通対策事業	(1) 家畜取引機構改善対策	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,191	1,191
	(2) 畜産物価格等情報伝達	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,190	1,190
	(3) 畜産物消費促進対策	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,496	1,496
	(4) 市場開拓事業	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,291	1,291
	小計	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,168	5,168
6. 畜産環境保全対策事業	小計	800	530	1,678	1,408	1,408	1,408	788	788
7. 地域畜産振興事業	(1) 畜産経営指導	5,670	5,670	5,670	5,670	5,670	5,670	5,622	5,622
	(2) 地域共励会開催	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
	(3) 生産単位集団育成	765	765	765	765	765	765	765	765
	小計	7,605	7,605	7,605	7,605	7,605	7,605	7,557	7,557
8. その他		2,623	2,623	2,623	2,623	2,623	2,623	2,623	2,623
合計		40,198	34,378	43,096	36,976	42,132	36,282	42,403	36,619
経常	人件費	7,434	7,434	7,654	7,654	8,960	8,960	10,814	10,814
	その他	32,824	27,304	32,002	27,082	31,732	27,082	29,031	24,533
単年度		1,440	240	3,440	2,240	1,440	240	2,473	1,187

④ 畜産コンサルタント数

総括畜産コンサルタント 6名

畜産コンサルタント(経営診断)実施件数

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	摘 要
畜産経営技術高度化指導	45	45	45	45	
経営簡易診断指導	58	—	—	—	平成10年度廃止
地域担い手集中経営支援	—	20	20	20	平成11年度新規
計	103	65	65	65	

⑤ 過去の経緯と最近の状況

県が畜産協会に補助し実施している経営診断事業に係る畜産コンサルタントの設置について、地方競馬全国協会の畜産振興補助事業より助成を受け、不足分について県の助成により手当している。

一方、地方競馬の売上は、平成3年度をピークに減少を続け、これを原資とする地方競馬全国協会の補助金額は、平成9年度以降据え置きとなり、プロパー職員等の昇級に係る増額分について、県の助成により賄っているのが現状である。

⑥ 往査

事業数が多く、提出された総勘定元帳等では事業全体の把握が困難のため、平成15年10月27日に畜産協会へ往査を実施し、事業内容のヒアリング、証憑書類、決算書のレビュー、実績報告書の内容確認などの手続を行った。

(2) 監査の結果

① コンサルタント事業への補助

上記(1)③の表にあるように、畜産コンサルタント事業において毎年コンサルタント設置につき、県からの補助金が上昇していることが分かる。この原因について調査したところ、コンサルタントの設置費は、地方競馬全国協会より補助があり、その不足分を県費で継ぎ足し補助しているためであった。

しかし、近年、地方競馬の売り上げの落ち込みに伴い、地方競馬全国協会補助金は減額され、結果として県の負担する補助金が増加している。コンサルタント設置費の総額としては、大きな増加はないものの、地方競馬の不振により、地方競馬全国協会補助金に多くを期待できない状況の中、今後、県の負担を増加させないための対策を今から検討する必要がある。

コンサルタント設置費

(単位：千円)

	総費用	県補助金	地全協等補助	補助割合
平成11年度	31,011	6,572	24,439	21.0%
平成12年度	32,684	8,273	24,411	25.2%
平成13年度	32,703	8,273	24,430	25.3%
平成14年度	31,358	9,262	22,096	29.5%

② 家畜家禽及び畜産物流通対策事業

この事業は、家畜及び畜産物の流通合理化と消費促進を積極的に推進し、生産農家の経営安定を図ること目的としている。

以下に実績報告書の内容と実際の費用の支出内容を比較してみた。「 」は、実績報告書の記述を引用している。

a. 家畜取引機構改善対策

「生産物の公正な価格維持のための家畜市場の整備について、関係団体との調整及び時代の要請に即し、生体取引から枝肉出荷に誘導し、計画出荷について指導した。

牛海綿状脳症(BSE)の発生により、肉用牛・酪農経営の安定化のために牛肉消費拡大の各事業を実施した。」

(単位：千円)

科目	金額	摘要
賃金	467	日々雇用賃金他の事業より振替
旅費	569	英国におけるBSE対策事情視察等
通信費	56	内線電話、切手代
消耗品費	82	コピー用紙、コピー機リース費用
会議費他	15	
計	1,191	

実績報告書の内容と支出内容を比較すると、実績報告書では、「関係団体との調整、生体取引から枝肉出荷に誘導」と記載してあるが、実際は、日々雇用者(事務パート)の賃金の支払が主な支出内容となっている。また、旅費では、海外視察を実施しているが、実績報告書では全く触れられていない。

b. 畜産物価格等情報伝達

「畜産物価格の情報を収集整理して、各地域関係機関に伝達配布した。」

(単位：千円)

科目	金額	摘要
賃金	198	畜産環境保全事業から振替
旅費	11	
通信費	64	
消耗品費	189	畜産関係の法令通達集、新聞、コピー代
委託費	598	畜産フェア ホームページ作成代(P社) シンポジウム会場代
使用料	117	情報利用料
印刷他	11	
計	1,190	

実績報告書では、「畜産物価格の情報を各地域関係機関に伝達した」とあるが、実際の支出内容は、畜産フェアのブースにおいて使用したソフトの作成代金が、半分以上を占めている。また、賃金も他の事業から年度末近くに振替処理されたものである。

c. まとめ

実績報告書の記載内容と実際の支出の内容を比較してみたが、事業費の中で主に支出された項目について触れられていない。常識的な判断ならば、事業実績を記載するとき、主に支出した費用の内容について記載するのが当然の対応である。これでは、実績報告書を見た人に誤解を与える結果になると思われる。

また、賃金の振替は、本人がかかわる当該事業のための作業とそれ以外の作業の区別が客観的に難しいことから、振替処理すべきではない。また、その他の経費の配賦処理も配賦したり、しなかったりするケースが見受けられる。いずれも、予算の適正な執行から乖離するものであり、改善が必要である。

③ 経費の削減

下記の表にあるとおり、各種展示会、研修講座において弁当などが支給されている。理由は、「会場周辺に飲食店等が少ないことと、受講者が多いことに対応するため」とのことであった。しかし、展示会、研修講座などの受益者は、参加する畜産事業者自身であり、これらの費用は参加者負担が妥当である。今後は補助経費の見直しが求められる。

(単位：円)

開催日	事業区分	細事業	会議名等	支出金額	
14. 4. 24	家畜改良事業	家畜改良協議会開催費	登録規定改正検討会	24,060	
15. 3. 12		家畜改良協議会開催費	乳用牛幹事会	18,480	
14. 8. 16		家畜検査費	全共打合せ会議	1,450	
14. 4. 25	畜産展示会等事業	自給飼料共励会	事前審査打合せ会議	11,740	
14. 12. 13		自給飼料共励会	集合審査会	33,600	
15. 1. 17		自給飼料共励会	中央審査会	8,880	
14. 12. 9		畜産共進会開催	被表彰者、来賓用昼食	22,932	
14. 12. 9		畜産共進会開催	出役員昼食	46,800	
14. 7. 5		畜産体験・学習交流事業	現地事前打合せ	7,840	
14. 8. 2		畜産体験・学習交流事業	事前打合せ	1,740	
14. 8. 7		畜産体験・学習交流事業	参加者体験食材費	207,000	
14. 7. 3		畜産フェア開催費	畜産フェア打合せ会議	5,510	
14. 8. 30		畜産フェア開催費	〃	4,930	
14. 5. 30		畜産振興計画推進事業	推進協議会開催	事業推進会議	2,320
14. 6. 11			推進協議会開催	振興会局長会議	26,510
14. 7. 1			推進協議会開催	振興会会議	6,380
14. 9. 9			推進協議会開催	振興会ヒアリング	2,610
14. 9. 11	推進協議会開催		〃	3,480	
14. 12. 20	推進協議会開催		振興会会議	26,800	
15. 2. 27	推進協議会開催		〃	4,930	
15. 3. 14	推進協議会開催		〃	28,800	
15. 1. 30	畜産大学講座		酪農講座	57,750	
15. 2. 18	畜産大学講座		肉用牛講座	315,000	
15. 2. 18	畜産大学講座		〃	15,015	
15. 2. 19	畜産大学講座		養鶏講座	47,250	
15. 2. 28	畜産大学講座		自給飼料講座	49,943	
15. 2. 28	畜産大学講座		〃	2,940	
15. 3. 14	畜産大学講座		養豚講座	21,600	
14. 5. 22	家畜家禽及び畜産物流通対策事業	家畜取引機構改善対策	BSE検討会(めん羊)	14,740	
14. 10. 24	畜産環境保全対策事業	畜産環境保全	研修会	8,690	
計				1,029,720	

④ 畜産協会の収支計算書

実績報告書における収支計算書は、勘定が事業単位になっており、旅費交通費、賃料などの細節科目が使用されていない。これでは、どのような費用が支出されているのか判断できないため、改善が必要である。

また、畜産協会の総勘定元帳、証憑類をサンプルベースでチェックしたところ、複数の事業に共通の経費について、支出内訳書をコピーして複雑にファイリングされていた。これは、多くの事業を事業別に経理する必要があることが原因と思われるが、事業の統廃合及び経費の配賦方法について見直し、総勘定元帳、証憑類の整理が必要である。

(3) 監査の意見

① コンサルティング料の徴収

指導員のサービスについては、現状は無料で実施している。しかし、財政状況が厳しくなる中、畜産協会も自主財源の確保が急務と考えられる。

コンサルティング料を徴収する方法を導入した場合、指導を受ける側もコストに見合ったサービスを要求することになり、また、畜産協会では徴収した料金に相当するコンサル業務が提供できるよう自助努力が必要になることから、結果的に畜産協会の体質の強化につながることを期待される。今後はたとえば、畜産農家が負担するコンサルティング料の一部を補助するなどの施策も検討すべきと考える。

② コンサルタントの人事評価

質問の結果、「畜産コンサルタントの業務評価は実施していない」とのことであった。また、コンサルタントは、その給与体系が県職員の給与体系に準拠しているため、加齢とともに補助額が増加していくことになる。

人件費の総額を抑えつつ、組織内で適切な競争原理を確保できる人事評価制度を構築することを検討する必要がある。

[10-4] 農業会議補助金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県農業会議の事業費及び人件費に対して補助し、農業問題の公正円滑な処理ならびに農業及び農業者に関する各般にわたる多種多様な問題を解決し、地域産業の発展、県農業の振興に寄与することを目的とする。
補助対象事業	1. 農業会議が行う農地法によりその所掌とされた事項の処理に要する経費のうち 会議員の手当並びに職員の給与費及び法定福利費 2. 農業会議が行う農地調整関係等調査に要する経費 3. 農業会議が行う次の業務に要する経費（国庫補助事業） (a) 調査事業 (b) 農地情報管理システム整備事業 (c) 農業委員会活動強化対策事業 (d) 連携強化推進体制整備事業 4. 農業会議の運営事務費等に要する経費 5. その他農業会議が行う事業で知事が必要と認めるものに要する経費
補助事業者	岐阜県農業会議（以下「農業会議」という。）
事業の開始	昭和21年度

〈補助金額の推移〉

（単位：千円）

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
28,650	28,845	30,244	28,931	27,791

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者
<p>各種の事業における会議及び研修について他に関連事業・団体がある場合は、合同又は時間を区分した開催方法を採用するなどして、事業費の節減や効率化を図っている。</p> <p>県内への出張は複数の箇所を1日で回る計画を立てる等旅費を節減したり、毎月行う常任会議員会議等の会議や研修における配布資料についても資料枚数の精査や両面印刷を行うなど、需用費その他の事務費については職員の意識改革により可能な限り節減に努めている。</p>
所管課
事務費の節減はもとより、農業会議の事業全体の見直しを行うよう指導した。
継続する理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業会議は独立の法人格を有しはするものの、行政機能補完機関としての性質・会議員個人による合議体であることにより構成員への経費賦課ができず、また、業務内容にも限定があるため、財政的自立が本質的に不可能であり、自主財源に乏しい。つまり、外部からの援助によってのみ運営可能な団体である。総収入のおよそ8割が国・県等からの補助金等であり、自己財源は約2割程度にすぎない。さらに、その自己財源も殆どが賛助員である関係各団体からの拠出金によるものである。なお、支出に関しては、補助金等収入については全額を当該事業について支出し、自己財源については補助金事業の自己負担部分・職員人件費の不足分・その他雑費等の団体運営に必要な部分について充当するもので、例年の繰越金は予算上の誤差の範囲内としての額しか生じない。 ・ しかしながら、県知事の諮問機関等としての活動は勿論のこと、農業及び農民の一般的利益代表活動においても、県の農政推進上重要な機能を果たす団体である。 ・ したがって、補助金を廃止すればこれらの業務運営に多大な支障を生じることとなるため、当該補助金は継続する必要がある。

*1 この終期到来補助金調書は、県単独補助金部分に限る。

*2 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 農業会議の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	関係団体拠出金	22,354	22,349	22,349
	農業委員会関係補助金 (うち県単)	55,682 (19,800)	53,517 (19,400)	47,863 (19,400)
	その他雑収入	3,193	3,202	3,202
	計	81,229	79,068	73,414
	支 出	会議員費	4,119	6,063
補助対象となる 職員人件費		44,955	44,794	46,154
事務費		1,796	1,886	1,480
業務費		23,665	21,312	16,110
雑費		6,694	5,013	4,963
計	81,229	79,068	72,777	
差 引		—	—	637

② 根拠法律

a. 農業会議の設置

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律(昭和29年法律第185号)附則によって都道府県知事の認可を受け設置された。

b. 交付金等

国は、会議員及び職員に要する経費を負担する。

国は、毎年度予算の範囲内において農業会議が行う業務に要する経費の一部を補助することができる。

c. 業務

農地法その他の法令によりその所掌させられた事項

＝行政庁の諮問機関として行政行為の補完を行う業務(農地法、農業経営基盤強化促進法等に基づく諮問業務)

d. 任意業務

農地及び農民の一般的利益を代表する立場として行うことができる業務(啓蒙宣伝活動、調査研究活動、講習会等)

県単補助金で行う業務はこの任意業務に当たる。

(2) 監査の結果

① その他の事業費における経費の配賦

その他の事業費のうち、以下の事業については、知事の定める額(定額)の補助であり、実績報告書では、総事業費と補助金額が一致していた。また、千円未満がすべて「000」となっていることが不自然であったため、詳細な検証を実施した。

(単位：円)

事業名	総事業費	県の補助負担
遊休地関連対策	272,000	272,000
経営講習事業	322,000	322,000
農地専門職員研修会費	263,000	263,000
地域農業再生運動推進事業費	513,000	513,000
農業経営強化対策事業費	402,000	402,000
農業委員選挙啓発費	228,000	228,000

これらの内容を調査したところ、各事業費に共通経費である旅費交通費、文書発送のための郵送料等、コピー代等の消耗品費、電話料金・FAXなどの費用が、最終的にちょうど「000」円となるように配賦され付け加えられていた。

理由として、「遊休地農地関連対策事業などこれらの事業を実施するには、間接経費が掛かっているため、配賦した」ということであった。これにより、補助金の予算額は満額使用された形となっている。なお、これらの事業においては、予算策定時に間接経費は、見積もられていない。また、配賦しきれなかった共通経費は、自主財源で負担する仕組みとなっている。

農業会議の間接経費が必要なのは理解できるが、通常、事業と直接的に関係のない経費まで負担させると、補助対象経費の範囲をあいまいに解釈することになり、さらには予算の正しい執行、補助金を節約する意識が発生しないこととなる。公的な機関としての位置づけが高い農業会議の処理としては適切とはいえないため、改善が必要である。

上記の事業について、事業を実施する上で直接発生した経費と共通経費から配賦された経費の比率を記載してみた。

(単位：円)

事業名	発生額 A	直接要した 費用B	共通経費から配賦 された費用C	C/A %
遊休地関連対策	272,000	133,822	138,178	50.8
職員農業経営講習事業	322,000	165,364	156,636	48.6
農地専門職員研修会費	263,000	224,807	38,193	14.5
地域農業再生運動推進事業費	513,000	329,269	183,731	35.8
農業経営強化対策事業費	402,000	395,359	6,641	1.6
農業委員選挙啓発費	228,000	218,978	9,022	3.9
計	2,000,000	1,467,599	532,401	26.6

② 予算策定

配賦経費の割合が、約半分を占める遊休地関連対策事業と職員農業経営講習事業の予算策定書の見積り内容についても下記に記載した。補助目的に合致するものの、実際の支出内容とは、かなり乖離しているため、内容変更が生じないように、過去の総勘定元帳を基にしながら事業の実施計画につき入念な検証を行った上で、予算見積り・予算策定を行うことが必要である。

遊休地関連対策事業

積算内訳(要求額 277千円)

(単位：円)

実施項目	内容	金額
① 企画・連絡会議		
・需用費	消耗品費2,000円	2,000
・役務費	通信費2,000円	1,000
・使用料及び賃借料	会場費 @630円×2回	1,260
② 遊休農地関連検討会		
・報償費	@40,000円×1名	40,000
・印刷製本費	@800円×270部	216,000
・需用費	消耗品費8,000円	8,000
・役務費	通信費9,000円	9,000
	計	277,260

職員農業経営講習事業

積算内訳(要求額 329千円)

(単位：円)

実施項目	内 容	金額
・会議費・パソコン使用料	@4,000円×25台×2日	200,000
・報償費	@10,000円×2日×1名	20,000
	@32,000円×1日×1名	32,000
・旅費	2,033円	3,000
・資材費	@1,900×30部	57,000
・需用費	消耗品費10,000	10,000
・役務費	通信費7,000	7,000
	計	329,000

③ 事業の効果

実績報告書によると、農業経営管理能力向上支援事業は、8,230千円の事業支出となっている。具体的な事業内容は、日商簿記(3級程度)、複式農業簿記、パソコン簿記及び経営分析、簿記記帳優良農家体験発表会となっている。しかし、岐阜県全体の農家の数から考えれば、カバー率は非常に低いものとなっており、事業の効果は限定的である。また、簿記、パソコン簿記の研修程度ならば、地元市町村の農業委員会による実施が望ましく、広域行政を管理する農業会議が自ら実施する必然性はない。

一方、これらはテキスト代を実費負担として行われているが、費用対効果を考えると受益者にさらなる負担を求めた上で実施し、国、県の負担の軽減を図ることが必要である。

(3) 監査の意見

① 業務内容の見直し

本来の業務である「行政庁の諮問機関としての行政行為の補完を行う業務」と並んで行う任意業務は厳選が必要である。たとえば、その他の事業費は、予算が数十万円と小規模な事業が集まり2百万円となっているため事業内容の見直しを検討する必要がある。

② 組織の硬直化

過去10年間におけるプロパー職員の移動履歴を一覧にした。

		採用	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
プロパー職員	A	S36	○	○	○	○	○						
	B	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	C	S55	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D	S58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	E	H4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	F	H10					○	○	○	○	○	○	○

農業会議は、行政の代行業務を行う側面が強い。しかし、上記のようにプロパー職員は、長期にわたり現場の実務を担当している。このような行政寄りの組織において、狭い組織内に長期間同じ人材が配置されることは、権限の集中及び内部牽制の観点から望ましいとはいえない。

また、財務省は、平成16年度予算において全国の市町村に設置されている農業委員会の運営費として国が給付している交付金について、約6.9%削減を方針としている。農業委員会の法改正を含めた組織制度の見直しが検討されているため、その結果によってはこれを統括する農業会議も組織をスリム化することを検討すべきである。その一案としては、プロパー職員の採用をやめ、県からの派遣で補充を行うことなどが考えられる。

③ 目標による管理

実績報告書において、実績は記載されているが、当初どの程度の利用を目標としていたのかは記載されていない。研修やセミナーへの参加人数をどの程度の目標とするのか計画し、組織構成員のモチベーションを確保することが求められる。目標数値と実績数値の比較表を作成し、事業報告書にその達成状況を記載し、目標数値については、その根拠についてもコメントを付すことも必要と考えられる。目標と実績について過去5年程度の経年比較を行い、著しい増減があれば、その理由を付すことも考えられる。

[10-5] 農業農村活性化協会補助金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県農業農村活性化協会の事業費に対して補助し、経営構造対策事業実施地区等の計画作り、人材育成・組織体制作り等を支援することにより、農業の担い手の育成・確保をすることを目的とする。
補助対象事業	県内外の専門的知識を有する各層からなるコンダクターによる経営構造対策事業等実施地区等に対する助言指導、人材育成及び組織体制作り等の活動を実施するとともに県内の多種多様な人材の登録、指導推進方法の策定、情報の収集・蓄積・提供、市町村活性化推進機構の活動状況の把握・運営指導や活性化プロジェクト活動の指導、各種調査・研究等を実施、事業実施のための支援活動を展開する。
補助事業者	岐阜県農業農村活性化協会(以下「協会」という。)
事業の開始	昭和40年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
15,000	14,500	14,000	13,825	12,452

〈平成13年度終期到来補助金調書〉

補助事業者	事業実施要領で定められた合意形成活動及び経営確立指導調査について、継続した指導を行うなど事業の効果的運用を図るべく見直しを行った。 見直し事項 ・21世紀むらづくり支援・交流特別事業の廃止 ・経営管理指導の重点化 (合意形成活動・経営管理指導)
所管課	協会の業務は、事業実施要綱・要領に基づき事業実施市町村の事業効果の早期発現に対する支援及び事業の評価等を実施している。 しかしながら、従来の実施方法を継続するのではなく、事業積算の精査及び事業内容の重点化等事業効果の一層の発現を図ることができるようそのシステムの改善指導を行った。 〈重点化事項〉 平成14年度から事業内容に合意形成活動及び経営管理指導にスポット点検指導を追加
継続する理由	協会は、県経営・生産対策推進会議の部会組織として、又地域農業の担い手となるべき農業経営を育成や地域ぐるみで地域農業を変革していこうとする取り組みの支援など事業実施要綱で定められた支援体制の整備等を行う県推進事業の推進母体として重要な役割を担っている。また、本事業等で導入した施設・機械の利用率向上等効果的な運営を図るため、コンダクター等の派遣による事業主体への助言指導については関係市町村からの高い評価を受けている。今後、本県農業振興を図るうえで、経営体育成の「人づくり」、農地の流動化促進の「土地対策」は重要な施策の柱であるとともに、地域農業の変革に必要な関連施設の整備の効果的な運営指導に必要な高度なアドバイスを行うコンダクター派遣事業は県推進事業の重要な事務事業として位置づけられ、継続的に実施する必要がある。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 設立の経緯

- ・昭和40年11月に国の農業構造改善経営管理指導事業実施要領(昭和40年7月)に基づき、岐阜県農業構造改善経営管理指導協議会として発足する。
- ・昭和42年に経営診断員1名、昭和43年に経営診断員2名を配置。
- ・平成2年4月に名称を変更して、岐阜県農業農村活性化協会とする。
- ・平成7年2月に国の要領が、地域農業基盤確立支援事業実施要領及経営基盤確立農業構造改善事業実施要領となる。
- ・平成8年4月に常勤アドバイザーが3名となる。
- ・平成12年3月に国の要領が、経営構造対策事業実施要領及び経営構造対策事業実施要領となる。
- ・平成13年4月からアドバイザーの名称を経営構造コンダクターに変更し、常勤コンダクター3名、非常勤コンダクター14名を配置する。

② 協会の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予算)
収 入	国 庫 補 助 金	14,000	13,825	12,452
	県 補 助 金	14,000	13,825	12,452
	繰 越 金	—	—	—
	計	28,000	27,650	24,904
支 出	人 件 費	14,743	14,469	14,650
	賃 金	1,875	2,224	1,831
	事 業 費	11,382	10,957	8,423
	計	28,000	27,650	24,904
差 引		—	—	—

③ 事業費に占める補助割合

国から経営構造対策関係通知がなされ、その中に「都道府県推進事業」が記載されている。事業内容は指導推進会議の開催、合意形成等の支援、情報の収集及び提供、市町村マネジメント組織の活動調査、経営確立指導調査、対策事業の点検評価等などである。このため自主財源は少なく、一部農業団体及び関係市町村からの負担金はあるものの、事業費のほとんどが補助金による収入で賄われている。

(2) 監査の結果

① 目標設定に対する評価

協会の主たる業務は、経営体の育成を中心とした農業構造を実現するための支援活動とされているが、有効に事業目標を達成しているかどうかを細かく検討しなければならない。たとえば、すべての事業についてアンケートを必ず詳細に作成してもらい、ニーズを分析するなどの方針が必要である。

② 共通経費

協会の決算書では、賃料、水道光熱費、通信費、間接部門の人件費などのいわゆる共通経費が、すべて事業費へ配分されているが、その配分が、予算費用額の達成度合いを見ながら振り分けられていた。これでは、事業ごとに発生した費用を正しく算定したことはない。配分基準を定め、客観的、かつ、継続的な費用配分処理が必要である。

③ 事業費の削減による事業規模の縮小

(単位：千円)

	人件費 A	総事業費 B	A/B(%)
平成10年度	14,123	30,000	47.0
平成11年度	14,812	30,000	49.3
平成12年度	14,723	29,000	50.7
平成13年度	16,617	28,000	59.3
平成14年度	16,693	27,650	60.3

*人件費は、給料、職員手当等、賃金の合計である。

上記の表のとおり、人件費と総事業費の比率を比較してみたが、ここ数年は、事業費が削減されつつある。したがって、人件費の割合が相対的に高くなっている。たとえば、平成15年4月10日の経営構造対策事業等県担当者推進会議の議事録の中で、以下の決定がなされている。

廃止 シンポジウム 2回

回数減 現地研究会 2回→1回

人数減 経営管理指導時の非常勤コンダクター人数 3名→2名

これらは、事業費の節減のために事業内容の見直しをせざるを得ないとされている。しかし、安易に事業を減らしてはサービスの低下となり、活性化のための事業効果が上がるとはいえない。今後、さらに予算が削減されれば、事業内容のさらなる削減がなされることも懸念される。事業費を削減する前に相対的に上昇傾向にある人件費の削減を実施し、たとえば、人件費の割合を50%以下にするなどして事業費への配分比率を増加させることが必要である。

(3) 監査の意見

① 人件費

経営構造コンダクター(県職員OB割合)

	常勤	率	非常勤	率	合計	率
平成 2 年度	2/2名	100%	1/10名	10.0%	3/12名	25.0%
平成 3 年度	2/2名	100%	3/13名	23.1%	5/15名	33.3%
平成 4 年度	2/2名	100%	3/14名	21.4%	5/16名	31.3%
平成 5 年度	2/2名	100%	3/13名	23.1%	5/15名	33.3%
平成 6 年度	2/2名	100%	4/13名	30.8%	6/15名	40.0%
平成 7 年度	2/2名	100%	5/15名	33.3%	7/17名	41.2%
平成 8 年度	3/3名	100%	5/15名	33.3%	8/18名	44.4%
平成 9 年度	3/3名	100%	5/15名	33.3%	8/18名	44.4%
平成10年度	3/3名	100%	4/15名	26.7%	7/18名	38.9%
平成11年度	3/3名	100%	4/15名	26.7%	7/18名	38.9%
平成12年度	3/3名	100%	4/13名	30.8%	7/16名	43.8%
平成13年度	3/3名	100%	4/14名	28.6%	7/17名	41.2%
平成14年度	3/3名	100%	6/15名	40.0%	9/18名	50.0%
平成15年度	3/3名	100%	7/14名	50.0%	10/17名	58.8%
計	36/36名	100%	58/194名	29.9%	94/230名	40.9%

上記の表から、近年県職員OBの再就職が増加していることが分かる。行政側ばかりでなく、民間の人材も取り入れ、多様な観点から活性化していかなければならない。可能であれば、常勤の中にも民間の人材を取り入れ、行政と民間のバランスを図るのも一案と思われる。

② 補助金

協会の業務内容を見ると、本来、行政側の県が実施しなければならない仕事を委託されていると判断される。したがって、実態から判断すると事業者が、自主的に事業を行おうとするよりは、県からの依頼により事業を実施している面が強い。会計面においても、事業費については、補助金を使用するのではなく、委託費での検討も必要であると判断される。

③ コンサルティングの有料化

協会は、農業に関するコンダクターを農協や大規模農家、市町村へ必要に応じて派遣している。内容的には大学の教授や消費流通、食品加工などの専門家を紹介しているものである。現状では、この派遣は無償で行っている。しかし、予算が削減される中、少しでも自主財源を確保して予算を維持、拡大していかなければ、協会自体の存亡の問題となると考えられる。

したがって、公益性を重視しなければならない一方、たとえば、セミナー、コンダクター派遣、研修会、経営確立の指導といった事業については、最低限の料金を徴収するようにして、組織体制の安定化を図ることが望まれる。

④ 民間事業との関係

県としては、事業の趣旨である農家所得の向上、地域農業の活性化をはかるための拠点施設として、レストラン(地域食材供給施設)、農産物直売所(産地形成促進施設)等を認定してきたところであるが、農業の活性化とはいえ、レストラン(地元産食材を50%以上使用)と農産物の直売は、税金を納めている民間事業者と競合する場合も想定されるため、十分に留意が必要と判断される。

⑤ 農業会議との組織統一

協会は、農業会館内にあり、農業会議と同じ室内にある。また、事務局長は農業会議を兼任している。さらに細かな経費の証憑類を検証したところ、ファックス、インターネット、コピー料金も両者で按分基準を設け、負担しているのが現状である。しかし、実態としては、すでに両者は物理的、人的に統一された形で運営されている。

また、平成15年度の経営構造対策関係通知においては、都道府県の活性化協会の設置について、「当該推進会議に部会等を設けている場合は、この部会等を主催する者を事業実施主体とすることができる」とされ、任意設置へと国の方針が変更されている。今後は事務の効率化を達成するために、農業会議との組織統一について検討が必要と考えられる。

『11』健康意識の高揚、健康法実践・機会提供

区分	課題・テーマ	分野	施策コード
最重要施策	総合福祉	健康	15 16

成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要							
目的	誰を対象として (対象区分)	県民全体					
目的	どうありたいか (あるべき状態)	健康は自ら守り、つくるものという自己管理の意識を県民全員が持って健康増進に努め、生涯を通じて心身ともに健やかで安らぎのある生活を送ることができる「健康立県ぎふ」の実現					
目標	目指すべき意図・ 明確なねらい	1. すべての県民が、主体的かつ積極的に健康づくりを実践する。 2. 県民の健康づくりを支援する環境の整備					
手段	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 健康法実践リーダーの養成など、県民に対する健康に関する情報・意識啓発の場の提供 2. 県民の健康づくりを支援する環境の提供					
②成果を説明する指標							
		前々々期	前々期	前 期	当 期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
	生活習慣病(がん・心臓病・脳卒中)の年齢調整死亡率(40～64歳)	男325 女173.5 H6	男299.3 女172.1 H8	男278.1 女178.6 H10	男275.5 女162.9 H12	—	男137.75 女 81.45 (2010年度まで)
	●指標の種類 □活動 ■成果	◆ 出典 人口動態調査 ◆ 計算式 $\frac{[(\text{観察集団の各年齢階級の死亡率}) \times \text{基準となる人口集団のその年齢階級の人口}] \text{の各年齢階級の総和} \times 10 \text{万}}{\text{基準となる人口集団の総和}(S60 \text{のモデル人口})}$					
	●目標値(単期と将来)の設定理由 健康立県ぎふを着実に実現するために、2010年を目標に施策を行い、ヘルスプランぎふ21に従い進めていく。						
	●当該指標の設定理由・補足説明 当指標の低下は生活習慣病の減少を意味し、健康立県ぎふの健康の自己管理という考えの浸透をあらわすものであるため。						

③関連指標						
	前々々期	前々期	前 期	当 期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
生活習慣病(がん)の年齢 調整死亡率(40～64歳)	男204.4 女117.9 H6	男191.7 女124.7 H8	男175.6 女129.7 H10	男178.0 女121.6 H12		男89.0 女60.8 (2010年度まで)
生活習慣病(心臓病)の年 齢調整死亡率(40～64歳)	男 70.6 女 27.0 H6	男 61.4 女 19.7 H8	男 58.7 女23.9 H10	男 51.6 女21.6 H12		男25.8 女10.8 (2010年度まで)
生活習慣病(脳卒中)の年 齢調整死亡率(40～64歳)	男 50.0 女 28.6 H6	男 46.2 女 27.7 H8	男 43.8 女 25.0 H10	男 45.9 女 19.7 H12		男22.95 女9.85 (2010年度まで)
<p>◆ 出典 人口動態調査</p> <p>◆ 計算式 記載なし</p>						
<p>●当該指標の設定理由及び「成果を説明する指標」への影響</p> <p>がん、心臓病、脳卒中による死亡は、全死因の6割を占めるものであり、この三つの指標は、健康立県ぎふでめざす、健康寿命の延伸に直結する。成果を説明する指標の内訳となる指標。</p>						

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
健康意識の高揚、健康法実践・機会提供	1. 健康法実践リーダーの養成など、県民に対する健康に関する情報・意識啓発の場の提供	健康法実践リーダー養成事業費(地域社会健康対策)	6,880	
		健康法実践リーダー養成事業費	4,128	
		健康法実践リーダー養成事業費(地域家族健康対策)	4,128	
		県民健康増進運動推進事業費	5,000	
		歯周疾患街頭普及キャンペーン事業費	3,400	
		健康増進広報活動費補助金	900	
		ぎふ健康長寿シンポジウム開催業費	2,000	
		老人障害予防センター運営費	26,600	
		健康法実践リーダー養成事業費(高齢者健康対策)	15,824	
		健康法実践リーダー養成事業費(商工業者健康対策)	5,504	
	2. 県民の健康づくりを支援する環境の提供	音楽療法研究所運営費	60,576	
		健康な地域づくり戦略プラン支援事業費交付金	20,000	
		総合健康増進センター整備事業	656,999	
		岐阜県食生活改善連絡協議会補助金	270	
		健康・美容法実践モデル事業費	13,666	
		(財)健康長寿財団助成費	138,135	
		岐阜県公衆衛生協議会運営費補助金	1,200	○[11]
		健康づくり事業費補助金	24,278	
		生きがい花苗生産供給事業費補助金	6,548	

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[11] 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金(岐阜県公衆衛生協議会運営事業)
 〈事業の概要〉

目的	岐阜県公衆衛生協議会の運営費に対して補助し、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な県民生活の増進に寄与するとともに地区衛生組織を強化育成し、公衆衛生水準の向上を図ることを目的とする。
補助対象事業	岐阜県公衆衛生協議会の運営に要する経費
補助事業者	岐阜県公衆衛生協議会(以下「公衆衛生協議会」という。医療整備課内)
事業の開始	昭和36年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
1,350	1,350	1,200	1,200	1,200

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種の公衆衛生活動を組織的に行うため、当公衆衛生協議会は昭和35年に県の指導により設立されたものであり、運営費用の多くを県補助金で占めている。 2. 当公衆衛生協議会は、社団法人全国地区衛生組織連合会の会員として、公衆衛生に対する当公衆衛生協議会の役割は重視されている。 3. 地区衛生組織活動の主体である「岐阜地域公衆衛生協議会外7団体」は地域の住民福祉の自主的な活動により、それぞれの地域の公衆衛生水準の向上に努めており、各地区の公衆衛生の思想の普及に果たしている役割は大変大きなものがある。 4. 平成4年度より上部団体である社団法人全国地区衛生組織連合会の会費が値上げされたことにより、経費の支出についても合理化等により極力抑えるようにしている。 												
所管課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な県民生活の増進に寄与するとともに、地区衛生組織の強化育成を図り保健衛生水準の向上を図る。 2. 内容 <ol style="list-style-type: none"> a. 理事会・総会の開催 b. 公衆衛生事業功労者の表彰 c. 地区公衆衛生協議会への助成 d. 公衆衛生年報の作成 e. 市町村保健・衛生事務担当者会議の開催 f. 保健担当者研究会の開催 g. 犬猫慰霊祭の実施 3. 経費の合理化、効率的な事業の実施等について、助言指導している。 												
継続する理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種団体と一体になって公衆衛生思想の普及啓発を推進することにより、健康で住み良い環境づくりを進めることができる。 2. 地区衛生組織活動推進費補助金を昭和60年度から本協議会を通じて地区公衆衛生協議会に交付することとし統合することとした。 <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(昭和59年度)</th> <th>(昭和60年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公衆衛生協議会補助金</td> <td>750千円</td> <td>統合</td> </tr> <tr> <td>地区衛生組織活動推進費補助金</td> <td>850千円</td> <td>1,600千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→ 1,200千円(現在)</td> </tr> </tbody> </table> 3. これ以上の削減は、会及び会の下部組織である地区公衆衛生協議会の運営に重大な支障を来すので、少なくとも現状維持が必要である。 		(昭和59年度)	(昭和60年度)	公衆衛生協議会補助金	750千円	統合	地区衛生組織活動推進費補助金	850千円	1,600千円			→ 1,200千円(現在)
	(昭和59年度)	(昭和60年度)											
公衆衛生協議会補助金	750千円	統合											
地区衛生組織活動推進費補助金	850千円	1,600千円											
		→ 1,200千円(現在)											

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 公衆衛生協議会の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	会 費	309	309	309
	県 補 助 金	1,200	1,200	1,200
	繰 越 金	389	179	—
	雑 収 入	1	1	1
	計	1,899	1,689	1,510
支 出	会 議 費	21	39	39
	運 営 費	146	147	102
	事 業 費	65	100	100
	助 成 金	1,200	1,100	1,000
	負 担 金	267	269	269
	予 備 費	21	34	—
	計	1,720	1,689	1,510
差 引		179	—	—

② 公衆衛生協議会の事業内容

- a. 公衆衛生関係諸団体の連絡調整
- b. 公衆衛生に関する研究会、講演会等の開催及び各種調査の実施
- c. 公衆衛生思想の普及啓発
- d. 地区衛生組織活動の普及啓発

(2) 監査の意見

① 補助制度の見直し

公衆衛生協議会の平成14年度の収入は1,507千円、そのうち補助金収入は1,200千円、会費収入は307千円であり、補助金の収入に占める割合は79.6% (1,200千円/1,507千円) となっている。公衆衛生協議会の構成団体からの会費収入の増加及び経費の削減を図らなければ、補助金の交付は永久に継続されることになる。

また、昭和36年度に創設された補助制度であるが、その後の社会的・経済的情勢の変化等も考慮し、制度自体の存続も含めて見直すことが望まれる。

② 実施報告書の正確性の確認

公衆衛生協議会は上記補助金額1,200千円を各地区公衆衛生協議会へ活動費として助成しており、県は各地区公衆衛生協議会の実績報告書を入手して、実績報告書上での書面審査はされているが、記載内容と証憑類とのチェックは実施されていない。

実績報告書の正確性を確保し、補助事業執行の妥当性を確認するため、証憑類とチェックすることを検討すべきである。

③ 内部牽制の重要性

公衆衛生協議会には専属の事務局はなく、県の担当部署が事務・事業を行っている。同じ担当者が補助金の申請業務と補助金の交付業務を行っていたら、牽制機能が働かないと考えられ望ましくない。

『12』 民間住宅のバリアフリー化の推進

区 分	課題・テーマ	分 野	施 策 コード
最重要施策	総合福祉	まちづくり	27

成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要							
目	誰を対象として (対象区分)	住宅を取得・整備する人(主として高齢者や障害者などの社会的弱者)					
的	どうありたいか (あるべき状態)	高齢者や障害者が安全快適でゆとりある生活を営むことができるようにする。					
目	目指すべき意図・ 明確なねらい	民間住宅のバリアフリー化を推進する。					
手	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 住宅マスタープラン等の策定 2. バリアフリー対応住宅の取得・整備の支援					
②成果を説明する指標その1							
		前々々期	前々期	前 期	当 期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
	住宅のバリアフリー化率	— (S58)	— (S63)	— (H5)	7.5% (H10)	8.0% (H10)	20% (H27)
●指標の種類 □活 動 ■成 果		◆ 計算式 「段差のない屋内」の住宅戸数/全住宅戸数					
③成果を説明する指標その2							
		前々々期	前々期	前 期	当 期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
	持ち家のバリアフリー工事 実施率	— (S58)	— (S63)	5.3% (H5)	9.6% (H10)	—	—
●指標の種類 ■活 動 □成 果		◆ 計算式 バリアフリー工事を実施した持ち家戸数/全持ち家戸数					

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
民間住宅のバリアフリー化の推進	1. 住宅マスタープラン等の策定	いきいき福祉のまちづくり構想推進事業費	10,000	
		高齢者向け住宅研究会開催費	3,000	
	2. バリアフリー対応住宅の取得・整備の支援	高齢者住宅整備資金貸付金	30,000	
		女性建築家ネットワーク推進事業費	1,000	
		個人住宅建設資金助成費 *1	54,891	○[12]
		モデル住宅展示等委託費	1,092	

*1 監査対象は、この事業の中の一つである。

*2 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[12] 岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金
 〈事業の概要〉

目的	高齢者等の身体特性に対応できる住宅の改良を行うために必要な資金を金融機関の住宅貸付融資又は住宅金融公庫住宅改良資金の貸付融資を受けた者に対して、利子補給金を交付することにより、住宅の建設促進を図ることを目的とする。
利子補給対象経費等	利子補給の交付の対象となる経費は、県が指定する金融機関の住宅ローン又は住宅金融公庫リフォームローンで借入金額が100万円以上300万円までで、償還期間が10年以上のもの ローン返済額のうち1.5%の利子相当額を5年間補助
要件	利子補給の対象は、次に掲げる要件の全てを満たしたものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内に自ら居住する住宅を加齢対応型住宅に改良すること 別表1に掲げる項目のうち新たに2項目以上の工事を行う住宅 ・県税を滞納していないこと ・別表2(次頁参照)に掲げる対象世帯要件に該当すること ・岐阜県が行う改善事業に基づく貸付金及び利子補給金等を受けていないこと
事業の開始	平成9年度

〈利子補給金額の推移〉

(単位:千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
1,051	1,051	1,051	785	785

(別表1)

工事内容

項目	工事内容
① 段差解消	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の寝室のある階の全居室の床、出入口 ・便所、洗面所、脱衣室、玄関ホールの床、出入口 ・上記の各部をつなぐ廊下の床
② 通路幅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○次の部分をつなぐ廊下の幅を78cm以上とする <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の寝室のある階の全居室 ・便所、洗面所、脱衣室、玄関ホール ○出入口の幅を次による <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の寝室のある階の居室、玄関ホール…75cm以上 ・浴室…60cm以上
③ 階段の形状	勾配：22/21以下
④ 手すりの設置	浴室及び住宅内の階段への手すりの設置
⑤ 浴室の広さ	短辺方向内法長さ130cm以上、有効面積2㎡以上
⑥ 部屋の配置	高齢者等の寝室と便所の同一階への配置
⑦ ホームエレベーター設置工事、高齢者用トイレ・バスユニット等設置工事	

* 住宅金融公庫バリアフリータイプ仕様(専用部分)基準に準拠

(別表2)

対象世帯要件

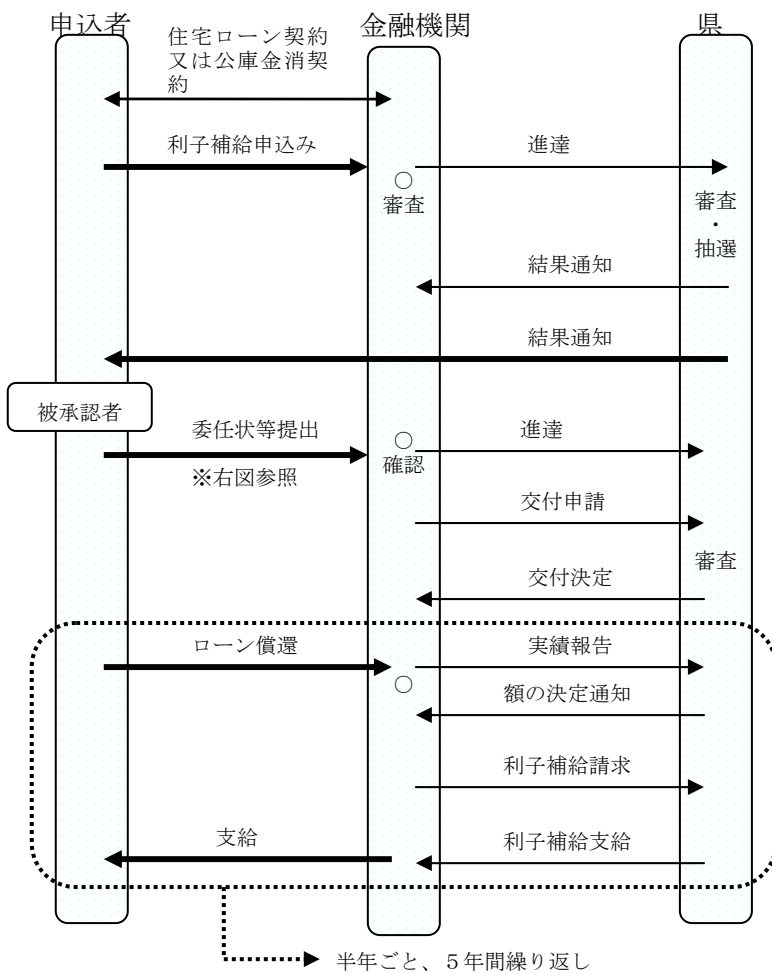
対 象 世 帯	要 件
高 齢 者 同 居 世 帯	満60歳以上の方とその親族が同居すること
心身障害者同居世帯	身体障害者、戦傷病者又は知的障害者等(一定基準あり)と、その親族が同居していること
2 世 帯 同 居	親子等直系親族の2世帯が同居していること
そ の 他 世 帯	本人の年齢が40歳以上であること

(1)関係資料

① 交付件数の推移

		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		予算 件数	実績 件数	予算 件数	実績 件数	予算 件数	実績 件数	予算 件数	実績 件数	予算 件数	実績 件数	予算 件数	実績 件数	予算 件数	実績 件数
個人住宅建設資金 利子補給	一 般 住 宅	200	32	200	18	200	38	100	43	100	86	—	—	—	—
	高 齢 者 同 居 等 住 宅	70	10	70	4	70	9	70	11	70	12	100	15	100	15
	は じ め て ゆ う ゆ う 住 宅	100	8	100	2	100	12	100	11	100	40	100	68	100	33
	地 域 材 住 宅	40	—	40	—	40	—	40	1	40	—	40	1	40	—
	改 良	60	13	60	2	60	2	60	2	60	27	60	7	60	4
	小 計	470	63	470	26	470	61	370	68	370	165	300	91	300	52
地 域 木 造 利 子 補 給	60	16	60	31	60	21	120	30	120	41	120	18	60	3	
福 祉 対 応 型 利 子 補 給	100	18	100	30	100	53	200	91	100	171	150	101	150	59	
加 齢 対 応 型 等 利 子 補 給	—	—	100	2	100	4	100	5	100	2	100	3	100	3	
み ど り の 健 康 住 宅 利 子 補 給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	20	1	
計	630	97	730	89	730	139	790	194	690	379	690	213	630	118	

② 事務の流れ図



※提出書類

県からの承認通知が届いたら、下記の書類を金融機関の窓口に提出する。

提出書類
① 納税証明書(県民税)
② 金銭消費貸借契約書の写し
③ 委任状
④ 世帯全体の住民票の写し
⑤ 工事設計図 対象となるバリアフリー工事箇所がわかるもの 平面図、立面図
⑥ 工事完成後の写真 対象となるバリアフリー工事を行った箇所 住宅全体の外観

(2) 監査の意見

① 制度のPR

利子補給金の交付件数は、(1)①に記載のとおりであるが、交付実績は非常に少なく低迷しており、その理由として次のことが考えられる。

- a. リフォームのための融資金額は比較的少額で返済期間の短いものが多いと考えられるが、交付要綱では、償還期間が10年以上のローンが利子補給の交付対象となっているため、該当する案件がもともと少ないこと。
- b. 利子補給の申請等の事務手続((1)②図参照)を金融機関が代行しているが、金融機関にとってみれば事務量に比較して最大300万円という融資金額ではメリットがさほどないこと。

したがって、金融機関に当利子補給制度の利用を県民に積極的に薦めていただくことをお願いすべきである。また、県も積極的に当該制度についてパンフレット等により一層のPRをすべきと考えられる。

② 制度の見直し

この利子補給金制度を有効に機能させるためには、社会的・経済的情勢の変化に合わせて、たとえば、利子補給金交付要綱での償還期間10年以上という条件や、最大300万円という条件を見直し、県民の利用しやすい制度へ改善することが望まれる。

『13』 多様な学習機会の充実

区分	課題・テーマ	分野	施策 コード
重要施策	教育・文化・ スポーツ	教育	38

成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要							
目的	誰を対象として (対象区分)	一般県民及び地域のリーダーやキーパーソン					
	どうありたいか (あるべき状態)	県民が、生涯いつでもどこでも、それぞれの目的や必要に応じて、自由に学習の機会や場を選択して学び、多様なライフスタイルを確立できるよう、学習の機会と場の充実を図る。					
目標	目指すべき意図・ 明確なねらい	1. 青少年期にあつては、学校教育を中心に、さまざまな社会との関わりの中で、人間形成を総合的に学べる機会がある。 2. 成人後は、自己啓発・向上など、自己の生活の充実が図られ、また、高齢期においては、積極的な社会参加を通じて、健康で生き甲斐のある生活を持てる機会がある。					
手段	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 学校・地域・家庭の連携と、体験学習機会の充実 2. 企業や高等教育機関との協力体制づくりと、学習機会の提供への支援 3. 多様な学習情報の提供					
②成果を説明する指標その1							
		前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
	社会教育学級・ 講座の開設数	2,640回 (H9)	3,488回 (H10)	4,011回 (H11)	3,706回 (H12)	—	—
	社会教育学級・ 講座の参加者数	137,143人 (H9)	169,824人 (H10)	184,514人 (H11)	189,830人 (H12)	—	—

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象
多様な学習機会の充実	1. 学校・地域・家庭の連携と、体験学習機会の充実	交通遺児等授業料軽減補助金	4,410	
		進学奨励費貸付金	5,640	
		私立高等学校修学バックアップ貸付金	3,600	
		県青年団協議会事業費補助金	550	
		「親子で目指せ!鳥博士」開催事業費	860	
	2. 企業や高等教育機関との協力体制づくりと、学習機会の提供への支援	先端科学技術体験センター運営費	167,232	
		国際ネットワーク大学構想推進費 *1	37,900	○[13]
		県立学校等開放講座開設費	4,499	
		博物館体験学習事業費	1,200	
	3. 多様な学習情報の提供	生涯学習情報提供費	15,239	
		生涯学習視聴覚フォーラム開催費負担金	572	

*1 監査対象は、この事業の中の一つである。

*2 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[13] 岐阜県国際ネットワーク大学留学補助金

〈事業の概要〉

目的	<p>国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業の受講生に対し、海外の大学が提供する講座の受講に必要な経費に対して補助し、高等教育及び生涯学習の振興を図ることを目的とする。</p> <p>国際ネットワーク大学コンソーシアムは、岐阜県と県内の国公私立大学等とが協力して運営する連合体で、マルチメディアを利用した情報ネットワークを活用し、県内、国内にとどまらず海外との連携を目指している。</p> <p>共同授業は、国際ネットワーク大学コンソーシアムが企画し、大学教官、研究者、実務家、企業人等国内外一流講師のリレー方式による大学の講義を対面授業、テレビ会議システムによる遠隔授業に加え、インターネットによるeラーニングを活用して提供するものである。</p> <p>共同授業の受講生は、参加大学の学生及び社会人も大学の単位を取得することができる。単位取得を望まないときは、聴講のみでも可能である。</p>
補助対象事業等	<p>a. 国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業参加大学の学生で、共同授業単位を取得した者が、海外の大学(別に定める大学に限る。)に渡航しての学習で、受講した講座を終了し、単位又は修了証(これに準ずるものを含む。以下同じ。)を取得するとき。(ただし、所属大学の単位として認定されること。)</p> <p>補助対象経費：検定料、入学金、授業料、海外渡航費</p> <p>b. 国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業の受講生で、共同授業の単位又は修了証を習得した者が、海外の機関(別に定める機関に限る。)の実施するインターネット等を利用した遠隔教育講座による学習で、受講した講座を終了し、単位又は修了証を取得するとき。</p> <p>補助対象経費：検定料、入学金、授業料</p>
補助事業者	国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業参加大学の学生で、共同授業の単位を取得した者及び国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業の受講生で、共同授業の単位又は修了証を取得した者
事業の開始	平成12年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
—	(注)3,750	(注)3,750	(注)1,000	500

* 補助金の交付実績額がないため、当初予算額を記載している。

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者
当該補助事業は、「国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業」受講者(参加大学学生及び社会人聴講生)を対象として実施する。これは、「国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業」の魅力づくり事業の一つであり、当該事業実施により、国際ネットワーク大学構想の推進に向けた世論の高揚及び国の制度等の早期改正を目指すものである。 補助事業対象となるのは、「共同授業」の単位・修了証取得に加えて、WG U関係機関等などの限られた海外大学の単位取得をした場合のみである。
所管課
当該事業の実施により、国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業受講生の増加が見込まれるばかりか、①県内大学等と海外大学が学术交流協定等の締結という連携が促進され、②受講生の英語力が向上し、③国際的視野を持つ人材の育成にも寄与するという副次的効果が期待できるため、当該補助事業を継続することとしたい。
継続する理由
当該補助事業は、「国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業」受講者(参加大学学生及び社会人聴講生)を対象として実施しているものである。 これは、「国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業」の魅力づくり事業の一つであり、当該事業実施により、国際ネットワーク大学構想の推進に向けた世論の高揚及び国の制度等の早期改正を目指すものである。 また、当該事業の実施により、県内大学等と海外大学との連携が促進され、国際的視野を持つ人材の育成にも寄与するという副次的効果も期待できるので当該補助事業を継続することとしたい。 なお、補助事業対象者は、「国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業」の単位・或いは、修了証の取得が絶対要件であり、かつ、海外大学の単位取得をした場合に限られる。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 監査の結果

① 補助実績

平成11年度から、国際ネットワーク大学コンソーシアム共同授業を実施しており、平成12年度より補助金予算を計上しているが、平成14年度まで補助金の交付実績はない。

「平成13年度当初予算の編成について」(経営管理部)により、「枠的に措置する補助金で、予算消化率の低いものは、廃止又は予算額の削減を図ること」が要求されているところでもあり、制度そのものの見直し又は廃止を検討すべきである。

『14』 乳幼児期の心の教育の推進、青少年期の心の教育の推進

区分	課題・テーマ	分野	施策 コード
重要施策	教育・文化・ スポーツ	教育	40
			41

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要						
目的 目 標 手 段	誰を対象として (対象区分)	乳幼児、児童、生徒、保護者、教育関係者、地域住民				
	どうありたいか (あるべき状態)	21世紀のメガトレンドに対して、創造的で活力ある岐阜県の将来を担う人間像の一つとして「共生人」があり、社会生活を営む上で、必要な基本的な資質・能力を有し自らを取り巻く社会環境に共生できる人を育てる。幼児が社会生活のルール、道徳性を身につけられるよう家庭や幼稚園のあり方を研究する。				
	目指すべき意図・ 明確なねらい	乳幼児期からの子育て支援 青少年期の規範意識の低下や問題行動に対処し、自らを取り巻く人・社会・自然と共生できる人材を育てるため、倫理観や信賞必罰の道理を教え、豊かな人間性・社会性を育み、日常生活に必要な知識・技能を修得させる。				
	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. 心の教育の充実 2. 幼稚園教育の研究及び実践による交流 3. 心の問題に対する相談体制の充実				
②成果を説明する指標その1						
		前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値 将来目標値 又は予測値
	子育て電話相談件数	960件	1,153件	1,182件	1,278件	1,300件 1,341件
	●指標の種類 ■活動 □成果	◆ 出典 県教委「家庭子育て支援事業実績報告書」 ◆ 計算式 記載なし。				
	●目標値(単期と将来)の設定理由 全国平均値を将来目標値として設定					
	●当該指標の設定理由・補足説明 県教委が実施している相談事業の実績					

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象	
乳幼児期の心の教育の推進、青少年期の心の教育の推進	1. 心の教育の充実	岐阜県少年補導協会補助金	1,770		
		少年補導センター補助金	2,670		
		「いきいき未来・わくわく体験」事業費	2,300		
		青少年育成非行防止推進事業費県単補助金	4,832		
		薬物乱用防止指導員協議会活動事業	4,117		
		「アンヨはじょうず」テレビ放送事業費	10,000		
		家庭教育スーパーバイザー活用事業費	2,338		
		子育て支援地域コミュニティ推進事業費補助金	4,200		
		岐阜県幼児音楽鑑賞教室開催費負担金	3,000		
		保健所等薬物相談窓口事業	1,072		
	乳幼児期からの心の教育推進事業費	1,804			
		2. 幼稚園教育の研究及び実践による交流	心を育む幼稚園推進事業費	1,000	
		3. 心の問題に対する相談体制の充実	不登校児童生徒適応指導総合調査研究費	10,884	
			スクールカウンセラー設置費	49,000	
			ほほえみ相談員設置推進事業費	20,640	○[14]
			心の教室相談員調査研究費	68,370	
			生徒指導総合連携推進事業費	1,119	
			子育て電話相談事業費	2,550	
			カウンセリング研修講師派遣事業費	1,764	

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[14] ほほえみ相談員設置推進事業補助金

〈事業の概要〉

目的	いじめ等の問題解決を図るため、市町村(学校組合を含む。)が設置する相談員(以下「ほほえみ相談員」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で、当該市町村に補助金を交付する。
補助対象事業等	当初は、中学校も対象であったが、平成11年度から小学校のみ対象となった。市町村(学校組合を含む。)が小学校又は中学校に、ほほえみ相談員を設置し、いじめ・不登校等の問題解決を図る相談活動等に従事する事業 補助対象経費：ほほえみ相談員の報酬(1校当たり1名)
補助事業者	市町村
事業の開始	平成9年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
7,843	13,934	15,614	16,199	—

〈終期到来補助金調書〉

廃止する理由
<p>平成8年度に、教育委員会内に「いじめ対策本部」が設置された。</p> <p>そこで、いじめ問題の解決をめざした施策として、学校に専任の教育相談員を設置することの重要性が指摘され、平成9、10年度に中学校に設置し、11年度には8中学校と4小学校に設置された。12年度からは小学校のみの設置となり、本年度までに、40小学校に設置され、いじめ問題は減少した。</p> <p>一方、いじめと同様にして本事業で取り扱う不登校児童に対する課題がクローズアップされてきた。不登校の児童生徒は、昨年度過去最大となり、平成14年10月の中教審中間報告案において、不登校の目標値を「大幅に減少」とされるなど、不登校に対する施策の必要性が叫ばれている。</p> <p>そこで、本事業を廃止し、不登校対策に重点を置く新規事業を立ち上げることにした。</p>

*1 平成15年度より岐阜県心のパートナー設置推進事業補助金へ変更されている。

*2 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 制度の概要(平成15年開始の心のパートナー設置事業との比較で記載した)

	ほほえみ相談員設置推進事業	心のパートナー設置推進事業
設置の経緯 (背景)	平成8年「いじめ対策本部」(教育委員会内)を設置する。 いじめ問題対策の施策として開始する。 いじめだけでなく、不登校等についても相談する。	<ul style="list-style-type: none"> ・近年不登校児童数は微減しているが、出現率は全国平均より依然高い状態にある。(平成12年度) 県=4.63/1000人 全国=3.57/1000人(平成13年度) 県=4.64/1000人 全国=3.71/1000人 ・中学校へ進学するとともに急激に増加する不登校は、小学校段階においてその前兆が見られる。(不登校児童を取り巻く現状) ・不登校児童が学校復帰できた効果的な指導として家庭訪問がある。 ・不登校は中学校へ進学すると急増する傾向にあり、また、小学校で不登校を経験した児童は、中学校入学後早期に不登校になる可能性もあり、小中の連携が一層求められる。 ・不登校児童に対する施策として小学校では唯一の施策がほほえみ相談員。 ・中教審基本問題部会の教育政策目標「教育振興基本計画」の中間報告(H14.10.25)に「不登校の目標値を大幅に減少する」と示されている。
活動内容	ほほえみ相談員は学校での相談である。	心のパートナーは学校での相談のほか、家庭と連携した活動、中学校と連携した活動を行う。家庭と連携した活動としては、家庭訪問をして保護者等との相談及び本人への支援があり、中学校と連携した活動としては、中学校のスクールカウンセラーと連携して小学校卒業生の継続的指導を行う。
配置校数(心のパートナーは「予算要求書」より)	平成11年度12校12人配置 平成12年度20校20人配置 平成13年度20校20人配置 平成14年度20校20人配置予定	平成15年度配置校22校とする。平成13年度調査による(不登校児童5人以上で、不登校出現率5以上)。
補助期間	2年間(事業実施期間6年)	1年間(事業実施期間4年)
過去の施策の実績、効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度までの「ほほえみ相談員」設置により、いじめの発生件数は減少した。(H12:193件からH13:167件) また、不登校児童数も全国的に増加する中、微減であるが減少した。(H12:595人からH13:589人) 家庭訪問による効果 ・不登校児童が学校復帰できるようになった効果的措置として継続的な家庭訪問による指導の効果が最も高い。(H13:38.4%) 	

(2) 監査の意見

① ほほえみ相談員設置推進事業の充実

不登校児童出現率

平成12年度 県=4.63/1000人 全国=3.57/1000人

平成13年度 県=4.64/1000人 全国=3.71/1000人

不登校児童とは、年間30日以上欠席した児童生徒の内、「病気による者」や「経済的理由による者」を除いた「何らかの心理的、情緒的身体的等の要因で登校できない状況にある者」と定義されている。上記のように県内全体の不登校出現率は、全国平均に比べ高い水準にあるといえるが、「ほほえみ相談員」を設置した学校においては、平成12年度の不登校児童数が1学校当たり平均4.5人から平成13年度には1学校当たり平均3.6人となるなど、成果をあげている。

本事業のように教育関係の補助金は、対象とする児童も流動的であり、効果が表れるまでに長期間を要するなど、効果の測定が容易でないと思われるが、国においても小中学校に相談員を配置しようとする動きがあるなど、児童生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導が求められていることを考えると、今後もこうした施策の充実を図ることを検討すべきである。

『15』 文化・スポーツイベントの推進、文化・スポーツ交流の推進

区分	課題・テーマ	分野	施策 コード
重要施策	教育・文化・ スポーツ	文化・スポーツ	47 50

1. 成果の説明(平成13年度末現在)

①施策の概要							
目的	誰を対象として (対象区分)	児童、生徒、教育関係者、一般県民					
	どうありたいか (あるべき状態)	多様化する県民ニーズに的確に対応し、文化・スポーツにより健康で夢と活力あるくらしができるようにする。(「県民生きがいづくり」の推進)					
目標	目指すべき意図・ 明確なねらい	文化の創造のために機能する施設・設備の運用と活用の充実を図る。 学校・地域社会との連携を深めるとともに参加体験やその活動を重視した社会教育普及活動を促進する。 スポーツイベント・大会の誘致・開催を促進し、参加者数の増加を図る。 各種大会等の開催や参加を支援し、スポーツによる県内外及び国際交流を促進する。					
手段	目的・目標を達成 するための活動・ 方法	1. イベント・スポーツの推進 2. 文化・スポーツを育む環境整備、文化・スポーツ交流の促進					
②成果を説明する指標その1							
		前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
	スポーツ・レクリエーション祭実施市町村割合	37.4% (H6)	55.6% (H9)	58.6% (H12)	—	—	60% (H16)
●目標値(単期と将来)の設定理由 ぎふスポーツ振興計画におけるH16の目標値を設定							
●当該指標の設定理由・補足説明 県民総参加のイベントであるため。(次回調査はH15年度実施予定)							
③成果を説明する指標その2							
		前々々期	前々期	前期	当期	単期 目標値	将来目標値 又は予測値
	岐阜スポーツフェア参加者	73,200人	102,000人	107,000人	95,000人	100,000人	100,000人 (毎年)
●目標値(単期と将来)の設定理由 記載なし							
●当該指標の設定理由・補足説明 県民総参加のイベントであるため。							

(単位：千円)

施策名	手段	主な評価事業名	H14年度予算	監査対象	
文化・スポーツイベントの推進、文化・スポーツ交流の推進	1. イベント・スポーツの推進	岐阜県高等学校総合文化祭開催費	1,801		
		青少年劇場開催費負担金	1,300		
		「世界文化村ぎふ」運営費負担金	3,770		
		日本まんなか共和国博物館交流事業費	1,600		
		全日本実業団対抗女子駅伝大会開催事業	38,900		
		スポーツイベント開催費	13,000		
		イベント・スポーツ振興事業団補助金	272,609		
		2005世界ボート選手権大会開催推進事業費	5,000		
		2. 文化スポーツを育む環境整備、文化・スポーツ交流の促進	県立高等学校文化部活動振興費補助金	22,000	
			ユタ州スキー交流事業費	10,000	
	日伯サッカー交流事業費		5,000		
	特殊教育学校ふれあいスポーツ大会補助金		2,000		
	全国・ブロック高等学校総合体育大会開催事業		30,370		
	県高等学校体育大会補助金		5,700		
	国民体育大会選手団派遣等事業		67,500		
	中学校体育大会補助金		2,860		
	日独スポーツ少年団同時交流補助金		1,000		
	派遣事業費補助金		8,000	○[15]	

* 掲載している施策-事業体系図は、平成14年度に実施された施策評価に基づくものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

[15] 全国スポーツ・レクリエーション祭派遣事業費補助金
 〈事業の概要〉

目的	県民に広く全国大会参加の機会を与えることにより、県民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって県民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、選手を派遣する。
補助対象事業等	補助対象経費は、補助金(交通費、宿泊費、ユニフォーム代)及び事務費(役員旅費、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料)
補助事業者	全国スポーツ・レクリエーション祭岐阜県運営委員会(以下「運営委員会」という。岐阜県教育委員会スポーツ課内)
事業の開始	昭和63年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
8,120	4,314	6,165	7,999	8,014

〈終期到来補助金調書〉

補助事業者	各種目団体の不公平感をなくすため、派遣費のうち宿泊費を定額にした。 1/2 → 定額(5,150円) 参加費を自己負担にしたり、役員旅費を削減するなど事業費の見直しに取り組んだ。
所管課	事業実施予算の見直し、会計処理の適正化に努めた。
継続する理由	当事業は、多くの県民に全国大会参加への機会を与え、健康や体力づくりの必要性を理解してもらうことで、生涯スポーツの重要性を広めるのに大きな役割を果たしている。 今後もこの役割は大きく、県民の個人負担での参加が困難な限りは、事業の継続を望みたい。 また、その一方で、できるだけ合理化を図り、その都度最も効果的な制度に改善していく必要がある。

* 掲載している調書は、平成14年度以前に作成された直近のものである。したがって、平成15年度以降、状況が変化している場合がある。

(1) 関係資料

① 補助事業の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	会 費	—	—	—
	県 補 助 金	3,383	7,999	8,014
	繰 越 金	—	—	—
	負 担 金	1,502	2,801	2,801
	雑 入 (預 金 利 息)			
	計	4,885	10,801	10,815
支 出	人 件 費	—	—	—
	派 遣 費 等 補 助 金	3,101	7,275	7,202
	参 加 料	177	194	194
	ユ ニ フ ォ ー ム 代	1,379	2,607	2,607
	事 務 費	228	725	948
	計	4,885	10,801	10,951
差 引		—	—	△136

② 全国スポーツ・レクリエーション祭

全国スポーツ・レクリエーション祭は、広く国民にスポーツ・レクリエーション活動を全国的な規模で実践する場を提供することにより国民一人ひとりにスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、国民の生涯スポーツを通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興に資することを目的とし昭和63年度より開催されている。

主催は文部科学省、開催県、財団法人日本レクリエーション協会、財団法人日本体育協会、社団法人全国体育指導者委員連合である。

種目は、平成14年度においては、以下の18種目である。グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、壮年サッカー、ソフトバレーボール、女子ソフトボール、ラージボール卓球、ターゲット・バードゴルフ、男女混合綱引き、年齢別テニス、年齢別ソフトテニス、バウンドテニス、年齢別バトミントン、壮年ボウリング、マスターズ陸上競技、インディアカ、フォークダンス、エアロビック、トランポリンである。

③ 補助制度の内容

この補助金は、全国スポーツ・レクリエーション際に選手を派遣するために、補助事業者である運営委員会に交付される。

県単独補助金ではあるが、他県でも補助金あるいは、委託事業として支出している県が多い。

平成14年度は平成14年10月5日(土)から10月8日(火)に広島県で開催されている。岐阜県は、選手175人、役員3人を派遣しており、運営委員会の事業費、補助金額及び補助率は、以下のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	運営委員会事業費	県補助金	県補助率
交 通 費	3,494	1,747	1/2
宿 泊 費	5,242	2,621	1/2(定額)
参 加 料	179	-	参加者負担
ユニフォーム	1,060	530	1/2
事 務 費	271	271	10/10
合 計	10,246	5,169	

(2) 監査の意見

① 補助事業の目的と効果

平成14年度の広島において開催された大会の報告書を閲覧したが、参加者も多く、有名人によるショーなども開催され充実した内容となっている。岐阜県からも毎年多くの人参加するようになっており、大会の認知度も高まっていると考えられる。このような状況から判断すると、参加意欲のある人は、自費で参加するものと考えられる。

また、この祭典の18の種目のうち、インディアカ、ターゲット・バードゴルフ、トランポリンなどは競技人口が少なく、県民の代表としての意味合いも、国体などと比べて薄い。

スポーツの振興は、県の施策の一つであるが、その目的を達成するための方法として、このようなスポーツ・レクリエーション祭への選手派遣に補助金を交付することが最適であるかどうかは疑問である。

次の事項を考慮し、補助率の引き下げ、廃止の方向性を検討すべきである。

a. 補助金を廃止した場合の影響

終期到来補助金調書における補助金を廃止したときの影響としては、「参加者の個人負担での参加は困難であり、そのため不参加ともなれば、県民の健康、体力づくりを推進する上で、絶好の機会を逸することとなり、生涯スポーツの振興に支障を来す」とされている。

しかしながら実際には、この祭典に参加する人は、一部高校生も参加する国体とは異なり一般社会人がほとんどである。したがって、参加に要する費用を負担する能力がないとはいえない。そのため、参加者に対して補助金が不可欠とはいえない。

b. 補助率

岐阜県の補助率は、交通費の2分の1、宿泊費は1泊当たり5,150円の定額、ユニフォーム費の2分の1である。このほか、事務費として、役員派遣旅費全額等である。

一方、主な他県の状況は、次表のとおりであり、補助率は平成13年度の各都道府県の概要を見るとばらつきがみられる。

特筆すべき点としては、交通費及び宿泊費について埼玉県、東京都、京都府が負担しておらず、ユニフォーム費については岩手県、宮城県、埼玉県、神奈川県は負担していない。各県の財政事情あるいは、このスポーツ・レクリエーション祭に対する考え方の違いによるものであると思われるが、参加費用の負担を参加者に求めている自治体もある。

主な他県のスポーツ・レクリエーション祭補助の状況(平成13年度)

都道府県名	補助の形態	交通費	宿泊費	ユニフォーム	日当	参加料
北海道	補助金	1/2	1/2	定額6,000円	—	10/10
青森県	補助金	10/10	定額 10,000円	定額2,500円	—	—
秋田県	補助金	1/3	1/3	1/3	日当1/3	—
福島県	補助金	8/10	定額4,000円	定額2,500円	日当1,700円	—
埼玉県	補助金	—	—	—	—	—
東京都	直接執行	—	—	現物支給	—	—
神奈川県	補助金	3/10	3/10	—	—	—
新潟県	直接執行	1/2	1/2	1/2	—	10/10
富山県	補助金	1/2	1/2	1/2	—	定額300円
岐阜県	補助金	1/2	1/2	1/2	—	—
静岡県	その他(負担金)	1/2	1/2	1/3	—	—
愛知県	その他(負担金)	1/2	定額5,450円	1/2	—	—
三重県	補助金	1/2	定額5,000円	1/2	—	—
滋賀県	補助金	1/2	1/2	1/2	—	1/2
京都府	補助金	—	—	定額6,000円	—	10/10
奈良県	補助金	1/2	1/2	1/2	—	10/10
鳥取県	補助金	1/2	1/2	定額2,000円	—	10/10
島根県	補助金	1/2	1/2	定額3,000円	—	10/10
広島県	補助金	1/2	1/2	—	—	10/10
徳島県	補助金	1/2	1/2	1/2	弁当代 400円	10/10
愛媛県	補助金	10/10	10/10	1/2	弁当代 700円	10/10
福岡県	補助金	1/2	1/2	定額 2,000円	—	定額500円
宮崎県	直接執行	1/2	1/2	1/2	日当1/2	10/10
沖縄県	補助金	1/2	1/2	1/2	—	10/10

II 県庁内に事務局がある補助事業

[20] 岐阜県ふるさとづくり協議会補助金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県ふるさとづくり協議会は、「人間性豊かな地域づくり」を運動目標に、身近な生活課題の取組み等、地域に根ざした活動を展開している県内34校の生活学校と、16地区の生活会議を育成・指導している。 この住民主体の活動に対して補助し、安全、安心で健康な消費生活の実現を図ることを目的とする。
補助対象事業	岐阜県ふるさとづくり協議会の運営費
補助事業者	岐阜県ふるさとづくり協議会(以下「ふるさとづくり協議会」という。県民生活安全室内)
事業の開始	昭和50年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
3,050	3,130	3,137	2,955	3,038

(1) 監査の意見

① 自主財源の充実

平成14年度の収入5,795千円のうち補助金は財団法人あしたの日本を創る協会からの分も含めて4,395千円で、収入に占める割合は76%となっている。

会員から会費を徴収するか、受託事業を増加させる等により自主財源の増加を図る努力を促し、国が提唱する「補助金依存型公益法人の見直し」に従い、少なくとも補助金割合を3分の2未満にすることを検討すべきである。

② 事務局の内部牽制

岐阜県ふるさとづくり協議会の事務局は県庁内にあり、担当部署がふるさとづくり協議会の事務・事業を行っている。同じ担当者が補助金の申請業務と交付業務を行っている場合は、牽制機能が働かないと考えられ望ましくない。

ふるさとづくり協議会事務局を独立させるか、あるいは、実態に合わせて、協議会形式ではなく県が直接実施する事業とするかを検討すべきである。

[21] 岐阜県食生活改善連絡協議会補助金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県食生活改善連絡協議会の事業費に対して補助し、県民の栄養及び食生活の改善並びに健康の保持増進を図ることを目的とする。 食生活改善連絡協議会は、次の事業を行っている。 1. 食生活改善に関する調査研究 2. 食生活改善に関する知識、技術の指導と研究 3. 食生活に関するグループ活動の育成と推進
補助対象事業	岐阜県食生活改善連絡協議会の事業費
補助事業者	岐阜県食生活改善連絡協議会(以下「食生活改善連絡協議会」という。健康政策課内)
事業の開始	昭和49年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
270	270	770	270	270

* 平成13年度は、東海・北陸・甲信ブロック大会の開催に要した経費に対しても補助しているため、500千円増額となっている。

(1) 監査の意見

① 事務局の内部牽制

食生活改善連絡協議会の事務局は県庁内にあり、担当部署が当協議会の事務・事業を行っている。同じ担当者が補助金の申請業務と補助金の交付業務を行っては、牽制機能が働かないと考えられ望ましくない。

② 補助割合

食生活改善連絡協議会の平成14年度の収入5,405千円のうち補助金270千円の占める割合は5%であり、補助金の廃止は可能と思われる。

また、昭和49年度から継続して補助しているが、具体的にどのような補助効果があるのかを検討すべきである。

[22] 岐阜県保健体育等振興補助金(学校保健会運営事業補助金)

〈事業の概要〉

目的	岐阜県学校保健会の運営に伴う経費に対して補助し、もって学校保健会の活動の充実を図る。 岐阜県学校保健会の運営に伴う経費に対して補助し、県内の学校保健の普及向上を図り、もって幼児・児童生徒及び教職員の健康の保持増進安全な環境の確保を図ることを目的とする。
補助対象事業等	岐阜県との委託契約による事業を除く次の各号をいう。 1. 岐阜県学校保健会総務会委員会、理事会・代議員会等に要する経費 2. 岐阜県学校保健会事務局に要する経費 3. 岐阜県学校保健会各種委員会に要する経費 補助対象経費は、前項の事業に要する次の経費とする。 共済費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料等)、使用料及び賃借料、研究助成費、負担金、補助及び交付金
補助事業者	岐阜県学校保健会(県教育委員会スポーツ課健康教育推進室内)
事業の開始	昭和34年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(1) 監査の結果

① 飲食代等の支出

証憑類の検証の結果、以下の支出が見受けられた。財政難の中であり、可能な限り節約することが必要である。

(単位：円)

開催日	項	目	節	内容	支出額	内容
H14. 5. 1	総務費	総会費	需用費	会計監査	9,072	弁当、飲料代
H14. 5. 21	総務費	総会費	需用費	総務委員会	8,316	飲料代
H14. 6. 3	総務費	総会費	需用費	理事会、代議員会	33,264	飲料代
H14. 7. 12	事業費	広報・調査委員会費	需用費	広報・調査委員会	6,006	飲料代
H14. 7. 16	事業費	口腔衛生対策費	需用費	口腔衛生対策委員会	6,930	飲料代
H14. 7. 17	事業費	学校環境衛生対策費	需用費	学校環境衛生対策委員会	6,468	飲料代
H14. 12. 6	事業費	健康教育指導者研修事業	需用費	健康教育指導者研修会	4,000	弁当代
H14. 12. 9	事業費	健康教育指導者研修事業	需用費	健康教育指導者研修会	4,800	弁当代
H15. 1. 15	事業費	学校環境衛生対策費	需用費	学校環境衛生委員会	6,006	飲料代
H15. 2. 4	事業費	口腔衛生対策費	需用費	口腔衛生委員会	6,468	飲料代
H15. 2. 6	事業費	広報・調査委員会費	需用費	広報・調査委員会	5,082	飲料代

(2) 監査の意見

① 補助金の見直し

この補助金は、長期継続・定額・少額補助金であり、補助金が削減できない理由として、「児童・生徒の負担が増加すること、また、団体を支援することに意義がある」と県の担当者からは回答を得ている。

a. 長期継続・定額・少額補助金

当補助金制度は昭和34年度に開始され、昭和53年度からは、昭和60年度の1,170千円を除き、補助金額は1,000千円となっており、長期間定額で継続している少額補助金である。平成14年度の収入は10,741千円、そのうち補助金は1,000千円であり、収入全体に占める補助金割合は10%と低率である。また、上記(1)のように理事会での飲食代も累積すると相当の金額になっている。

「平成13年度当初予算の編成について」（経営管理部）の廃止を検討する補助金として「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」と通知が出されており、この補助金の見直しを検討すべきである。

b. 児童・生徒の負担

補助金を削減できない主な理由の一つとして「補助金がないと、児童・生徒の負担が増加する」ということである。しかし、計算してみると現在、児童・生徒の負担は一人当たり28円である。すなわち、1,000千円の補助金を児童・生徒一人当たりで負担すると、多くても20円程度の増加ではないかと思われる。

また、負担金の増加に賛同が得られないのであれば、事業の整理、縮小も検討すべきである。

[23] 岐阜県青年団協議会運営費補助金

〈事業の概要〉

目的	青年団体の健全な育成を図るための事業の実施に要する経費に対して補助し、地域の社会教育の振興を図る。
補助対象事業等	岐阜県青年団協議会の運営に要する経費(人件費を除く。県から補助金を受けている旨の表示に要する経費を含む) 岐阜県青年団協議会は次の事業を行っている。 ・岐阜県青年祭の開催：体育・レク・文化のつどい ・研修会の開催：県青年団研修会、情報誌、学習会、県外研修 ・交流会の開催：青年団交流ボーリング大会、東海ブロック研修 ・各種派遣事業：県主催事業、日本青年団協議会主催事業、県青年のつどい協議会主催事業等に派遣
補助事業者	岐阜県青年団協議会(以下「青年団協議会」という。)
事業の開始	昭和40年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
630	630	550	550	440

(1) 監査の結果

① 管理体制

支出金調書の整理が不十分であり、補助金の対象として適切かどうか々が支出金調書の記載内容からは把握できないものが見受けられた。

支出金調書は、補助対象経費とそれ以外の順に科目別にパソコンで元帳が作成されており、運営費計算書との関連が容易に把握できる。しかし、支出金調書に請求書が添付されているものが少なく、大半は領収書のみ添付されているため、使用内容、単価が分からず、補助金の対象として適切な金額及び内容であるのかを判断することが困難である。

また、補助対象経費の半分を占める研修費には、青年団交流ボーリング大会の支出も含まれているが、県民の税金が補助金の原資であることを考えると、このような支出は補助対象経費に含めるべきではない。ガソリン代も金額の算定根拠が明確になっておらず、精算方法を明確にすることが必要である。

書類が整理されていない理由としては、事務局には事務職員が一人いるが、施設の予約を申し込んだり、各青年団への連絡を行うのみであり、会計担当者がいないのためである。なお、会計処理は、管理者である青年団協議会の事務局長が行っており、監査を受けたことはない。

このような内部管理体制が不十分な団体に補助金を交付することは、不正発生の一因になることが多く、早急に改善を図る必要がある。

[24] 岐阜県女性防火クラブ運営協議会補助金

〈事業の概要〉

目的	家庭婦人を主な会員とする岐阜県女性防火クラブ運営協議会(以下「女性防火クラブ運営協議会」という。)の健全な育成と発展を通じ、火災予防思想の普及を図るため、女性防火クラブ運営協議会の行う各種事業に補助する。
補助対象事業	女性防火クラブ運営協議会の行う次の事業に対して補助する。 1. 女性防火クラブの運営及び活動指導。 2. 女性防火クラブ及びクラブ員の表彰。 3. 女性防火クラブ幹部の研修指導。 4. 家庭における火災予防思想の普及徹底。 5. 家庭における地震・水害・台風対策等の周知徹底。 6. 防火に関する講演会の開催。
補助事業者	女性防火クラブ運営協議会(消防政策課内)
事業の開始	昭和43年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
900	900	900	900	900

(1) 監査の結果

① 支出関係書類

県庁内の消防政策課に事務局があり、消防政策課職員が事務を行っているため、支出金については、県と同一様式の支出金調書を作成し、旅費については、旅行命令書を作成している。

旅行命令書を検証したところ、7月12日の旅行命令書は、行き先はA町と記載されているものの、用務欄は空白であった。事実を確認したところ、この出張(旅行先)は、県指導者研修会をA町で開催するため、地元消防本部担当者やクラブ役員等との事前の打ち合わせ及び会場の下見をするためのものであることが分かった。空白の理由は、担当者が失念したとのことであるが、補助対象経費を明確に確認するために、今後はこのようなことがないよう改善が必要である。

(2) 監査の意見

① 経費の削減

定例表彰として、表彰旗表彰(2クラブ)、指揮旗表彰(1クラブ)優良章表彰(50人)、感謝状表彰(15人)を実施している。

このうち、表彰旗表彰では1本100千円の表彰旗を2本合計200千円、指揮旗表彰では、1本10千円の指揮旗を1本購入している。事業開始から、多くの団体が表彰を受けていることから、今後は表彰者を絞り、表彰旗について購入を1本とするなど、補助対象経費を削減することにより、補助金の低減を検討する必要がある。

[25] 岐阜県青少年育成非行防止推進事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	青少年の非行を防止し、健全な青少年の育成を図るため、市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合並びに社団法人岐阜県青少年育成県民会議が行う事業に要する経費に対して補助する。
補助対象事業等	青少年育成県民会議推進活動事業 補助対象経費：人件費及び運営費並びに青少年健全育成にかかる事業費 予算の範囲内で補助金を交付
補助事業者	社団法人岐阜県青少年育成県民会議(以下「県民会議」という。岐阜県地域県民部青少年室内)
事業の開始	昭和43年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
4,942	4,903	4,724	4,762	4,512

(1) 監査の結果

① 飲食代等の支出

証憑類の検証の結果、以下の支出が見受けられた。財政難の中、可能な限り節約することが必要である。

(単位：円)

開催日	事業区分	細事業	会議名等	支出金額	内容
H14. 11. 7	県民運動推進費	総会理事会事業費	第2回理事会	24,150	弁当代
H14. 11. 26	〃	総会理事会事業費	第1回青少年育成県民会議改革懇談会	5,600	コーヒー代
H14. 12. 25	〃	総会理事会事業費	第2回青少年育成県民会議改革懇談会	6,468	コーヒー代
H14. 12. 5	〃	部会活動事業費	岐阜県市町村民会議事務担当者研修会	3,150	弁当代
H14. 11. 7	〃	青少年健全育成県民大会事業費	岐阜県青少年健全育成県民大会	42,000	弁当代
H14. 8. 7	青少年育成活動推進費	少年の主張大会事業費	少年の主張岐阜県大会	23,800	弁当代、飲料代
H14. 8. 7	〃	少年の主張大会事業費	少年の主張岐阜県大会	4,290	飲料代
H15. 1. 10	〃	青少年の作文事業費	青少年の作文審査会	13,650	弁当代

(2) 監査の意見

① 補助事業の効果

県民会議は、結成以来、民間組織による青少年の健全育成事業の推進母体として、積極的に活動を展開しており、平成15年度も国、県の施策と呼応しつつ、民間ベースで次の事業を行うことになっている。

- a. 広報・啓発活動事業
- b. 青少年の顕彰事業
- c. 青少年の作文募集事業
- d. 少年の主張大会の開催
- e. 青少年健全育成県民大会の開催
- f. 「大人が変われば、子どもも変わる」県民運動推進事業
- g. 環境浄化対策事業
- h. その他

近年の主な活動としては、「ソーシャルアンクル・アント運動」である。「ソーシャルアンクル・アント運動」とは、「地域のおじさん・おばさん運動」の岐阜県独自の運動名で、隣近所の子どもたちに気軽に声をかけ、温かく見守ろうという運動であり、ソーシャルアンクル・アントの登録者は、平成11年度4,426人、平成12年度8,249人、平成13年度10,214人、平成14年度13,742人と増加している。

登録者が増加しているのは評価できるが、登録者が増えたことに満足するのではなく、ソーシャルアンクル・アント運動の日常活動の活性化を促し、青少年の健全育成の気運醸成を図ることが望まれる。

② 事業内容の見直しについて

従来、補助金を交付してきた国も、平成15年度からは県民会議への国庫補助金(運営費及び事業費補助)を打ち切り、委託事業に変更し、さらに指導者養成などに事業を絞っている。この指導者養成などの事業では、地域のリーダー育成を行うことになっているものであるが、平成14年度の1,650千円の国庫補助金が、1,025千円(予算)の委託費となり、事業の見直しが図られている。

県民会議は、もともと青少年育成国民会議が組織化され、これに呼応する形で県レベルでも県民会議が設立され、独自性をもった運動を展開しているが、国が事業の見直しを図ったのを機に、県民会議のあり方、活動方法等の見直しを検討すべきである。

③ 県民会議の会員

平成14年度の県民会議の会員数は、以下のとおりである。

区分	内訳	人数
正会員	第一部青少年団体・個人	15
〃	第二部学校教育関係	31
〃	第三部社会教育関係	25
〃	第四部関係企業団体等	104
〃	第五部市町村民会議	99
賛助会員	企業他	76
計		350

正会員のうち青少年団体、学校教育関係、社会教育関係、関係企業団体は、団体として会費を支払っているものであり、この団体の中には県から補助金の交付を受けている団体もある。本来、県民会議は県民活動に理解のある会社、団体からの寄付等で賄うべきであり、公的な機関の会員数の割合をさらに低下させる必要がある。

県民会議設立の趣旨に立ち返って、この民間活動としての県民運動を援助したい個人、会社、その他の組織からの会費、寄付を募れるよう努力が期待される。

また、各種事業開催に当たっては、ボランティアの参加を求めているが、人件費を始めとした運営費の一層の低減を図るため、今後は企画・運営等への参画も推進されたい。

Ⅲ 少額な補助事業

[30] 岐阜県内たばこ販売促進等事業補助金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県たばこ販売協同組合連合会が行う事業に要する経費に対して補助し、たばこの県内における販売促進等を図ることを目的とする。
補助対象事業等	岐阜県内のたばこ販売促進に寄与する事業(人件費は除く) たばこの吸い殻のポイ捨て防止等環境美化事業
補助事業者	岐阜県たばこ販売協同組合連合会(以下「連合会」という。)
事業の開始	昭和42年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
550	550	300	300	240

(1) 関係資料

① 連合会の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	会 費	834	760	760
	県 補 助 金	300	300	240
	繰 越 金	1,333	676	209
	東海連合会補助金	313	530	530
	雑 入	70	60	60
	計	2,850	2,326	1,799
支 出	業 務 費	1,882	1,960	} 1,799
	・優良たばこ店表彰			
	・販売促進用物品作成			
	・環 境 美 化			
その他一般管理事務費	293	366		
	計	2,175	2,326	1,799
	差 引	675	—	—

(2) 監査の意見

① 社会的・経済的情勢の変化

県は県民の健康維持及び疾病予防のために数々の施策を実施し、多額の経費を投入しているところであり、県民の健康を損ねると考えられている喫煙及び受動喫煙につながるたばこ販売を奨励する事業に補助金を交付することは、県の施策遂行の上で矛盾していると思われる。

近時、タバコ喫煙の害について注意が喚起され、県でも官公庁施設での受動喫煙防止に努めているところでもあり、たばこの販売促進への補助は喫煙を促進することになる。

この補助金制度の創設当初は、たばこの販売促進が必要と判断されたと考えられるが、その後、社会的・経済的情勢は変化しており、制度そのものを見直す時期にあると思われる。

また、「平成13年度当初予算の編成について」（経営管理部）の廃止を検討する補助金として「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」と指示が出されているが、この補助金はこの零細補助金に該当しているはずである。

[31] 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金(無医地区施術事業)

〈事業の概要〉

目的	社団法人岐阜県鍼灸マッサージ師会が行う岐阜県下の無医地区の住民を対象にした、鍼、灸、マッサージ等の施術事業に対して補助し、健康増進と疾病の予防に資することを目的とする。
補助対象事業	鍼灸マッサージ師会の会員が無医地区の住民に対して行う、鍼、灸、マッサージ等の施術事業
補助事業者	社団法人岐阜県鍼灸マッサージ師会(以下「鍼灸マッサージ師会」という。)
事業の開始	昭和50年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
100	100	100	100	100

(1) 関係資料

① 補助事業の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	負担金(会費)	112	110	110
	県補助金	100	100	100
	計	212	210	210
支 出	人件費	100	100	100
	交通費	29	32	32
	施術材料費	10	20	20
	食糧費	21	21	21
	事務通信費	30	10	10
	啓蒙費	22	22	22
	雑費	—	5	5
	計	212	210	210
差 引		—	—	—

(2) 監査の意見

① ボランティアへの移行

鍼灸マッサージ師会は、平成13年度は、施術会を1回実施し、会員20名によって47名に対して施術し、平成14年度も1回の実施で、100名の施術対象者を予定していたが、実際には会員20名によって施術を受けた者は30名であった。

補助効果を上げるためには、施術会に住民が進んで参加できるように実施方法等の見直しについて指導が必要と考えられる。

また、鍼灸マッサージ師会の事業方針には、「無医地区住民や福祉施設の利用者に対する治療奉仕活動を実施し、公益法人としての自覚を高める」とうたわれており、無医地区住民への施術を県の補助対象事業からボランティア活動の一つとすることを依頼してみるべきである。

[32] 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金(健康増進広報活動事業)

〈事業の概要〉

目的	社団法人岐阜県医師会が行うラジオ放送による広報活動事業に対して補助し、岐阜県内の保健衛生に対する意識向上と疾病に関する知識の普及を図ることを目的とする。
補助対象事業等	社団法人岐阜県医師会が行うラジオ放送による広報活動事業 岐阜放送の「ラジオ・ホームドクター」において健康相談、疾病予防、応急処置などの指導を行う放送料
補助事業者	社団法人岐阜県医師会(以下「県医師会」という。)
事業の開始	昭和48年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
900	900	900	900	900

(1) 監査の意見

① 補助割合

昭和48年より継続している補助金であるが、県医師会の平成14年度決算書によると、当補助金が総収入に占める割合は0.3%であり、補助金がなければこの事業が実施できないというような状況ではないと推測される。このような補助金は見直し及び廃止を検討すべきである。

また、補助金の効率及び効果をあげるため、県は補助金交付対象者が団体の場合には、補助金交付申請書の添付資料として団体の決算書も入手し、団体の財政状態も検討することによって、補助金がないと事業の実施ができないかどうかを判断する手続を補助金交付要綱に取り入れることを検討されたい。

[33] 岐阜県国民健康保険保健事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県建設国民健康保険組合が行う国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項に規定する保健事業のうち、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業(以下「保健事業」という。)に要する経費に対して補助し、国民健康保険組合の健全な運営を図ることを目的とする。
補助対象事業等	国民健康保険の保健施設について(昭和53年4月24日付け保険発第45号厚生省保険局国民健康保険課長通知)に基づき、保健師により実施される保健事業 (注)平成6年に保健施設は保健事業に改められている。 岐阜県建設国民健康保険組合は、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。 1. 健康教育、健康相談、健康診査 2. 成人病その他の疾病の予防 3. 健康づくり運動 4. 栄養改善 5. 母子保健 6. 療養のために必要な用具の貸付 7. 療養のための費用に係る資金の貸付
補助事業者	岐阜県建設国民健康保険組合(以下「建設国保組合」という。)
事業の開始	昭和55年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
450	450	450	450	360

(1) 関係資料

① 建設国保組合の収支状況(平成14年度予算策定資料)

(単位：千円)

区 分		平成13年度 (決算)	平成14年度 (見込)	平成15年度 (予定)
収 入	県 補 助 金	450	450	360
	繰 越 金	1,005,162	1,140,856	615,351
	保 険 料	2,074,035	2,070,000	2,000,000
	国 庫 支 出 金	1,766,157	1,755,400	1,786,000
	そ の 他 収 入	33,740	20,000	56,289
	計	4,879,544	4,986,706	4,458,000
支 出	総 務 費	101,974	110,000	108,000
	保 険 給 付 費	2,427,710	2,815,000	2,800,000
	老 人 保 健 拠 出 金	871,147	1,115,325	1,200,000
	保 健 事 業 費	57,352	60,546	61,998
	そ の 他 の 支 出	280,505	270,034	288,002
	計	3,738,688	4,370,905	4,458,000
差 引		1,140,856	615,801	—

(2) 監査の結果

① 補助割合

平成14年度の建設国保組合の歳入歳出決算書及び財産目録によると、収入は、3,833,717千円、前年度からの繰越金は1,140,856千円で歳入合計額は4,974,574千円であり、県からの補助金450千円が歳入合計額に占める割合は、0.009% (450千円/4,974,574千円) に過ぎない。また、年度末現在で特別積立金等内部留保されている積立金総額は848,204千円となっており、補助金の交付を受けなければ補助対象事業を実施することができないという財政状態とは考えられない。

さらに、補助金交付要綱による補助対象経費は、保健事業の実施に要する経費となっているが、当年度の当該経費総額は36,408千円であり、それに対する補助金450千円は少額であり、「平成13年度当初予算の編成について」(経営管理部)の廃止を検討する補助金として「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」及び「補助効果が乏しいもの」に該当しており廃止すべきである。

[34] 浄化槽適正化推進費補助金

〈事業の概要〉

目的	<p>社団法人岐阜県浄化槽連合会が行う事業に対して補助し、合併処理浄化槽の普及による県民の健康な生活の確保を図ることを目的とする。</p> <p>社団法人岐阜県浄化槽連合会は、浄化槽に関する技術の向上と知識の普及を図り、もって公共用水域の水質の汚濁防止を推進するとともに、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併処理浄化槽に関する正しい知識の普及啓発と相談活動 2. 合併処理浄化槽に関する講習会及び研修会の開催 3. 合併処理浄化槽に関する情報の収集、管理、提供業務 4. 合併処理浄化槽に関する技術の調査及び研究 5. 浄化槽全般に関する行政施策への協力及び周知徹底
補助対象事業	社団法人岐阜県浄化槽連合会が行う事業
補助事業者	社団法人岐阜県浄化槽連合会(以下「浄化槽連合会」という。)
事業の開始	昭和55年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
900	900	900	900	900

(1) 監査の意見

① 自主財源の充実

浄化槽連合会へは昭和55年度から補助金が交付され、浄化槽連合会の運営に要する費用に充てられており、平成14年度決算書によると、収入額13,691千円、支出額11,363千円であり、補助金900千円の収入額に占める割合は6.5%となっているが、浄化槽連合会事業の自主的な運営を進めるためには、会費や事業収入等の自主財源を充実させる方策の検討が必要と考えられる。

[35] 県内産緑化木利用促進事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	社団法人岐阜県造園緑化協会が行う県内産緑化木の使用者に緑化木の入手情報を提供する事業に対して補助し、県内産緑化木の使用向上を目指すとともに、緑化の普及・啓蒙を図ることを目的とする。 県内産緑化木の使用率向上により、県内生産者にとっては、需要拡大、生産拡大につながり、県内生産者の育成に寄与する。
補助対象事業	県内産緑化木の使用向上を目指すため、緑化協会が実施するチラシ及びパンフレット等の作成と配布に要する経費
補助事業者	社団法人岐阜県造園緑化協会(以下「緑化協会」という。)
事業の開始	平成13年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
-	-	230	230	230

(1) 監査の結果

① 補助金の廃止

緑化協会の平成14年度事業報告書によると、収入額は53,644千円、前年度繰越金が12,600千円で総収入額は66,245千円となっており、補助金230千円の占める割合は低く、補助金がなければ事業が実施できないという状況とは考えにくい。「平成13年度当初予算の編成について」(経営管理部)の廃止を検討する補助金として「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」及び「補助効果が乏しいもの」に該当すると考えられ、廃止すべきである。

(2) 監査の意見

① 補助事業

一般的に消費者は、緑化木を植えようとする際、県内産か県外産かを考慮せずに品質と値段により選択していると思われる。そこで、造園業者や販売業者等が県民に直接、県内産を薦めるのが効果的と考えられる。薦めるためには、県内産が県外産に比較して良質であり、最終利用者にとって値段が安いことが必要である。

したがって、最終利用者である県民が県内産緑化木を植える際に要する費用に対して補助金を交付することも検討していただきたい。

[36] 樹苗生産委託資金利子補給金

〈事業の概要〉

目的	樹苗の計画的な生産と需給を図るため、樹苗生産委託事業を実施する岐阜県森林組合連合会又は森林組合に利子補給金を交付し、計画造林を推進することを目的とする。
補助対象事業等	県森連が岐阜県山林種苗協同組合と樹苗生産委託契約を締結し、契約金額の10分の3を前金として支払うのに要する資金を金融機関から借り入れる場合における当該借入金利の2分の1を補助する。
補助事業者	岐阜県森林組合連合会(以下「県森連」という。)又は森林組合
事業の開始	昭和51年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
532	522	520	392	495

(1) 監査の結果

① 補助割合

県森連の平成14年度の決算書によると、事業総収益2,368,751千円、事業総利益518,229千円、経常利益28,135千円となっており、補助金450千円の占める割合は非常に少なく、「平成13年度当初予算の編成について」(経営管理部)の廃止を検討する補助金として「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」及び「補助効果が乏しいもの」に該当すると考えられ、廃止すべきである。

また、昭和51年度からの補助制度であり、制度そのものが、その後の社会的・経済的情勢の変化等により実状に即さなくなっていると思われる。

IV その他個別に検証した補助事業

[40] 出会い・ふれあい・いきいき事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	<p>少子化対策の一環として、少子化の主たる要因とされる未婚率の上昇に対応するため、県内の独身男女を対象に、都市と農山村の地域間交流により出会いと交流の機会を提供する事業に助成し、若者の結婚の円滑な促進を図ることを目的とする。</p> <p>また、都市と農山村の地域間交流の活性化と交流人口の増加対策としての広域的事業の推進を図るとともに、地域の公共的団体等が地域社会の課題解決に深く関わる機会を設け、活動の活性化を図ることを目的とする。</p>
補助対象事業等	<p>県内の独身者に対して出会いと交流の場を提供し、地域活性化に資する広域的事業で、次の各要件をみたすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市と農山村の地域間交流を中心に開催するもの 2. 地域資源の活用など地域の特色を生かし、農山村生活を体験できるもの 3. イベント開催後も、結婚相談員等を活用し、参加者からの相談への対応や参加者間の連絡などフォローアップを行う具体的な計画があること 4. 都市地域の事業対象者に対して広く広報を行い、都市地域から参加者を募るものであること <p>補助対象経費は、他の制度により、国又は県が経費の一部を負担し、又は補助していないもので、次の各号に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. イベント開催に要する経費 2. フォローアップに要する経費 3. イベントの参加者募集のために要する経費 4. イベントを効果的に開催するために、事前に行う研修会等の関連事業に要する経費 5. アンケート実施経費 6. その他知事が必要と認める経費
補助事業者	<p>県内の市町村(地方公共団体の組合を含む。)、農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等の公共団体、NPO法人等又はこれらの団体が共同して組織した実行委員会等</p>
事業の開始	平成13年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
-	-	1,071	1,180	3,000

(1) 監査の意見

① 実績報告書

実績報告書に添付されている収支決算書、開催に関するチラシ、開催時の写真等及び必要に応じ電話連絡により、事業が実施されたことは確認されているが、事業開催に要した経費に関する証憑類(領収書等)の添付がされておらず、収支決算書の支出関連経費についてチェックを実施した痕跡はみられない。実績報告書の記載事項の正確性及び事業執行の妥当性を確認するため、関連証憑類とのチェックすることを検討すべきである。

[41] 岐阜県看護職員定着化推進事業補助金

〈事業の概要〉

目的	医療施設の設置者が当該医療施設内において、乳児又は幼児に対し必要な保育を行う小規模事業(以下「看護職員定着化推進事業」という。)に要する経費に対して補助し、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の離職防止並びに潜在看護職員の再就職の促進を図ることを目的とする。
補助対象事業等	看護職員定着化推進事業を行うために必要な保育所専任職員の人件費 補助基本額 (県単独1型：児童2人以上、保育士等数1人以上) 1人×147,860円×12月 (県単独2型：児童3人以上、保育士等数2人以上) 2人×147,860円×12月
補助事業者	医療施設において、4月1日現在で看護職員の乳児又は幼児の保育数が2名又は3名以上で保育のための専任職員を雇用している次に掲げるもの。 ただし、「医療施設運営費等補助金交付要綱(平成10年6月24日厚生省発健政第137号)による補助金交付の対象とならない事業に限る。 1. 日本赤十字社 2. 厚生農業協同組合連合会 3. 公立学校共済組合 4. 民法法人 5. 医療法人 6. 病院、診療所を開設した法人
事業の開始	平成3年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
6,953	10,342	8,421	8,865	10,047

(1) 監査の意見

① 実績報告書の確認

実績報告書で書面審査をしているのみであるが、記載事項の正確性を確保し、補助対象事業執行の妥当性を確認するため、証憑類とのチェックを行い適正な処理が行われていることを確認し、また、必要に応じて定期的に現地へ出向き、実際の勤務状況を確認することも検討すべきである。

[42] 食品衛生指導員活動費補助金

〈事業の概要〉

目的	<p>社団法人岐阜県食品衛生協会(以下「食品衛生協会」という。)の巡回指導に係る経費に対して補助し、食品衛生監視員による営業施設に対する監視指導と業者による自主管理体制を充実し、食品に起因する危害の発生防止を図ることを目的とする。</p> <p>食品衛生協会は、次の事業を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品衛生思想の普及に関する講習会、展示会の開催に関すること 2. 食品営業施設、食品、添加物、器具等の改善指導に関すること 3. 食品関係従業員の教育養成指導並びに食品衛生指導員の養成及び活動に関すること 4. 会員並びに消費者に対する食品衛生の指導及び相談に関すること 5. 食品関係営業従業者の福利厚生及び健康増進に関すること
補助対象事業	食品衛生協会が実施する食品関係施設の巡回指導に係る経費
補助事業者	食品衛生協会
事業の開始	昭和59年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
1,200	1,200	1,200	1,200	1,000

(1) 監査の意見

① 補助割合

食品衛生協会の平成14年度の収入26,909千円に占める補助金1,200千円は4.5%である。自主財源となる会費収入、委託費収入等の増加を図る自助努力を促すべきである。また、この補助は、昭和59年度に補助金制度が創設され、現在まで継続されているが、今後、段階的に削減することを検討すべきである。

② 講師の人件費

岐阜県食品衛生責任者資格認定講習会及び岐阜県食品衛生責任者講習会の講師確保に要する経費として、講師の人件費に充てるため3,600千円が委託費として県から支出されている。しかし、従来から講師を担当できる県職員OBが事務局長となり講師として活動をしており、実質は、人件費補助であり、委託費ではなく人件費に対する補助金と考えられる。

③ 実績報告書のチェック

食品関係施設の巡回指導活動の実績報告書は、各保健所から入手し、書面でのチェックはしているが、内容のチェックは各保健所に一任しており、担当部署でのチェックはされていない。実績報告書の正確性を確保し、補助対象事業の執行の妥当性を確認するため、実績報告書の記載事項につき証憑類と定期的にチェックすることを検討すべきである。

[43] 岐阜県環境推進協会補助金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県環境推進協会(以下「環境推進協会」という。)が行う事業に要する経費に対して補助し、環境の汚染を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。環境推進協会は、会員相互の公害防止に関する技術、知識の普及向上により、環境への負荷の低減を図り、豊かで快適な環境の保全と健康で文化的な社会環境を確保するため、次の事業を行っている。 1. 環境保全及び公害防止に関する調査研究及び技術指導 2. 環境保全及び公害防止に関する思想の普及啓発 3. 環境保全及び公害防止に関する講習会、研究会等の開催 4. 環境保全及び公害防止に関する考案、貢献等に対する表彰 5. 環境保全及び公害防止に関する情報収集及び提供
補助対象事業	環境推進協会の事務局長人件費の全額及び運営に要する経費
補助事業者	環境推進協会
事業の開始	昭和46年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
3,310	5,459	5,697	5,671	4,737

(1) 監査の意見

① 自主財源の充実

環境推進協会の平成14年度の総支出10,407千円に占める人件費は7,543千円で、72%となっているが、事業費の割合が低すぎ有効性のある事業が実施可能であるか疑問に思われる。

会費及び事業収入等の自主財源の充実を図ることを検討されたい。

[44] 献血推進協議会事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	岐阜県献血推進協議会(以下「献血推進協議会」という。)に対し、血液事業の円滑な推進及び献血意識を普及するため、関係機関、団体等が密に連絡しあい効果的な献血対策を推進するために助成を行う。 献血推進協議会においては、地区献血推進協議会及び市町村献血推進協議会へ助成を行い、地区、市町村レベルのきめ細かな採血計画の樹立、献血登録者の勧誘等献血者の確保、広報活動の充実等により献血事業の推進を図る。
補助対象事業等	献血思想の普及徹底、献血組織の育成指導等献血を推進するため、献血推進協議会が実施する事業に要する経費、地区献血推進協議会(公衆衛生協議会献血推進部会を含む。)及び市町村献血推進協議会が行う事業に対し献血推進協議会が補助する場合における当該補助に要する経費
補助事業者	献血推進協議会
事業の開始	昭和47年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

(1) 監査の意見

① 補助金の有効活用

献血推進協議会への補助は、昭和47年度から実施している。補助金の金額は開始当時890千円であり、次第に増加して昭和60年度から3,000千円となっている。

3,000千円のうち、2,700千円は、市町村献血推進協議会へ交付され、300千円は消耗品費(贈呈品59千円、献血啓発資材(入浴剤)作成78千円)、報償費(役員への謝金50千円)、振り込み手数料44千円などである。

特に市町村献血推進協議会へ交付された2,700千円の用途について調査を依頼したところ、以下のとおりであった。

補助金の用途の主なもの

粗品(記念品)の購入 ペン、洗剤等	99件
会議開催(会場費、飲食代)	17
広報費	15
表彰状、感謝状の贈呈	9
チラシ作成	8
啓発資材作成	7

これらについては、補助金の用途として問題とすべきものはなかった。

一方、各市町村からの事業実績報告書を読んだところ、たとえば、事業費418千円に対して県補助金16千円など事業費に占める県補助金の割合が低いものが数件見受けられた。これらについては地域の保健所に補助をまとめ、まとまった金額を補助するなど配分方法を改善し、この協議会補助金をより有効活用するよう検討することが望まれる。

[45] 生活衛生関係営業活性化対策事業費補助金

〈事業の概要〉

目的	財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター(以下「営業指導センター」という。)の生活衛生関係営業に関する消費者サービスの向上・需要開拓、専門技術者養成・確保等の事業に対して補助し、地域における衛生水準の維持向上並びに生活衛生関係営業の振興・活性化に資することを目的とする。
補助対象事業	営業指導センターが行う次の事業 1. 生活衛生関係営業における消費者サービスの向上、需要の開拓等に資するための事業又はその助成 2. 生活衛生関係営業の専門技術者養成・確保事業又はその助成 3. その他生活衛生関係営業の振興・活性化を図るために必要な事業又はその助成
補助事業者	営業指導センター
事業の開始	平成12年度

〈補助金額の推移〉

(単位：千円)

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度予算
-	4,600	4,600	4,600	3,000

(1) 監査の意見

① 補助効果

営業指導センターは、受入補助金を生活衛生関連の14の同業者組合及び連合会に再交付し、補助先より事業実績報告書入手し、各関連証憑類と当該報告書との照合を実施している。

各組合等への補助金の使途のチェックは正確になされているが、補助金が生活衛生関連業者の事業活性化にどの程度の効果があったのかについては、検討されていない。

「各組合が実施する事業は、全国連合会(各組合の全国組織)が推進する事業であり、各組合独自の事業を盛り込む余地が少ない」との担当者の意見であるが、補助効果を上げるためには、毎年同じような事業を実施するのではなく、事業の活性化のための重点施策を絞り、事業内容を工夫するよう改善が求められる。

第4 県に対する意見

補助制度において課題とされているのは、一度制度化されるとその後、社会経済情勢や行政需要が変化し、補助効果の実効性が薄れている場合でも、補助金の削減や廃止を進めていくことが容易に行えないことである。

その結果、補助金が交付先の既得権益と化し、交付先は補助金への依存体質を強め、自主財源充実への意欲を減退させ、補助金が交付されないことには事業そのものが立ち行かなくなる場合もある。これは、補助の目的から考えれば、必ずしも本来の姿とはいえない。このような補助金の問題点を踏まえ、今回の監査の結果をまとめながら、より有効な補助金の事務執行手続の改善提案を記述した。

1. 補助金の必要性

(1) 行政評価システムの活用

予算策定時において、行政評価システムのデータの活用は、客観的な視点で事業評価が可能になることから有効であると考えられるが、補助金を継続する理由の検討に行政評価システムが活用されているとはいえない。

また、行政評価システムにおける施策体系上での位置づけが、あいまいなものが見受けられた。たとえば、農業共済組合連合会事業活動促進費補助金([9])は、事業内容が農林業の情報化とあまり関係ないと思われるが、「農林業の情報化の推進」という施策体系に位置づけられていた。また、そもそも行政評価システムの施策体系に位置づけられていない補助事業も見受けられた(岐阜県たばこ販売促進事業補助金[30]等)。再度、各所轄部署は、所管事業について施策目標との関係、施策体系上での位置づけが妥当であるか、検討していただきたい。

(2) 県庁内に事務局のある団体への補助事業

県庁内に事務局のある団体に対する補助事業の一部において、補助金の交付申請事務と交付決定事務を同一の担当者が行っているものが見受けられた。

このような状況においては、妥当な事業評価ができるとは考えられない。また、県の職員人件費等も機会費用として負担していることになる。さらに、所轄部署の中で事務・事業がなされることから、牽制機能が働きにくくなると考えられ望ましくない。

県庁内の事務局を直ちになくすことが難しければ、少なくとも補助金の交付申請事務と交付決定事務は同一者が担当しないようにすること、また、現金取扱と帳簿記録についても同一者が担当しないようにすることが求められる。

将来的には、長期間にわたり県庁内に事務局のある団体については、原則として、県の直轄事業として実施するか、補助のあり方を変更するよう検討していただきたい。

(3) 少額補助金の廃止

前述の「予算編成方針における取扱い」において、「終期の到来したもの。特に零細補助金は必ず廃止すること。」となっているにもかかわらず、一部において、百万円未満の零細補助金が継続されている。また、同じく「被補助団体の収入状況等を踏まえて、縮減を図ること。」となっているにもかかわらず、補助金交付先団体の収入に占める補助金の割合が0.009%（岐阜県国民健康保険保健事業費補助金[33]）となるようなケースなど、補助金交付先団体の収支状況及び財政状態を検討した上で補助金を交付しているとは思われないものが見受けられた。今後は補助金交付先団体の決算書を入手し、補助金廃止の検討材料としていただきたい。

2. 補助の内容

(1) 補助金交付要綱における補助率等

補助金交付要綱中、補助率又は補助金額について「知事が別に定める額」といった定め方が見受けられた（園芸特産振興団体育成対策費[5-1]等）。行政の透明性を高めるため、補助金交付要綱に、補助率や補助金額を可能な限り具体的に記載するように改めるべきである。

(2) 国の制度への依存

今回の監査においては、特に農業関係における補助金等について、国の制度に沿って実施している補助事業が少なくなかった。たとえば、木材産業高次加工化等促進事業費補助金（[8-1]）、岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金（[10-2]）、農業農村活性化協会補助金（[10-5]）などが該当する。特に、岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金（[10-2]）は、長年利用が低迷しているのにもかかわらず、改善が進んでいない。国の制度があっても利用が低迷していれば、県民のニーズを把握していないことを再度認識し、利用向上のため、県独自の工夫を常に念頭に置きつつ補助事業を実施すべきである。

(3) 補助対象経費の見直し

財政難の中、補助金交付先団体が補助事業として実施するセミナー等における弁当代等は補助対象経費から除くべき時期にあると思われる。畜産協会等事業推進費補助金（[10-3]）、岐阜県保健体育等振興補助金（[22]）、岐阜県青少年育成非行防止推進事業費補助金（[25]）などが該当する。県の予算編成方針にも記載されているものの、徹底されていないのではないかとと思われる。各部署において再度、見直すべきである。

3. 補助金の検証体制

(1) 終期到来補助金調書の開示

終期到来補助金調書は、補助金を何故継続するのかを検証する資料としては、非常に有用であると判断された。現状では、財政課と所轄部署のやりとりで、補助金を継続するか否かの結論を出しているのみであり、継続理由を県民が知ることはできない。一案としては、この終期到来補助金調書をホームページなどで公開するなど、何らかの形で、広く県民のチェックを受けるようにしたらよいのではないかと思われる。

(2) 予算策定手続きの改善

所轄部署は予算策定時には、可能な限り交付先から中間状況報告を受け、また、交付先が団体の場合には会計帳簿等を閲覧するなどし、補助事業の具体的な執行状況を検討した上で、予算の作成に臨むべきである。これにより、毎年より精度の高い事業計画の作成とそれに必要な費用の査定が可能になると考えられる。たとえば、農業会議補助金([10-4])の予算策定において、前年の会計帳簿等を参考にして、実際の支出内容を検査しておれば、より正確に予算が策定できたと考えられる。全体的に再度、実際の支出内容に注意して、補助事業の積算を見直すよう改善が求められる。

(3) 事業実績報告書のチェック

県の所轄部署において、事業実績報告書の収支決算書について、証憑類(領収書等)とのチェックを徹底すべきである。ただし、補助金等の規模、補助金先の件数などにより、チェックにも限界はあると思われるため、たとえば、出合い・ふれあい・いきいき事業費補助金([40])、岐阜県看護職員定着化推進事業補助金([41])等の比較的小規模な補助事業であれば、事業実績報告書の添付資料として、一定金額以上の証憑類の写しを提出を求め、チェックを行うことが望まれる。また、所轄の担当者の事務量が多いため、チェックができないことが考えられるため、たとえば、事業実績報告書の提出が集中しないように簡易なもので構わないから、補助対象事業の遂行途中で状況報告及び証憑類を提出してもらい、チェックに要する時間を分散化させることも検討すべきである。

(4) 事業実績報告書の報告内容の改善

現状では、事業実績報告書の内容は、定性的な記載内容となっているものが多い。可能な限り、定量的データを報告してもらうようにし、行政評価システムにおいて有効活用できるようにすべきである。

また、補助を受ける側として、補助金に関する改善事項等意見の記載を求めらるるようにして、所轄部署とのコミュニケーションに役立てることも検討すべきである。

おわりに

今日不況が続くなか、民間企業において費用の削減を行う場合、リーダーが自ら先頭に立ち、指導するケースが多い。一般的に痛みを伴うリストラクチャリングには、トップの勇気と決断が必要である。

財政課をはじめとして、所轄部署レベルにおいて、補助金のスクラップアンドビルドのための努力がなされてはいたものの、いずれもボトムアップ型の意思決定手法が多いといえる。限られた財源のなか、縦割り意識の強い行政において、この手法では、メリハリを効かせた選択を実現するのは難しいといえる。県では、平成16年度より部局別枠予算が導入されているため、部局長は組織マネジメント権限を發揮し、補助効果の再点検、重点事業への絞込みによる補助金の抑制等の方針を強く打ち出す必要があると思われる。

以上